

国土審議会水資源開発分科会筑後川部会議事次第

平成 15 年 3 月 27 日(木)

15:00 ~ 17:00

国土交通省特別会議室

(合同庁舎 3 号館 1 1 階)

- 1 . 開 会
- 2 . 委員、特別委員、専門委員紹介
- 3 . 部会長互選
- 4 . 部会長挨拶
- 5 . 水資源部長挨拶
- 6 . 議 事
 - (1) 国土審議会運営規則について
 - (2) 筑後川水系における水資源開発基本計画について
 - (3) その他
- 7 . 閉 会

資料一覽

[名簿]		
資料1	国土審議会委員名簿	1 - 1
	国土審議会水資源開発分科会委員名簿	1 - 2
	筑後川部会委員名簿	1 - 3
[法令等]		
資料2	国土交通省設置法	2 - 1
	国土審議会令	2 - 4
	国土審議会運営規則	2 - 8
	水資源開発分科会における部会設置要綱	2 - 10
	水資源開発促進法	2 - 11
[水資源開発基本計画]		
資料3	水資源開発基本計画について	3 - 1
[水系の概要]		
資料4	流域の概要	4 - 1
	治水の概要	4 - 2
	利水の概要	4 - 4
	河川環境の概要	4 - 5
[水資源開発基本計画の経緯と現況]		
資料5	筑後川水系における水資源開発基本計画の経緯	5 - 1
	事業諸元の変遷	5 - 2
	これまでの水資源開発基本計画における 用途別需要の見通しの示し方	5 - 3
	事業位置図	5 - 4
	事業実施状況	5 - 5
	水資源開発基本計画掲上施設の開発水量推移(都市用水)	5 - 7
	事業進捗状況	5 - 8
[水需給の状況]		
資料6	人口、工業出荷額等の推移	6 - 1
	水道水の使用実績、上水道の需給の状況	6 - 6
	工業水の使用実績、工業用水道の需給の状況	6 - 11
	農業水の需給状況	6 - 16
[降水量、流況]		
資料7	降水量及び流況	7 - 1
	観測地点位置図	7 - 3
[渇水の発生状況]		
資料8	昭和63年から平成14年の取水制限状況	8 - 1
	筑後川水系の主な渇水被害の状況	8 - 2
	筑後川水系の渇水被害状況	8 - 3
	渇水関連新聞記事	8 - 9
[その他重要事項]		
資料9	その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 現状及び施策の事例	9 - 1 9 - 2
参考資料		
	筑後川水系における水資源開発基本計画 水資源開発審議会調査企画部会報告	

国土審議会委員名簿

(平成14年12月9日現在)

: 会長

: 会長代理

1. 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者(6人)

岩國	哲人	衆議院議員
奥野	誠亮	衆議院議員
河上	覃雄	衆議院議員
谷川	和穂	衆議院議員
中山	正暉	衆議院議員
松崎	公昭	衆議院議員

2. 参議院議員のうちから参議院が指名した者(4人)

草川	昭三	参議院議員
久世	公堯	参議院議員
輿石	東	参議院議員
西田	吉宏	参議院議員

3. 学識経験を有する者(20人)

秋山	喜久	関西電力(株)代表取締役会長
井上	定彦	島根県立大学総合政策学部教授
岩崎	美紀子	筑波大学社会科学系教授
大西	隆	東京大学先端科学技術研究センター教授
加賀美	幸子	(財)千葉市文化振興財団千葉市女性センター館長
川勝	平太	国際日本文化研究センター教授
小澤	紀美子	東京学芸大学教育学部教授
小早川	光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
潮谷	義子	熊本県知事
生源寺	眞一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
榛村	純一	掛川市長
須田	寛	東海旅客鉄道(株)代表取締役会長
丹保	憲仁	放送大学学長
中川	博次	立命館大学理工学部教授
中村	桂子	(株)生命誌研究館館長
中村	英夫	武蔵工業大学環境情報学部教授
根本	二郎	日本郵船(株)代表取締役会長
藤原	まり子	博報堂生活総合研究所客員研究員
森地	茂	東京大学大学院工学系研究科教授
矢田	俊文	九州大学大学院経済学研究院院長

国土審議会水資源開発分科会委員名簿

(平成15年3月27日現在)

	氏 名	現 職
分科会長	池淵 周一	京都大学防災研究所教授
	加賀美 幸子	(財)千葉市文化振興財団千葉市女性センター館長
	嘉田 由紀子	京都精華大学教授、滋賀県立琵琶湖博物館研究顧問
	川北 和徳	東京水道サービス(株)代表取締役社長
	佐々木 弘	放送大学教授
	中川 博次	立命館大学理工学部教授
分科会長代理	丸山 利輔	石川県農業短期大学学長
	虫明 功臣	東京大学教授(生産技術研究所)
	村岡 浩爾	大阪産業大学人間環境学部教授
	恵 小百合	江戸川大学教授
	山本 和夫	東京大学環境安全研究センター教授

(五十音順)

筑後川部会委員名簿

(平成 15年 3月 27日現在)

	氏 名	現 職
分科会特別委員	川北 和徳	東京水道サービス(株)代表取締役社長
	村岡 浩爾	大阪産業大学人間環境学部教授
	恵 小百合	江戸川大学教授
	山本 和夫	東京大学環境安全研究センター教授
専門委員	折坂 章子	(財)日本気象協会 首都圏支社 気象情報部 気象予報士
	楠田 哲也	九州大学大学院工学研究院教授
	黒田 正治	九州共立大学工学部教授
	神野 健二	九州大学大学院工学研究院附属環境システム科学研究センター教授
	古市 正敏	(社)海外電力調査会電力国際協力センター副所長
	三浦 哲彦	佐賀大学理工学部都市工学科教授
	水谷 守男	鹿児島国際大学大学院教授(経済学研究科)

(五十音順)

国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号） - 抜粋 -

最終改正：平成十四年十二月十八日法律第百八十八号

第三章 本省に置かれる職及び機関

第二節 審議会等

第一款 設置

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

2 (略)

第二款 国土審議会

(所掌事務)

第七条 国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通大臣の諮問に応じて国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議すること。

二 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）、国土利用計画法、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）、東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）、九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）、四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）、北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）、中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十二号）、北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）、土地基本法（平成元年法律第八十四号）、地価公示法、国土調査法（昭和三十六年法律第百八十八号）、国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）及び豪雪地帯対策特別措置法の規定によりその権限に属させ

られた事項を処理すること。

(組織)

第八条 国土審議会は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 六人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 四人
- 三 学識経験を有する者 二十人以内

2 前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第九条 国土審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、国土審議会を代表する。

3 国土審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(特別委員)

第十条 特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、国会議員、当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 第八条第四項の規定は、特別委員に準用する。

(資料提出の要求等)

第十一条 国土審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行

の日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(所掌事務の特例)

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期限	法律
平成十七年三月三十一日	山村振興法
	半島振興法
平成十九年三月三十一日	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法
平成二十五年三月三十一日	離島振興法

国土審議会令(平成12年6月7日政令第298号)

最終改正：平成一四年四月一日政令第一三四号

内閣は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門委員）

第一条 国土審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（分科会）

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

名称	法律
土地政策分科会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）
	土地基本法（平成元年法律第八十四号）
	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）
	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）
	国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）
首都圏整備分科会	首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）
	首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）
近畿圏・中部圏整備分科会	近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）
	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）
	中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）
	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整

	備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）
東北地方開発分科会	東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）
九州地方開発分科会	九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）
四国地方開発分科会	四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）
北陸地方開発分科会	北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）
中国地方開発分科会	中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十二号）
北海道開発分科会	北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）
水資源開発分科会	水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）
豪雪地帯対策分科会	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、国土交通大臣が指名する。

3 分科会に属すべき専門委員は、会長が指名する。

4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員（首都圏整備分科会、近畿圏・中部圏整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会にあっては、当該分科会に属する委員及び特別委員）のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。

5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、分科会（首都圏整備分科会、近畿圏・中部圏整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会を除く。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第三条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（幹事）

第四条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。

分科会	課
土地政策分科会	国土交通省土地・水資源局総務課
首都圏整備分科会	国土交通省国土計画局大都市圏計画課
近畿圏・中部圏整備分科会	
東北地方開発分科会	国土交通省国土計画局地方計画課
九州地方開発分科会	
四国地方開発分科会	
北陸地方開発分科会	
中国地方開発分科会	
北海道開発分科会	国土交通省北海道局総務課
水資源開発分科会	国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課
豪雪地帯対策分科会	国土交通省都市・地域整備局地方整備課

(雑則)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(分科会の特例)

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期限	分科会	法律	課
平成十五年三月三十一日	離島振興対策分科会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）	国土交通省都市・地域整備局離島振興課
平成十七年三月三十一日	山村振興対策分科会	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）	国土交通省都市・地域整備局地方整備課
平成十九年三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）	国土交通省都市・地域整備局地方整備課

2 前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局農村政策課の協力を得て処理するものとする。

附則（平成一三年三月三〇日政令第一四九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二九日政令第七八号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年四月一日政令第一三四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

国土審議会運営規則（平成13年3月15日第1回国土審議会決定）

（趣旨）

第1条 国土審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）及び国土審議会令（平成12年政令第298号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（招集）

第2条 審議会の会議は、会長（会長が選任されるまでは、国土交通大臣）が招集する。
2 前項の場合においては、委員並びに議事に関係のある特別委員及び専門委員に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

（書面による議事）

第3条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある特別委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（会議の議事）

第4条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。
2 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

（議事の公開）

第5条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（分科会への意見聴取）

第6条 会長は、審議会の議決に関し、必要があると認めるときは、関係する分科会（第7条第1項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。）に意見を聴くものとする。

(分科会)

第7条 会長は、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合には、調査審議事項を当該分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託することができないときは、この限りでない。

2 分科会(首都圏整備分科会、近畿圏整備分科会、中部圏開発整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会を除く。)の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。

3 会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、同項の同意をするものとする。

4 会長は、第2項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。

5 第2条から第5条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第8条 会長(分科会に置かれる部会にあっては分科会長)は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。

2 第2条から第5条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「審議会に置かれる部会にあっては会長、分科会に置かれる部会にあっては分科会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年3月15日から施行する。

水資源開発分科会における部会設置要綱

平成 13 年 8 月 21 日
第 1 回水資源開発分科会決定

(設置)

1. 国土審議会令(平成12年政令第298号)第3条第1項の規定に基づき、水資源開発分科会(以下「分科会」という。)に利根川・荒川部会、豊川部会、木曽川部会、淀川部会、吉野川部会、筑後川部会及び調査企画部会(以下「各部会」という。)を置く。

(任務)

2. 利根川・荒川部会は利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(以下「基本計画」という。)について、豊川部会は豊川水系における基本計画について、木曽川部会は木曽川水系における基本計画について、淀川部会は淀川水系における基本計画について、吉野川部会は吉野川水系における基本計画について、筑後川部会は筑後川水系における基本計画について、調査企画部会は各水系の基本計画に共通する事項等について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

(庶務)

3. 各部会の庶務は、国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課において処理する。

(雑則)

4. この要綱に定めるもののほか、各部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は平成13年8月21日から施行する。

水資源開発促進法

(昭和三十六年十一月十三日法律第二百十七号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

(目的)

第一条 この法律は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まつて、河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もつて国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基礎調査)

第二条 政府は、次条第一項の規定による水資源開発水系の指定及び第四条第一項の規定による水資源開発基本計画の決定のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により行政機関の長が行なう基礎調査について必要な調整を行ない、当該行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。

(水資源開発水系の指定)

第三条 国土交通大臣は、第一条に規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する。

2 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し前項に規定する必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、水資源開発水系の指定を求めることができる。

3 国土交通大臣が水資源開発水系の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

4 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

(水資源開発基本計画)

第四条 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。

2 国土交通大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

- 3 基本計画には、治山治水、電源開発及び当該水資源開発水系に係る後進地域の開発について十分な考慮が払われていなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。
- 5 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。
- 6 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、基本計画の変更を求めることができる。

第五条 基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標
- 二 前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 三 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(国土審議会の調査審議等)

第六条 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、水資源開発水系及び基本計画に関する重要事項について調査審議する。

- 2 国土審議会は、前項に規定する重要事項について、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
- 3 関係行政機関の長は、第一項に規定する重要事項について、国土審議会の会議に出席して、意見を述べるることができる。

第七条から第十条まで 削除

第十一条 削除

(基本計画に基づく事業の実施)

第十二条 基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体、水資源開発公団その他の者が実施するものとする。

(基本計画の実施に要する経費)

第十三条 政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

(損失の補償等)

第十四条 基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。

附則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

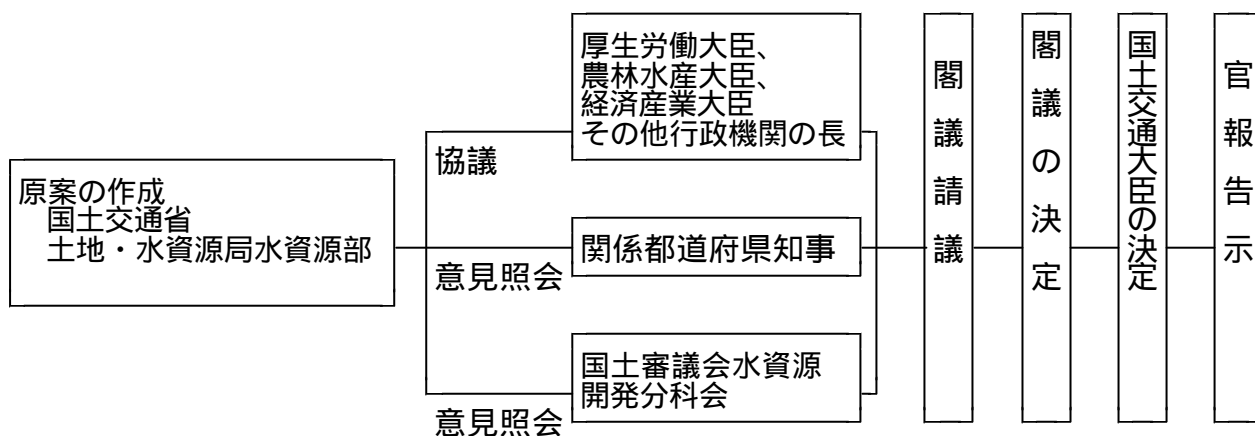
水資源開発基本計画について

(1) 水資源開発促進法及び水資源開発基本計画の概要

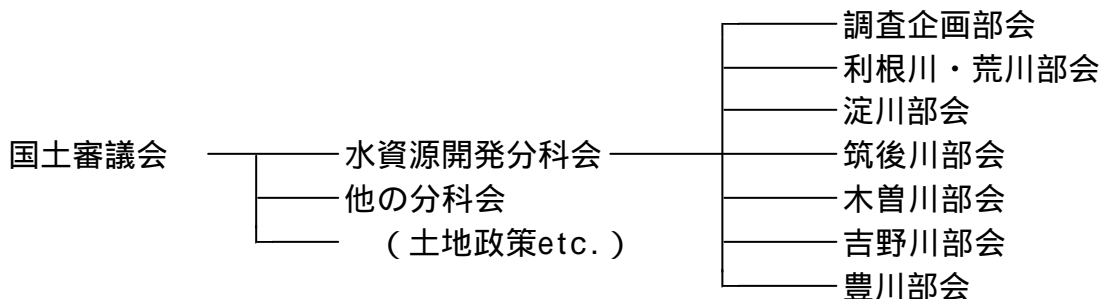
水資源開発基本計画（フルプラン）は、水資源開発促進法に基づき、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域について、広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある場合に、その地域に対する用水の供給を確保するために必要な河川の水系を水資源開発水系（以下、「指定水系」という）として指定し、この水資源開発水系に係る地域について、策定することとしている。

指定水系は、国土交通大臣が厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事と国土審議会水資源開発分科会の意見を聴いて、閣議の決定を経て指定する。また、フルプランについても、同様の手続により決定、変更される。

水資源開発基本計画策定の手続き



国土審議会組織図（各部会の設置は平成13年8月21日水資源開発分科会決定）



(2)水資源開発基本計画策定に関する経緯

現行の水資源開発基本計画については、平成12年12月に出された水資源開発審議会調査企画部会報告を踏まえて、近年の経済社会の情勢や各地で生じている渇水の頻発等、水資源をとりまく状況の変化に対応し、全部改定を進めている。

審議会

1)水資源開発審議会

新しい水資源開発基本計画の策定のための円滑な調査審議を図るため、水資源開発審議会に調査企画部会を設置し、各水系の基本計画に共通する事項について調査審議することとした。これまで、日本の水資源の現状と課題等について議論を行っている。

調査企画部会設置以降の経緯は以下のとおり。

- 平成11年5月14日 水資源開発審議会に調査企画部会を設置
- 平成12年2月2日 第1回調査企画部会
- 平成12年4月4日 第2回調査企画部会
- 平成12年10月26日 第3回調査企画部会……部会報告骨子を審議
- 平成12年11月30日 第4回調査企画部会
- 平成12年12月25日 水資源開発審議会……部会報告を了承

2)国土審議会水資源開発分科会

- 平成13年8月21日 国土審議会水資源開発分科会……新しい部会の設置
- 平成13年12月13日 国土審議会水資源開発分科会……吉野川水系の審議
- 平成14年10月31日 国土審議会水資源開発分科会……利根川・荒川水系の審議

3)各水系部会

- 平成13年10月19日 吉野川部会
- 平成13年11月9日 吉野川部会
- 平成14年1月23日 利根川・荒川部会
- 平成14年5月9日 利根川・荒川部会
- 平成14年5月21日 淀川部会
- 平成14年10月16日 利根川・荒川部会
- 平成14年10月31日 淀川部会
- 平成14年11月8日 豊川部会

都府県担当課長会議

これまで、東京における水資源開発基本計画関係都府県会議の開催及び各水系ごとの水資源開発基本計画担当課長会議の開催を通じて、関係都府県に水資源開発基本計画に係る需要想定エリアについての照会等の依頼等を行うとともに、各水系における水資源開発基本計画の進め方等についての情報交換を行っている。

関係行政機関との調整

水資源開発基本計画の策定に係る調査等について、関係行政機関において情報交換、意見交換を逐次行っている。

地方合同会議の開催

水資源開発基本計画の策定にあたり、関係都府県及び地方支部部局を含めた情報交換、意見交換を行い、合意形成を図っている。

基礎調査の実施

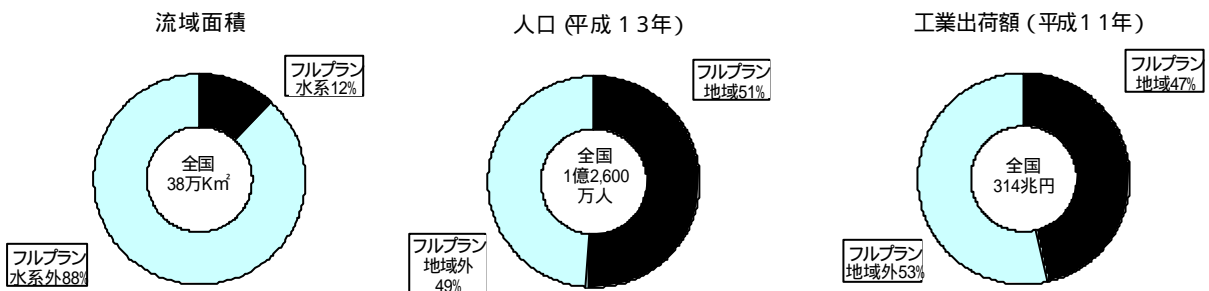
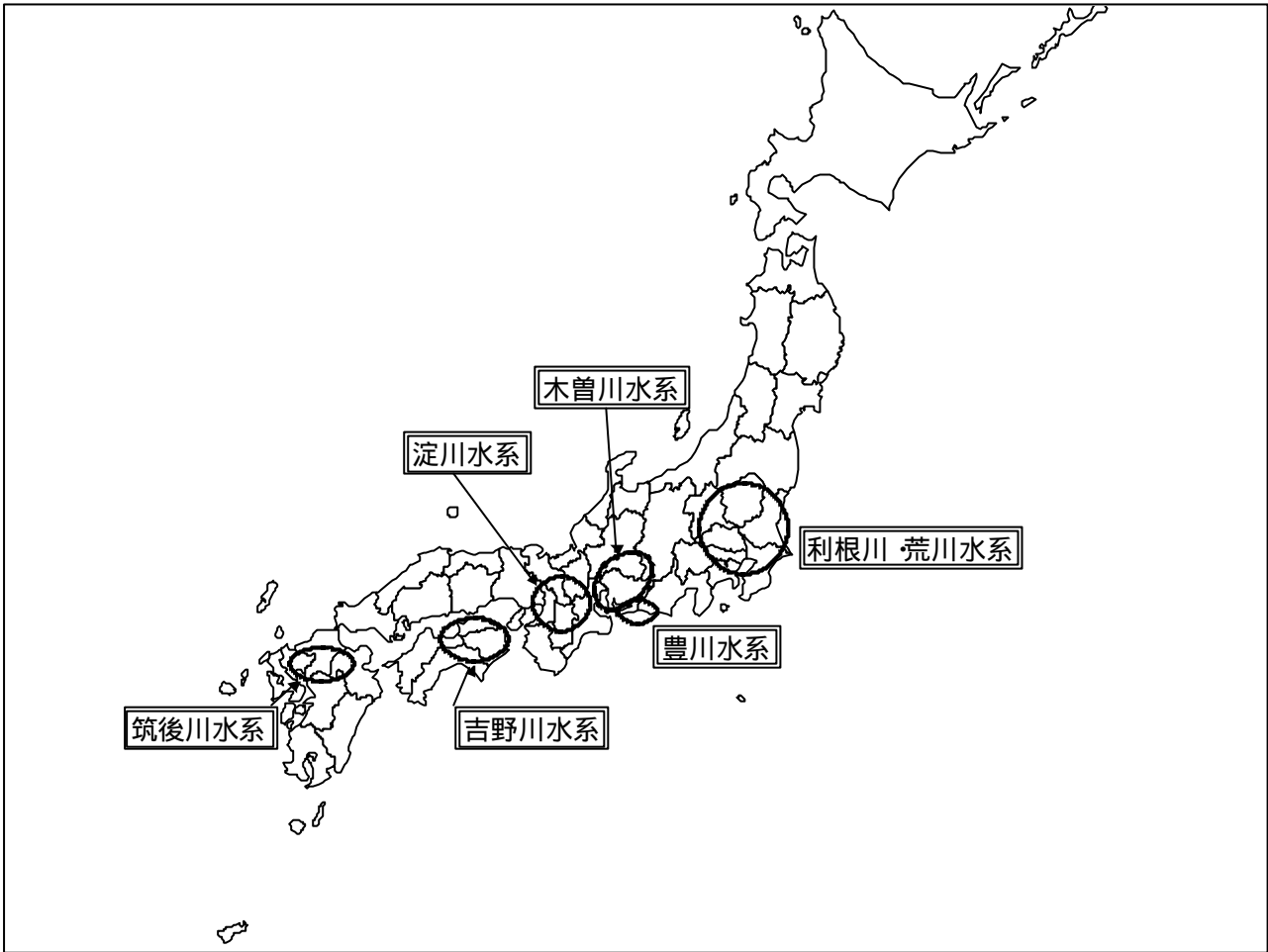
- ・ 水需給調査に係る需要想定エリアについて各都府県に照会
- ・ 需要実績調査を各都府県に依頼
- ・ 供給実績調査を各都府県に依頼
- ・ 需給実績調査（農業用水）を農林水産省に依頼
- ・ 事業進捗状況調査を各省に依頼
- ・ 吉野川水系における需給想定調査を各県に依頼
- ・ 利根川水系及び荒川水系における需給想定調査を各都県に依頼
- ・ 淀川水系における需給想定調査を各府県に依頼

計画の変更

平成14年2月15日 吉野川水系における水資源開発基本計画の全部変更
（水需給計画の変更）

平成14年12月10日 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更
（思川開発、霞ヶ浦導水、利根中央土地改良の変更、栗原川ダムの削除、群馬用水施設緊急改築の追加その他）

フルプラン水系



(平成14年版 日本の水資源より)

水資源開発基本計画の概要

(2002年12月10日現在)

事 項	利根川水系及び荒川水系	豊川水系	木曽川水系	淀川水系	吉野川水系	筑後川水系	
水系指定	1962年4月27日(利根川水系) 1974年12月24日(荒川水系)	1990年2月6日	1965年6月25日	1962年4月27日	1966年11月18日	1964年10月16日	
計 画 決 定	当初決定	1976年4月16日 (利根川水系のみ1962年8月17日)	1990年5月15日	1968年10月15日	1962年8月17日	1967年3月14日	1966年2月1日
	現行計画	1988年2月2日 (次)		1993年3月26日 (次)	1992年8月4日 (次)	2002年2月15日 (次)	1989年1月24日 (次)
	一部変更	2002年12月10日	1999年4月2日	1997年12月19日	2001年9月14日		1999年1月29日
計画目標年度	1986 - 2000	- 2000	1986 2000	1991 2000	- 2010	1986 - 2000	
新規水需要	約 170 m ³ / s	約 5.4 m ³ / s	約 34 m ³ / s	約 60 m ³ / s	約 22 m ³ / s	約 17.7 m ³ / s	
水道用水	約 93 m ³ / s	約 2.3 m ³ / s	約 14 m ³ / s	約 42 m ³ / s	約 10 m ³ / s	約 5.0 m ³ / s	
工業用水	約 35 m ³ / s	—	約 6 m ³ / s	約 10 m ³ / s	約 12 m ³ / s	約 2.7 m ³ / s	
農業用水	約 43 m ³ / s	約 3.1 m ³ / s	約 14 m ³ / s	約 9 m ³ / s	—	約 10.0 m ³ / s	
供 給 名	<p>< 利根川水系 > 霞ヶ浦開発 思川開発 房総導水路 奈良俣ダム 東総用水 埼玉合口二期 霞ヶ浦用水 戸倉ダム 9 ハッ場ダム 10 北千葉導水 11 渡良瀬遊水池 12 霞ヶ浦導水 13 湯西川ダム 14 北総中央用水 土地改良 利根中央用水 16 利根中央土地改良 17 その他(10事業)</p>	<p>< 荒川水系 > 滝沢ダム 浦山ダム 荒川調節池 20 21 その他(1事業)</p> <p>< 改築事業 > 利根大堰施設緊急 改築 武蔵水路改築 印旛沼開発施設緊 急改築 群馬用水施設緊急 改築</p>	<p>1 設楽ダム 豊川総合用水</p> <p>< 改築事業 > 豊川用水施設 緊急改築 豊川用水二期</p>	<p>三重用水 長良川河口堰 阿木川ダム 徳山ダム 味噌川ダム 愛知用水二期 長良導水</p> <p>< 改築事業 > 木曽川用水施設 緊急改築</p>	<p>琵琶湖開発 日吉ダム 比奈知ダム 布目ダム 川上ダム 6 大戸川ダム 丹生ダム 8 猪名川総合開発 9 天ヶ瀬ダム再開発 10 日野川土地改良 11 宇治山城土地改良 12 大和高原北部土地 改良 13 その他(2事業)</p>	<p>< 改築事業 > 香川用水施設 緊急改築</p> <p>福岡導水 筑後川下流用水 大山ダム 4 竜門ダム 5 猪牟田ダム 6 佐賀導水 7 城原川ダム 8 耳納山麓土地 改良 9 筑後川下流土地 改良 小石原川ダム</p>	
	開 発 水 量	約 117 m ³ / s (3.0 m ³ / s)	約 4.1 m ³ / s	約 46 m ³ / s [34 m ³ / s]	約 56 m ³ / s [49 m ³ / s]		約 15.1 m ³ / s

- 注 1 . 計画目標年度欄の木曽川水系及び淀川水系については、2001年度以降の需要の発生にも対処することとしている。
 2 . 新規水需要欄の吉野川水系については、2010年度を目途とする吉野川水系依存量であり、計画目標年度内の新規水需要とは異なる。
 3 . 供給施設名欄の番号は、水資源開発公団が事業主体であることを示す。
 4 . 供給施設名欄の下線は、現在事業中であることを示す。
 5 . 上記施設による新規開発水量欄の()書きは既存水利の有効利用で外書き、[]書きは計画目標年度における新規開発水量で内書きである。

水資源開発審議会調査企画部会報告の概要

新しい水資源開発基本計画の策定のための円滑な調査審議を図るため、平成11年5月14日、水資源開発審議会に調査企画部会を設置し、各水系の基本計画に共通する事項について調査審議することとし、平成12年12月25日に行われた第69回水資源開発審議会において、下記の報告が了承された。

今後、各水系において水資源開発基本計画の策定を行うに当たっては、各水系ごとに本報告を踏まえた十分な調査審議が行われることが期待されている。

構成

1．はじめに

2．新しい水資源開発基本計画のあるべき姿

水系毎の実状に応じた計画

需要と供給の全体像を見とおした計画

水利用の安定性確保の観点からの水需給の検討

既存施設の有効活用なども含めた多様な施策の展開

3．新しい水資源開発基本計画策定上の留意点

1) 水需要の的確な把握

2) 水利用の安定性の点検

3) 水需給に関する多様な施策の展開

計画的な水資源開発施設の整備

既存施設の有効活用

ア 計画的かつ機動的な改築・更新

イ 施設の効果的・弾力的活用

ウ 用途間の転用

水源の多様化

節水への対応

4) その他重要事項

新しい計画を策定する上で検討すべき事項

ア 流域圏における健全な水循環系の構築

イ 水質の保全・向上

ウ 水源地域対策

エ その他検討すべき事項

政策評価

4．水資源施策に関するその他の議論

筑後川水系の概要

1. 流域の概要

筑後川は、その源を熊本県阿蘇郡に発し、高峻な山岳地帯を流下して日田市にいたり、そこで右支川玖珠川をあわせて、山間盆地を通り、その後、狭隘な夜明峡谷を過ぎ、筑紫平野を貫流して有明海に注ぐ九州第一の河川である。流域は熊本、大分、福岡、佐賀の4県にまたがり、流域面積は2,860km²（山林 約56%、水田や果樹園等の農地 約21%、宅地等の市街地 約23%）、幹川流路延長は143kmであり、流域関連区域の人口は約144万人（平成12年国勢調査）となっている。

流域の地形は、中流部杷木町付近を境として上流地域と下流地域とで大きな変化が見られる。上流地域は火山噴出物と溶岩でできた山地であり、火山性高原地形と盆地が発達している。下流地域は、沖積作用によってできた広大な筑紫平野が大部分を占める。

流域の産業としては、食品加工業、酒造業、木工業等が沿岸諸所に見られ、特に筑後川が注ぐ有明海ではノリ業が盛んで、その収穫量は全国の約4割を占めている。

筑後川流域は、温暖多雨な九州気候区に属し、年間平均降水量は約2,050mmであり、その約60%が6月から9月にかけての梅雨期及び台風期に集中している。基準地点瀬ノ下における平成12年までの平均流量は、年総量で約36億m³、平均流量で約115m³/sとなっている。

- （出典）・筑後川 - その治水と利水 - （九州地方整備局監修、（有）国土開発調査会）
- ・平成12年流量年表（国土交通省河川局編）
 - ・水資源開発公団筑後川開発局パンフレット

2. 治水の概要

筑後川水系における治水事業は、明治20年に着手された第1次工事が最初であり、河口から日田市隈町までの区間における航路維持のための低水工事、旧堤の拡築、逆流防止水門の設置、捷水路の開削等が行われた。その後、明治22年の大洪水により、明治29年から第2次工事に着手し、本川中・下流部（杷木から河口まで）の区間の改修工事が実施された。

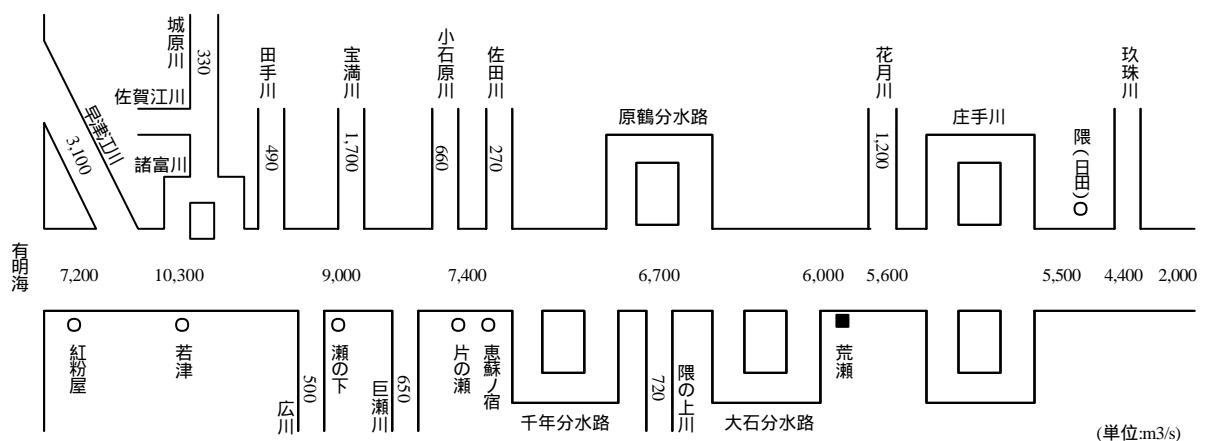
さらに、大正10年の大洪水により、大正12年から本格的に国の直轄事業として久留米から上流の築堤、下流の浚渫等が実施されるなど、改修計画の変更が行われながら、改修工事が実施されたが、昭和28年6月の大洪水は従来の計画高水流量を著しく上回り、流域が大災害を被ったことから、治水計画の大幅な改定が必要となり、昭和32年に筑後川水系治水基本計画が策定された。

その後、この計画は昭和39年の河川法の改正に対応し、昭和40年4月に筑後川水系工事实施基本計画として改められ、さらに、流域の開発、進展とそれに対応した本川流出量の増大や、中流部支川の合流量の増大に鑑み、昭和48年4月に改定が行われ、基準地点夜明(平成7年3月の改定において荒瀬に変更)における基本高水のピーク流量を $10,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち、上流ダム群により $4,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分流量を $6,000\text{m}^3/\text{s}$ とした。この計画に基づき原鶴分水路の開削、東櫛原地区の引堤、筑後大堰の建設等が実施され、現在は大山ダム建設等の治水事業が行われている。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	ダムによる調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
筑後川	荒瀬	10,000	4,000	6,000

筑後川計画高水流量図



(出典) 筑後川水系工事实施基本計画 (平成7年3月)

筑後川流域における戦後の主な洪水被害等の状況一覧表

洪水年	出水概要	水文状況			被害状況	
		48時間雨量 (mm)	最高水位 (m)	流量 (m ³ /s)		
昭和28年 6月26日 梅雨前線	25日午後～26日午前中まで豪雨に見舞われた。未曾有のこの豪雨によって沿川各所で堤防の欠壊が相次ぎ、流域一帯で壊滅的な被害を受けた。	荒瀬 約520 瀬ノ下 約470	荒瀬 不明 瀬ノ下 9.02	荒瀬 約9,100 瀬ノ下 不明	死者 147名 家屋損壊 12,801戸 床上浸水 49,201戸 床下浸水 46,323戸 浸水面積 不明	
昭和54年 6月29日 梅雨前線	強い雨が降り続き、各観測所とも警戒水位を突破し、特に瀬の下では警戒水位を1.44mもオーバーした。	荒瀬 約380 瀬ノ下 約330	荒瀬 6.97 瀬ノ下 6.40	荒瀬 約4,600 瀬ノ下 約5,100	家屋損壊 12戸 床上浸水 71戸 床下浸水 1,355戸 浸水面積 14,805ha	
昭和55年 8月31日 秋雨前線	28日夕方から豪雨となった。29日も前線はさらに活動を強めて九州北部に停滞し、30日昼過ぎまで集中豪雨をもたらした。このため、瀬の下では、30日早朝に警戒水位を越えて昼過ぎに5.46mの最高水位を記録した。	荒瀬 約310 瀬ノ下 約310	荒瀬 5.49 瀬ノ下 5.46	荒瀬 約2,500 瀬ノ下 約4,000	家屋損壊 2戸 床上浸水 713戸 床下浸水 7,395戸 浸水面積 4,228ha	
昭和57年 7月24日 梅雨前線	24日早朝から本格的な雨が降り出し、特に上流域では、河川水位は急激に上昇し、ほとんどの観測所で警戒水位を突破した。	荒瀬 約270 瀬ノ下 約240	荒瀬 6.64 瀬ノ下 6.08	荒瀬 約4,200 瀬ノ下 約5,300	家屋損壊 25戸 床上浸水 244戸 床下浸水 3,668戸 浸水面積 2,418ha	
昭和60年 6月27日 梅雨前線	26日～27日にかけて集中豪雨に見舞われ、21日～29日に至る9日間の総雨量は大野で831mm、妹川で827mmを記録した。このため、瀬ノ下では、28日9時に最高水位5.10mを記録した。	荒瀬 約340 瀬ノ下 約320	荒瀬 5.91 瀬ノ下 5.11	荒瀬 約3,000 瀬ノ下 約4,200	家屋損壊 3戸 床上浸水 61戸 床下浸水 1,735戸 浸水面積 2,824ha	
平成2年 7月2日 梅雨前線	2日早朝から本格的な降りとなり、荒瀬では7月2日9時に警戒水位を越え、12時10分にはピーク水位6.39mを記録した。	荒瀬 約310 瀬ノ下 約270	荒瀬 6.39 瀬ノ下 5.54	荒瀬 約3,800 瀬ノ下 約4,200	家屋損壊 60戸 床上浸水 937戸 床下浸水 12,375戸 浸水面積 5,026ha	
平成3年 9月27日 台風	台風17号・19号による記録的な烈風により上流山地部で大量の風倒木が発生				風倒木被害 約1,500 万本 山林被害 19,000ha	
平成5年 9月3日 台風	台風13号の影響で9月3日から降り出した雨は次第に強まり、午後には大雨となった。このため瀬ノ下では、4日4時に最高水位4.56mを記録した。	荒瀬 約190 瀬ノ下 約150	荒瀬 6.65 瀬ノ下 4.56	荒瀬 約4,200 瀬ノ下 約4,300	家屋損壊 15戸 床上浸水 156戸 床下浸水 135戸 浸水面積 8,080ha	

注1. 48時間雨量において、荒瀬は荒瀬地点上流域平均雨量を、瀬ノ下は瀬ノ下地点上流域平均雨量を示す。

注2. 流量における は、流量再現計算値であることを示す。

(出典)出水記録、水理年表、流量関係資料集

3. 利水の概要

筑後川水系における水利用は、古くから農業用水を主体として行われてきた。17世紀頃、山田堰などの筑後川の四堰が建設され、本川からの本格的な取水が始まった。また、このころから、河口域で干拓が進められ、干拓地において農業用水が不足をきたすようになり、筑後川特有の淡水（アオ）取水が始められた。これは、満潮時において、海水の著しい逆潮により上流または表層に押し上げられた河川水（淡水（アオ））を取水するものである。

明治40年には、石井発電所が筑後川水系においてはじめての水力発電所として、日田市下流に建設され、発電用水としての利用が始まった。さらに、昭和5年には、久留米市の水道が筑後川水系を水源として供給開始し、都市用水としての利用が始まった。その後、昭和28年6月洪水を契機として、下笠ダム及び松原ダムが洪水調節及び発電を目的とした多目的ダムとして建設された。

昭和39年10月に水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定され、昭和41年2月に水資源開発基本計画が決定された。その後、5回の一部変更と2回の全部変更を経ながら、江川ダム、寺内ダム、筑後大堰、福岡導水等の建設事業が順次実施されてきた。

なお、水資源の開発及び利用に当たっては、適正な流況を保持することによって河川環境の保全に資するよう努め、下流既得水利、水産業、特にノリ漁業等に影響を及ぼさないよう十分配慮するものとされており、松原・下笠ダム再開発事業や寺内ダム建設により流水の正常な機能の維持と増進の施策が展開されてきた。

水資源開発促進法による水系指定以前に実施された主な水資源開発に関連する事業は以下のとおりである。

水資源開発促進法による水資源開発以前の主な水資源開発に関連する事業

事業名	工期	事業目的 ¹	事業主体	摘要
下笠ダム	S33～S46	F,P	建設省	S52～S59再開発 ²
松原ダム	S33～S47	F,P	建設省	S52～S59再開発 ²

¹ F：洪水調節、P：発電

² 既設の両ダムを改築すること等により、流水の正常な機能の維持と増進を図るとともに、大分県の都市用水を確保するため、松原・下笠ダム再開発事業として実施

（出典）筑後川 - その治水と利水 - （九州地方整備局監修、（有）国土開発調査会）

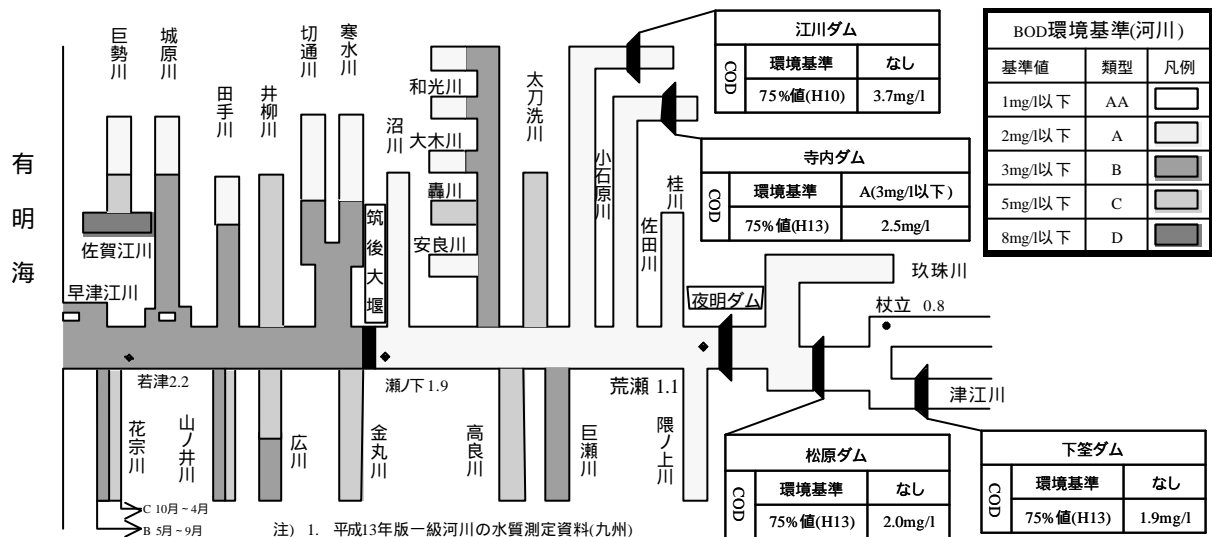
4. 河川環境の概要

筑後川の水質は、家庭排水、畜舎排水、工場排水に影響される度合いが大きく、平成6年の大渇水時には荒瀬下流区間において環境基準を超えていたが、近年はほぼ全川的に環境基準を満足している。

近年の水質汚濁の傾向をBOD75%値で見ると、本川上流部（松原ダム上流）では、昭和58年をピークに徐々に改善されており、中流部（久留米市より上流）では環境基準値内でほぼ横ばい状態で推移している。下流部（久留米市より下流）では、若干の改善傾向が伺えるものの、ほぼ横ばいで推移している。

本川各地点における平成13年のBOD75%値を見ると、上流部の杖立地点は0.8mg/l、中流部の荒瀬地点は1.1mg/l、下流部の瀬ノ下地点は1.9mg/l、河口付近の若津地点は2.2mg/lであり、全地点環境基準を満足している。

出典：「平成13年版一級河川の水質測定資料（九州）」（平成14年6月国土交通省九州地方整備局）



水質保全対策

区分	摘要
環境基準設定	昭和48年3月31日 環境庁告示 筑後川等 昭和49年4月1日 佐賀県告示 城原川等 昭和49年7月25日 福岡県告示 花宗川等 昭和62年5月15日 大分県告示 玖珠川等
排水規制	各県排水基準条例 福岡県(昭和48年3月31日) 佐賀県(昭和48年3月30日、昭和52年7月29日、昭和54年12月24日)
生活排水対策	生活排水対策重点地域の指定 甘木市等
浄化対策	
浄化用水	池町川
礫間接触酸化式浄化施設	高良川、下弓削川
下水道整備	公共下水道 久留米市、筑紫野市、小郡市、日田市、佐賀市、鳥栖市、多久市等 特定環境保全公共下水道 大山町
その他	筑後川水質汚濁対策連絡協議会 環境教育 水辺教室、エコクッキング教室(福岡県)

資料5

筑後川水系における水資源開発基本計画決定及び変更の経緯

閣議決定 年月日	総理府告示		内 容
	年月日	番号	
昭和 39.10.16	昭和 39.10.19	第37号	水系指定
41. 2. 1	41. 2. 3	第 4号	計画決定（両筑平野用水）
45.12.22	45.12.26	第54号	一部変更（寺内ダムの追加等）
49. 7.26	49. 7.30	第24号	一部変更（筑後大堰、福岡導水の追加）
56. 1.30	56. 2. 3	第 8号	全部変更（水需給計画の変更、寺内ダム、筑後大堰、福岡導水、耳納山麓土地改良、筑後川下流土地改良、筑後川下流用水、竜門ダム、猪牟田ダム、松原・下笠ダム再開発、佐賀導水、城原川ダム、その他）
59. 2.24	59. 3. 5	第 7号	一部変更（赤石川ダムの追加等）
平成 元 . 1.24	平成 元 . 2. 2	第 2号	全部変更（水需給計画の変更、福岡導水、筑後川下流用水、大山ダム、竜門ダム、猪牟田ダム、佐賀導水、城原川ダム、耳納山麓土地改良、筑後川下流土地改良）
5. 9.21	5. 9.29	第21号	一部変更（小石原川ダムの追加等）
11. 1.29	11. 2. 3	第 4号	一部変更（福岡導水、大山ダムの変更等）

事業諸元の変遷

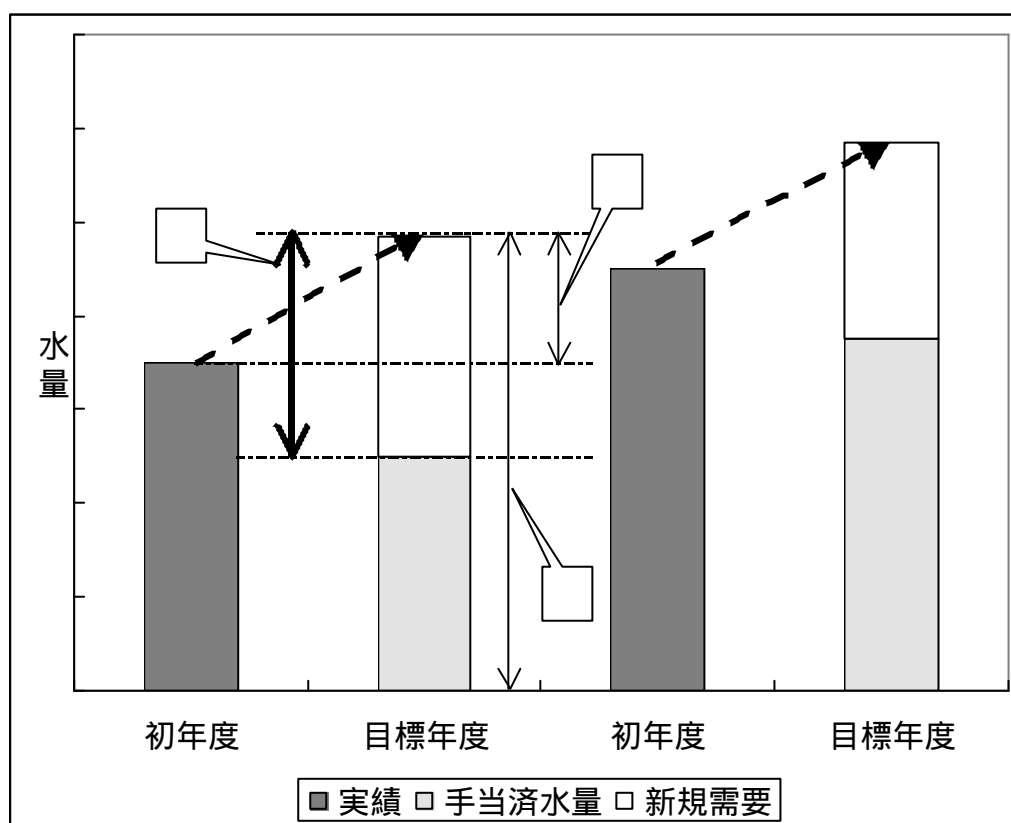
	需要の見通しの年度	用途別需要の見通し	供給の目標
第1次	~ 昭和50年度	水道用水 約9m ³ /s 工業用水 約7m ³ /s 農業用水 約7m ³ /s	約23m ³ /s
第2次	昭和51年度 ~ 昭和60年度	水道用水 約8.8m ³ /s 工業用水 約5.1m ³ /s 農業用水 約10.5m ³ /s	約24.4m ³ /s
第3次	昭和61年度 ~ 平成12年度	水道用水 約5.0m ³ /s 工業用水 約2.7m ³ /s 農業用水 約10.0m ³ /s	約17.7m ³ /s

- 注) 1. 各数値は、全部変更直前の一部変更に記載されているものを用いている。
2. 第1次及び第2次の需要の見通しの数値は、水道用水、工業用水は年間平均取水量、農業用水は夏期かんがい期間の平均取水量を表す。
3. 第3次の需要の見通しの数値は、水道用水、工業用水は年間最大取水量、農業用水は夏期かんがい期間の平均取水量を表す。

これまでの水資源開発基本計画における用途別需要の見通しの示し方

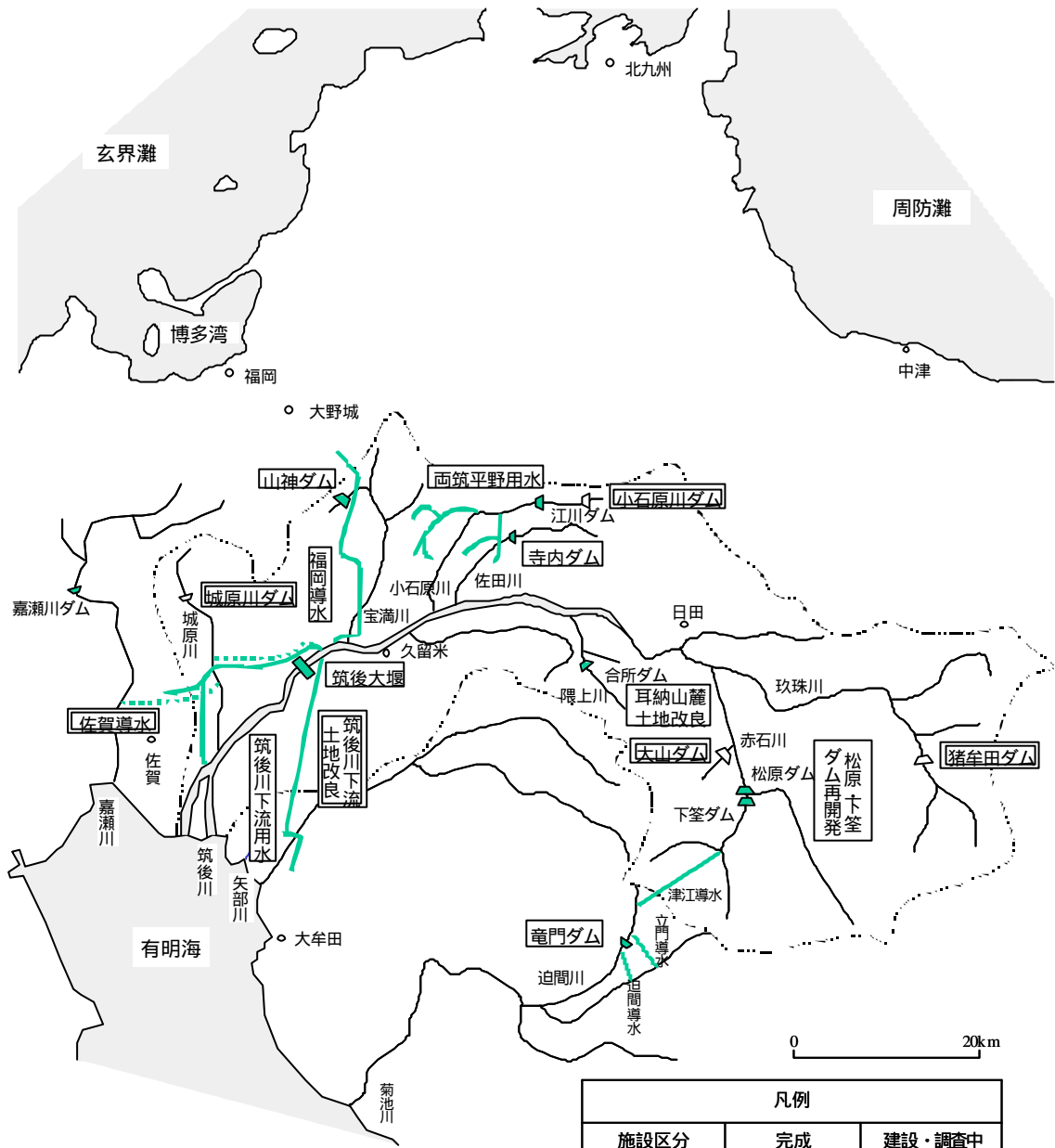
これまでの水資源開発基本計画においては、目標年度において指定水系に依存することが想定される水量から計画初年度までに施設の建設等によって既に手当てされた水量を差し引いた水量（図中の白抜き部： ）を新規需要と定義し、計画中に「用途別需要の見通し」として、数値で示している。

これは、目標年度までに施設の建設等などにより手当を行うことが必要と考えられる水量であり、計画初年度から目標年度までに想定される需要の伸び（ ）や目標年度において指定水系に依存することが想定される総量（ ）とは異なる数値となる。



例えば、p5-2に示す第3次計画の水道用水の需要の見通し（約 $5.0\text{m}^3/\text{s}$ ）は、図中の で示される水量である。なお、上図は概念図であり、筑後川水系の水資源開発基本計画で示されている実際の数値の関係を示しているものではない。

事業位置図



現行水資源開発基本計画に記載されている猪牟田ダム建設事業は、公共事業見直しにより、事業再評価を経て事業中止となっている。

凡例		
施設区分	完成	建設・調査中
ダム		
堰		
導水路		
流域界		
フルプラン施設		

平成15年3月現在

事業実施状況

平成15年3月現在

(1)完成施設

区分	事業名	予定 工期	事業 目的	事業 主体	開発水量	諸元
1次	両筑平野 用水	S39 ~ S49	W, I, A, P	水公団	1.331 m3/s (注3)	貯水池(江川ダム) 有効貯水容量 24,000千m3 取水施設 女男石頭首工、甘木橋頭首工 水路 延長 32km
2次	寺内ダム	S45 ~ S53	F, N, W, A	水公団	6.16 m3/s (注3)	貯水池 有効貯水容量 16,000千m3
	筑後大堰	S48 ~ S59	F, N, W	水公団	0.35 m3/s	貯水池 有効貯水容量 930千m3 筑後大堰
	松原・下 笠ダム再 開発	S54 ~ S59	N, W	国交省	0.1 m3/s	貯水池(松原ダム) 有効貯水容量 47,100千m3 貯水池(下笠ダム) 有効貯水容量 52,300千m3
	山神ダム	S46 ~ S54	F, N, W	福岡県	0.289 m3/s	貯水池 有効貯水容量 2,800千m3
3次	福岡導水 (注4)	S48 ~ H12	W	水公団	-	導水路 延長 25km 山口調整池 有効貯水容量 3,900千m3 取水施設、揚水機場
	筑後川下 流用水	S54 ~ H9	A	水公団	0.62 m3/s (注5)	導水路 延長 49km 幹線水路 延長 14km 取水施設、揚水機場
	竜門ダム	S45 ~ H13	F, N, I, A	国交省	5.75 m3/s	貯水池 有効貯水容量 41,500千m3
	耳納山麓 土地改良	S46 ~ H5	W, A	農水省	1.39 m3/s	貯水池(合所ダム) 有効貯水容量 6,700千m3

注1)F：洪水調節、N：不特定、W：水道用水、I：工業用水、A：農業用水、P：発電

注2)開発水量は、水道用水(年間最大取水量)、工業用水(年間最大取水量)、農業用水(夏期かんがい期間の平均取水量)の合計

注3)寺内ダムの開発水量は、江川ダムとの総合運用によって開発される水量を表す。

注4)福岡導水の計画導水量は2.767m3/sであるが、現在は2.164m3/sの導水を行っている。

注5)筑後川下流用水の開発水量は、筑後川下流土地改良とあいまって開発される水量を表す。

(2)事業中施設

区分	事業名	予定 工期	事業 目的	事業 主体	開発水量	諸元
3次	大山ダム	S58 ~ H18	F、N、 W	水公団	1.31 m3/s	貯水池 有効貯水容量 18,000千m3
	佐賀導水	S49 ~ H20	F、N、 W	国交省	0.65 m3/s	流況調整河川 延長 23km 調整池 有効貯水容量 2,200千m3
	城原川ダム	S54 ~	F、N、 U	国交省	約1.2 m3/s	
	筑後川下流土 地改良	S47 ~ H13 (注3)	A	農水省	0.62 m3/s (注4)	導水路 延長 約 21km 幹線水路 延長 約193km 揚水機場、排水機場
	小石原川ダム	H4 ~	F、N、 U	水公団	約0.7 m3/s	

注1)F：洪水調節、N：不特定、W：水道用水、I：工業用水、U：都市用水

注2)予定工期、事業目的、事業主体、開発水量は、現行フルプランの記載内容

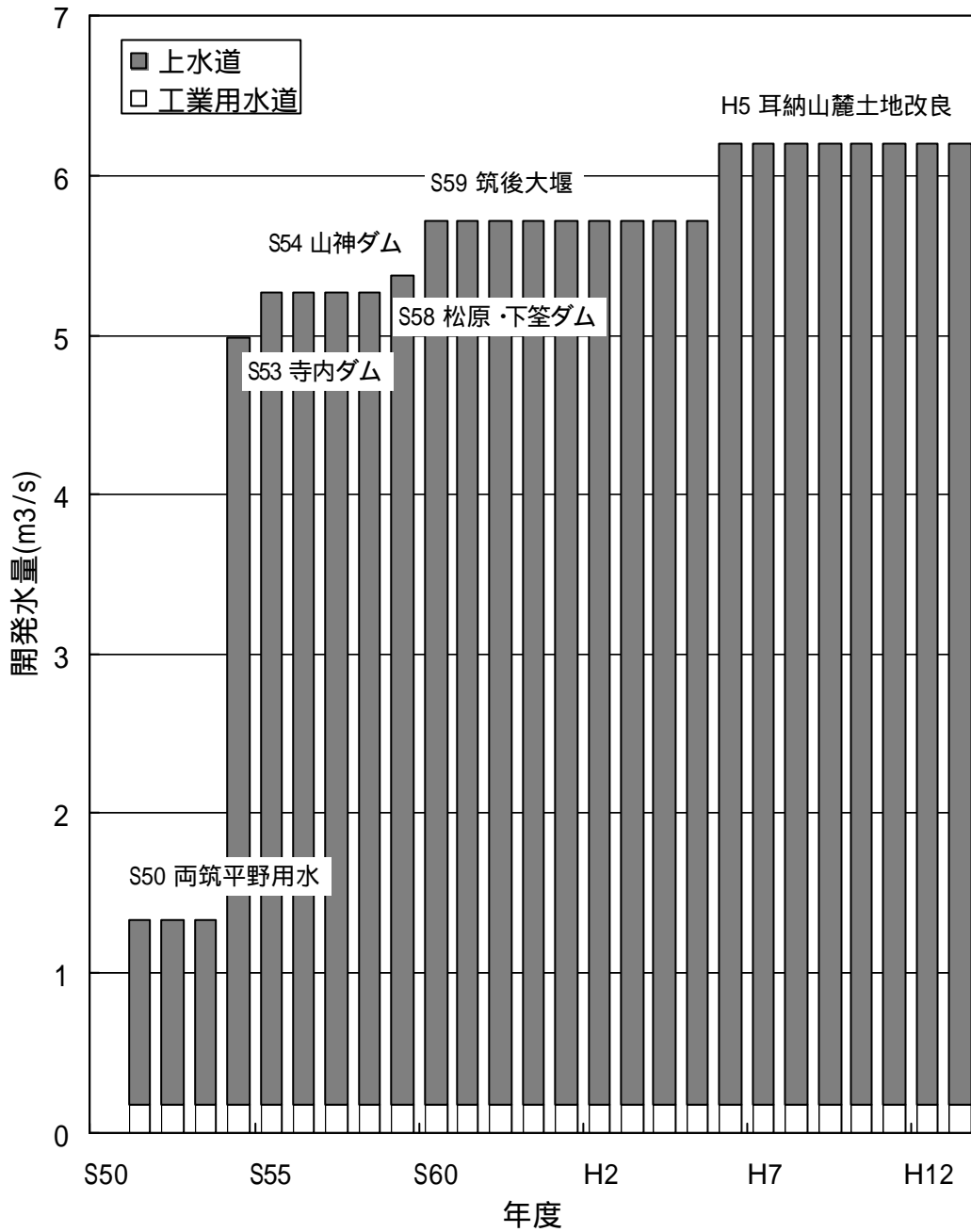
注3)筑後川下流土地改良事業は、現在事業中である。

注4)筑後川下流土地改良の開発水量は、筑後川下流用水とあいまって開発される水量を表す。

注5)現行水資源開発基本計画に記載されている猪牟田ダム建設事業は、公共事業見直しにより、事業再評価を経て事業中止となっているため、表から除外している。

水資源開発基本計画掲上施設の開発水量推移(都市用水)

開発水量の推移(都市用水)



- 注) 1. 開発水量は、施設完成年度の翌年より計上している。
 2. 寺内ダムの開発水量は、両筑平野用水(江川ダム)と相まって開発されたものである。

事業進捗状況

現行フルプランの内容

事業名	大山ダム建設事業	水系名	筑後川水系
		河川名	赤石川
事業主体名	水資源開発公団	予定工期	S58-H18
事業目的	この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、福岡県の水道用水を確保するものとする。		

利水予定者別の開発水量、導水量等事業内容 (単位 m³/s)

	都市用水		農業用水
	水道用水	工業用水	
開発水量	1.31	1.31	
福岡地区水道企業団	0.603	0.603	
福岡県南広域水道企業団	0.707	0.707	

事業費の推移

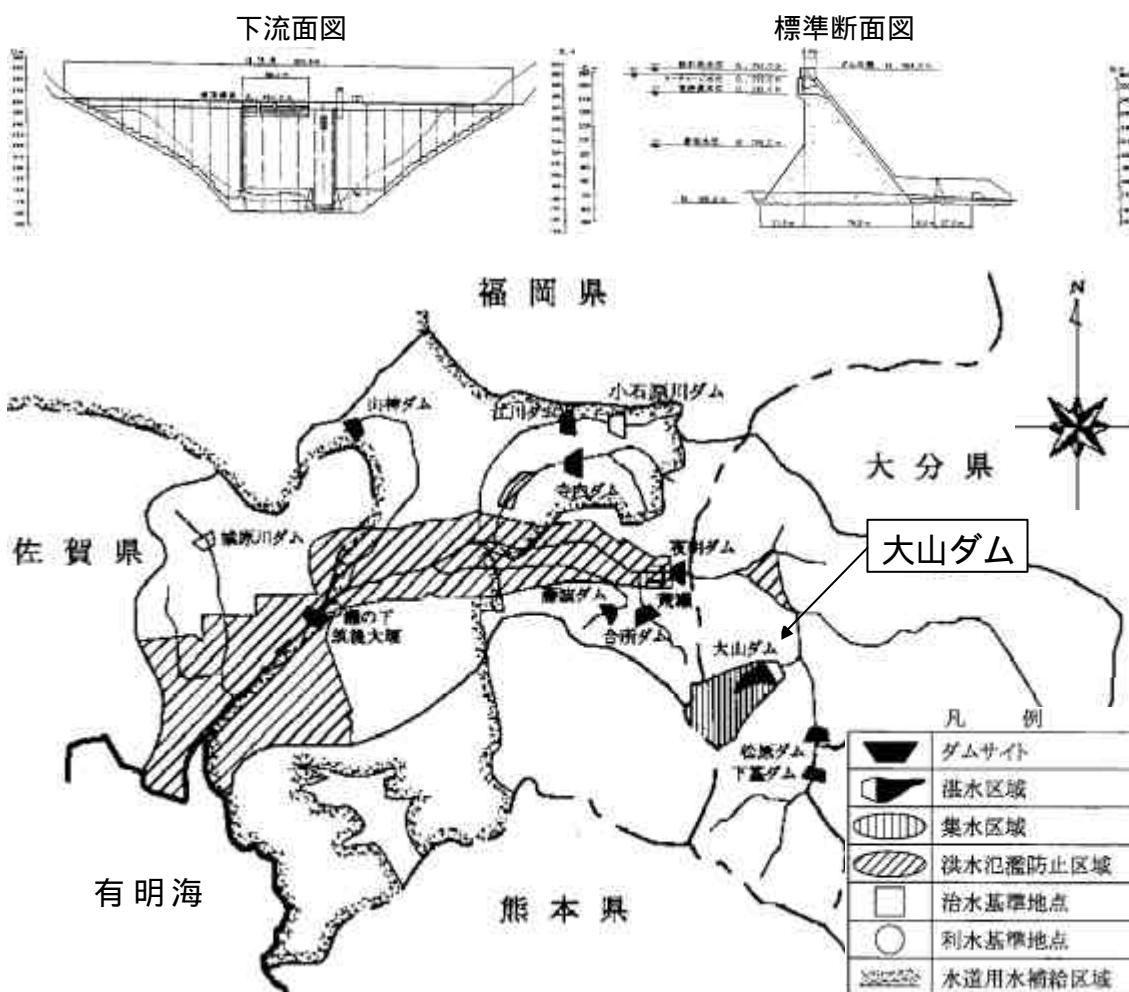
(単位 :百万円)

	全体	~平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	15年度以降
		事業費 (累計) (事業費進捗率)	140,000	21,701 (15.5%)	9,859 31,561 (22.5%)	5,218 36,778 (26.3%)	5,700 42,478 (30.3%)

平成13年度までは最終変更後、平成14年度は補正後

工事の具体的な進捗状況

付替道路工事、工事用道路工事等を鋭意実施中



事業進捗状況

現行フルプランの内容

事業名	佐賀導水事業	水系名	筑後川水系
		河川名	筑後川、城原川及び嘉瀬川
事業主体名	国土交通省	予定工期	S49-H20
事業目的	この事業は、筑後川、城原川及び嘉瀬川を連絡する流況調整河川を建設することにより、洪水調節、佐賀平野の内水排除及び佐賀市内河川の水質浄化を図るとともに、流水の正常な機能の維持を図り、城原川ダムとあいまって、佐賀県の水道用水を確保するものとする。		

利水予定者別の開発水量、導水量等事業内容 (単位 m³/s)

	都市用水		農業用水
		水道用水	工業用水
開発水量	0.65	0.65	
佐賀西部広域水道企業団	0.65	0.65	

事業費の推移

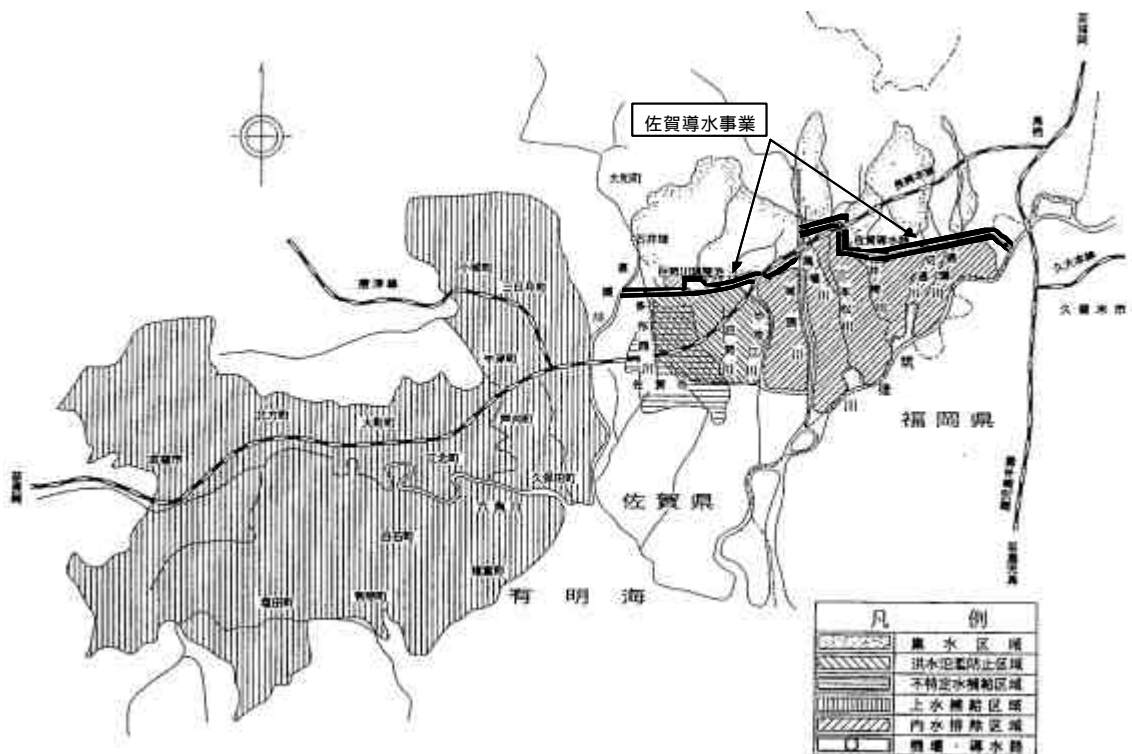
(単位 :百万円)

	全体	~平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	15年度以降
事業費 (累計) (事業費進捗率)	99,500	63,851 (64.2%)	68,038 (68.4%)	72,893 (73.3%)	76,434 (76.8%)	80,572 (81.0%)	99,500 (100.0%)

平成13年度までは最終変更後、平成14年度は補正後

工事の具体的な進捗状況

調整池掘削及び機場施設工事等を鋭意実施中。



事業進捗状況

現行フルプランの内容

事業名	城原川ダム建設事業		水系名	筑後川水系		
			河川名	城原川		
事業主体名	国土交通省		予定工期	S54-		
事業目的	この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、佐賀導水事業とあいまって、佐賀県の都市用水の確保等を行うものとする。					
開発水量	合計	都市用水	水道用水	工業用水	農業用水	
	約1.2m ³ /s	約1.2m ³ /s			-	

事業費の推移

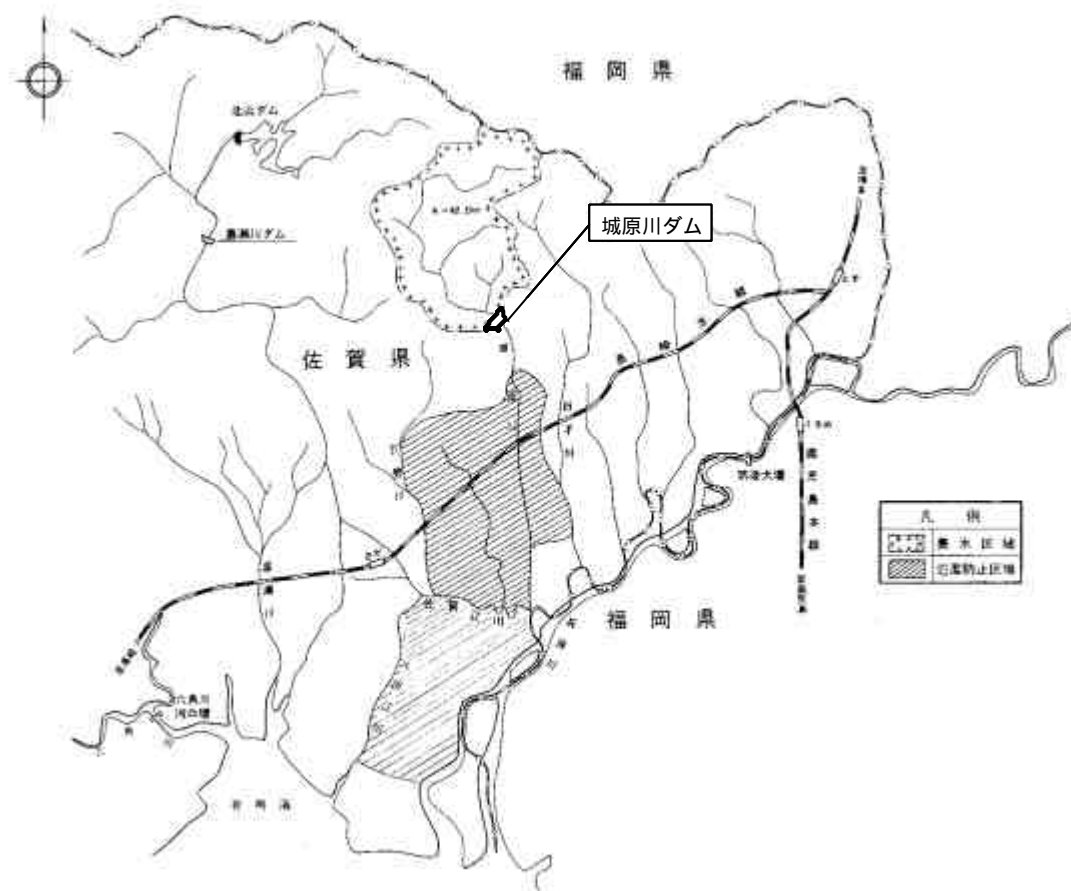
(単位:百万円)

	全体	~平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	15年度以降
事業費 (累計) (事業費進捗率)		2,378	2,495	2,608	2,734	2,834	

平成13年度までは最終変更後、平成14年度は補正後

工事の具体的な進捗状況

諸調査を実施中



事業進捗状況

現行フルプランの内容

事業名	小石原川ダム建設事業		水系名	筑後川水系		
			河川名	小石原川		
事業主体名	水資源開発公団		予定工期	H4-		
事業目的	この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給を含む)を図るとともに、福岡県等の都市用水の確保等を行うものとする。					
開発水量	合計	都市用水	水道用水	工業用水	農業用水	
	約0.7m ³ /s	約0.7m ³ /s			-	

事業費の推移

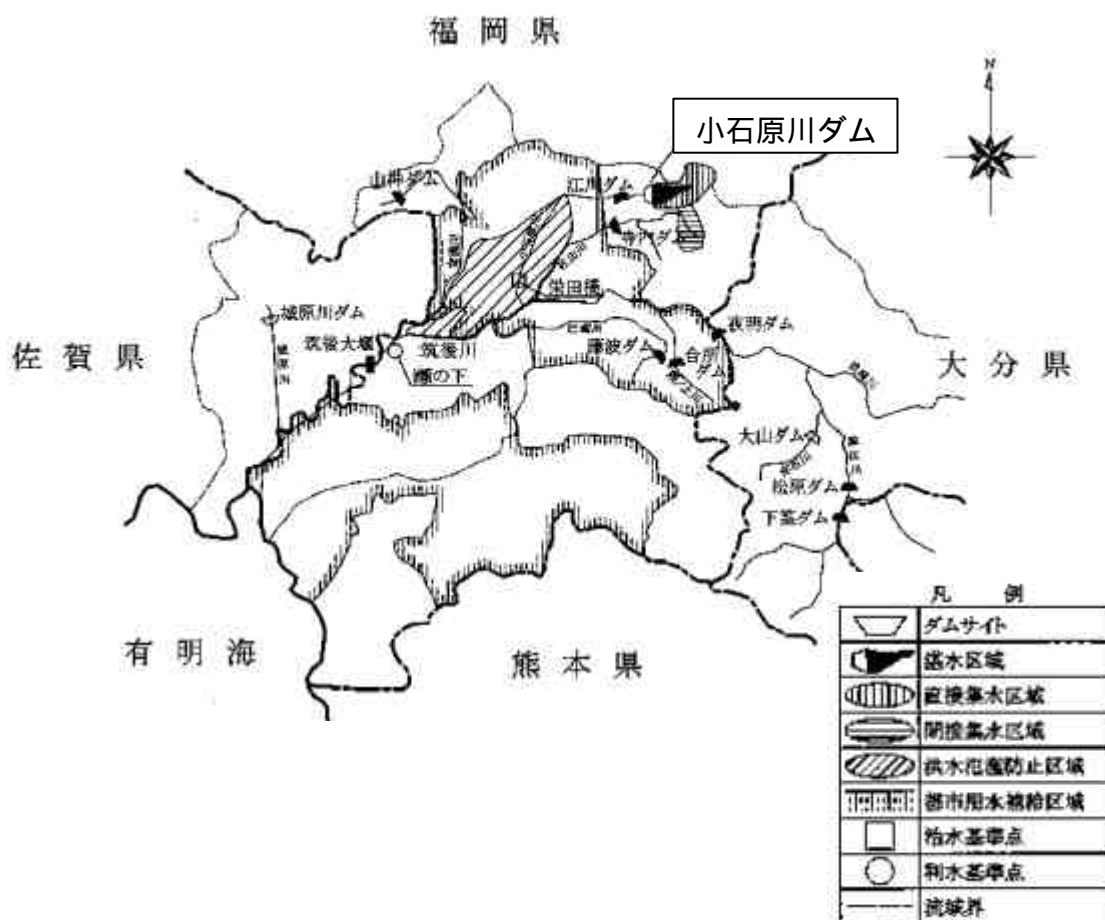
(単位:百万円)

	全体	~平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	15年度以降
		事業費 (累計) (事業費進捗率)	196,000	2,686 (1.4%)	798 3,484 (1.8%)	795 4,279 (2.2%)	800 5,079 (2.6%)

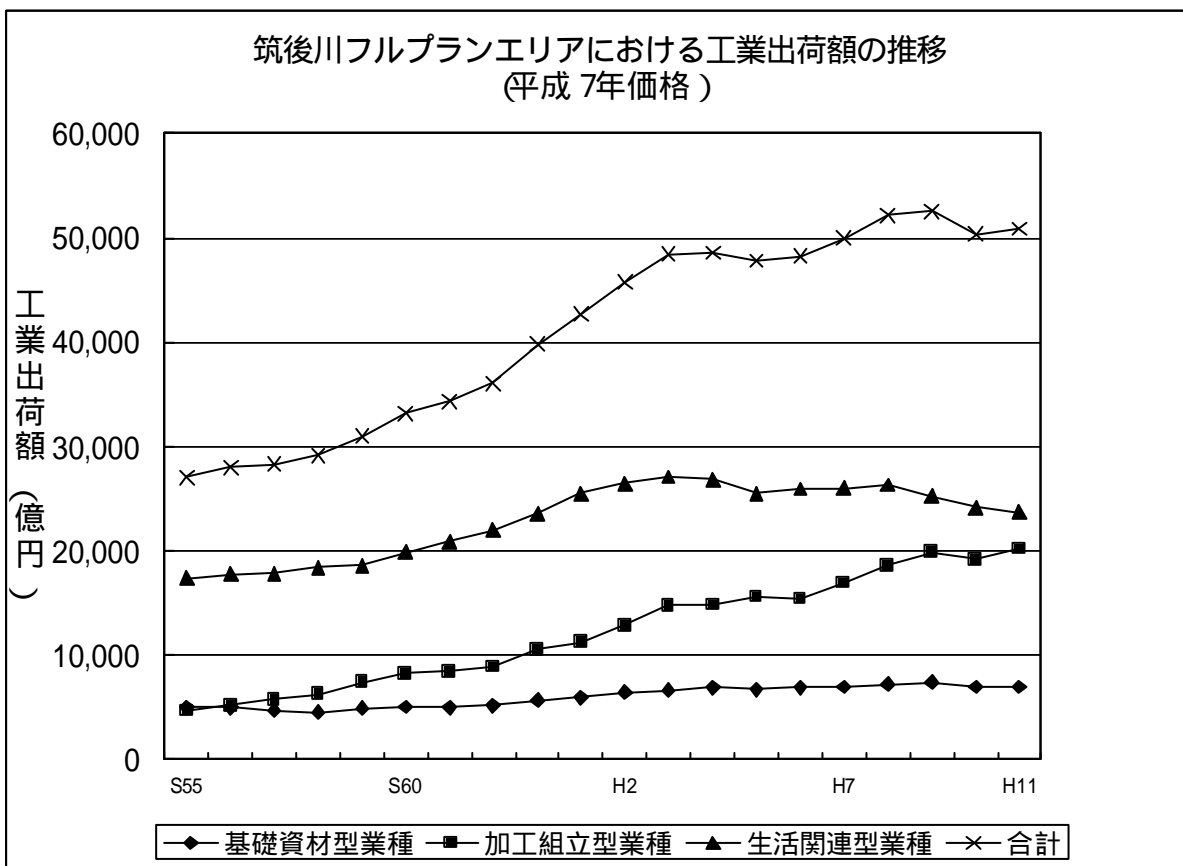
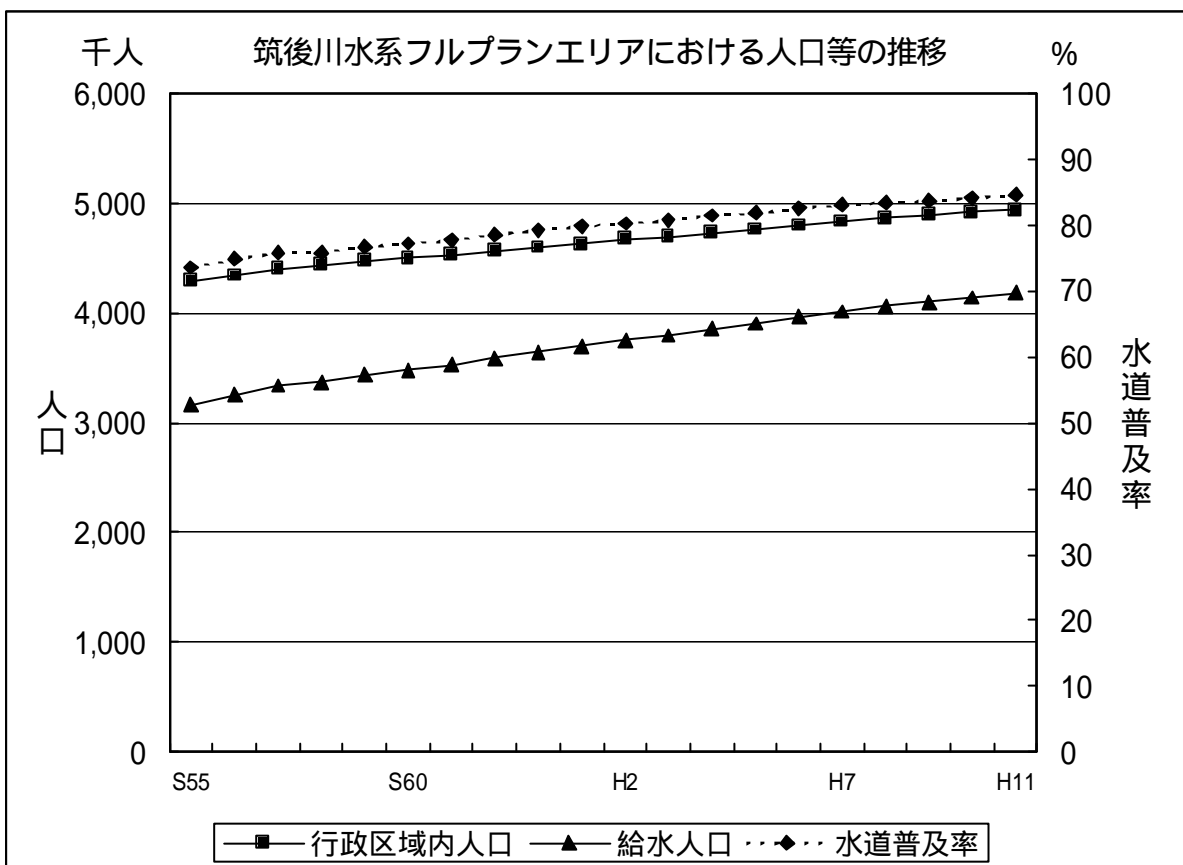
平成13年度までは最終変更後、平成14年度は補正後総事業費については、新規事業評価(H14)時点の公表額。

工事の具体的な進捗状況

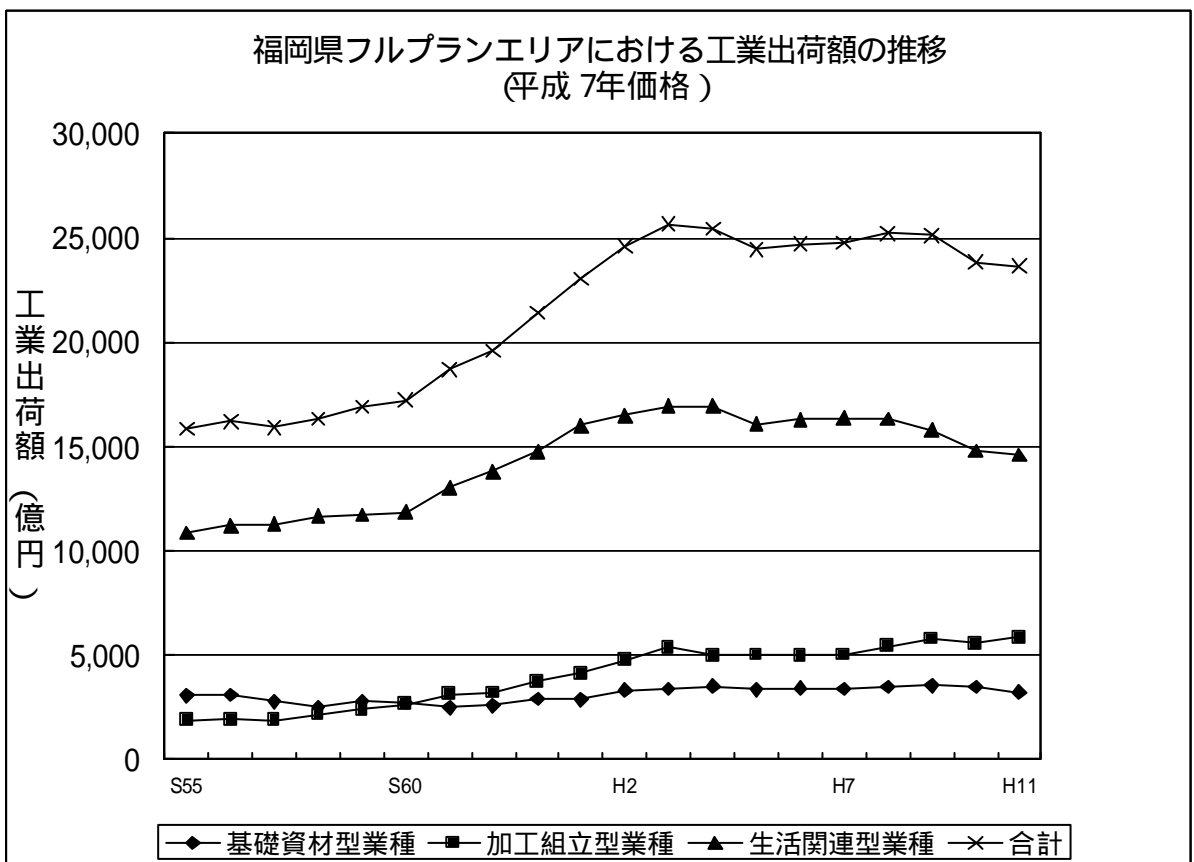
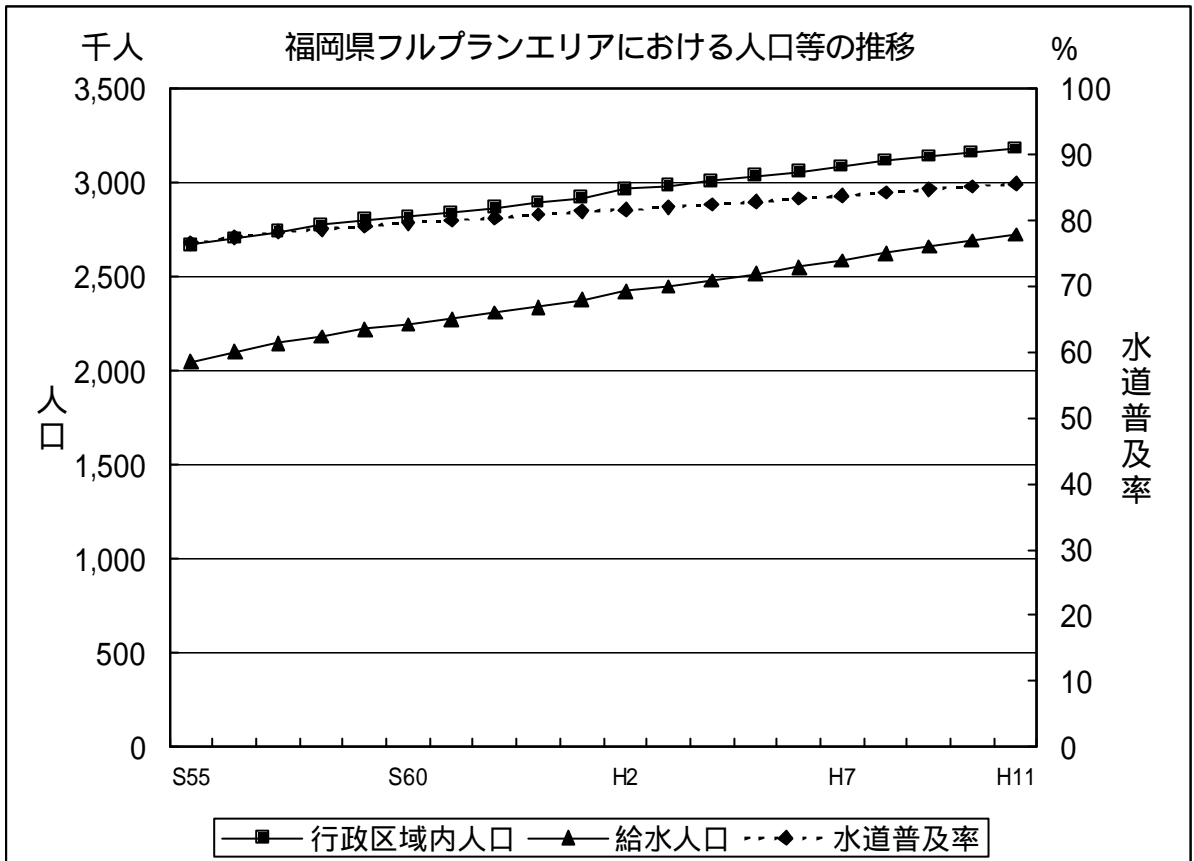
環境影響評価法の手続き中。諸調査を実施中



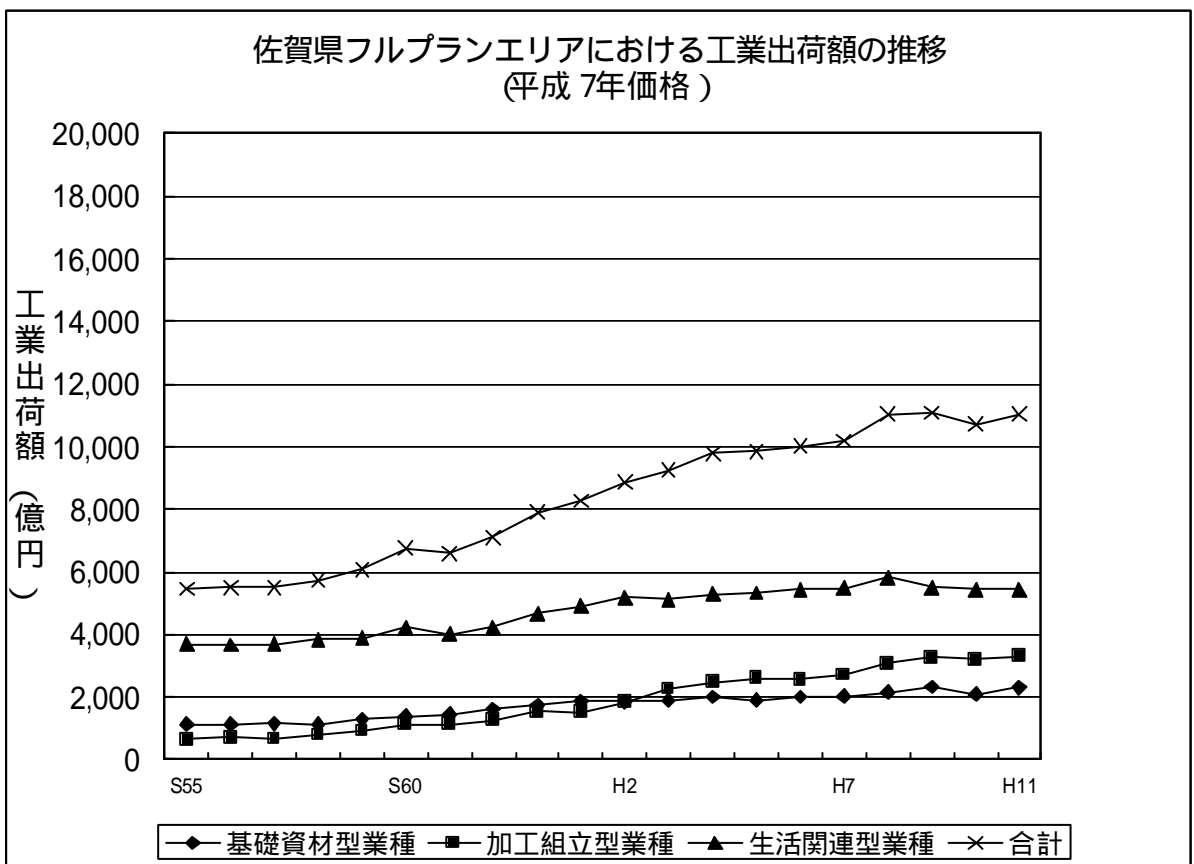
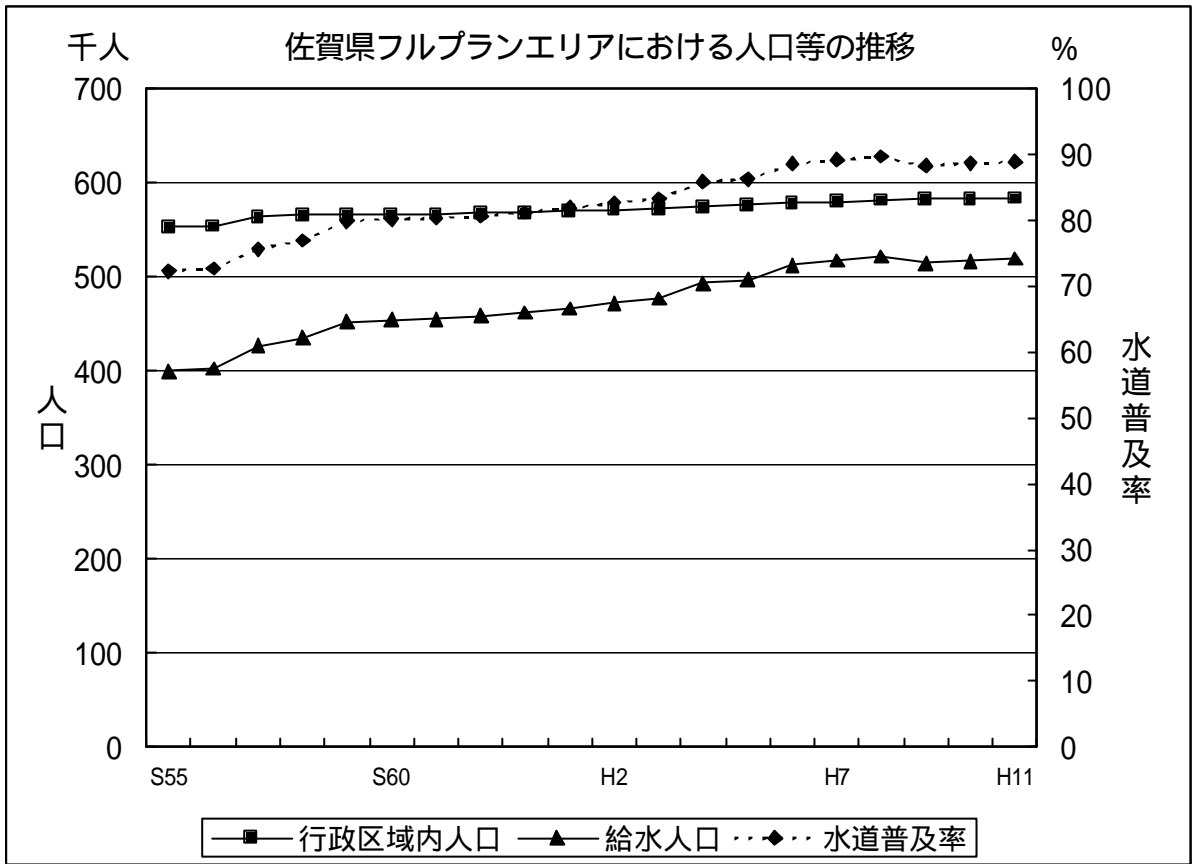
1. 人口、工業出荷額等の推移



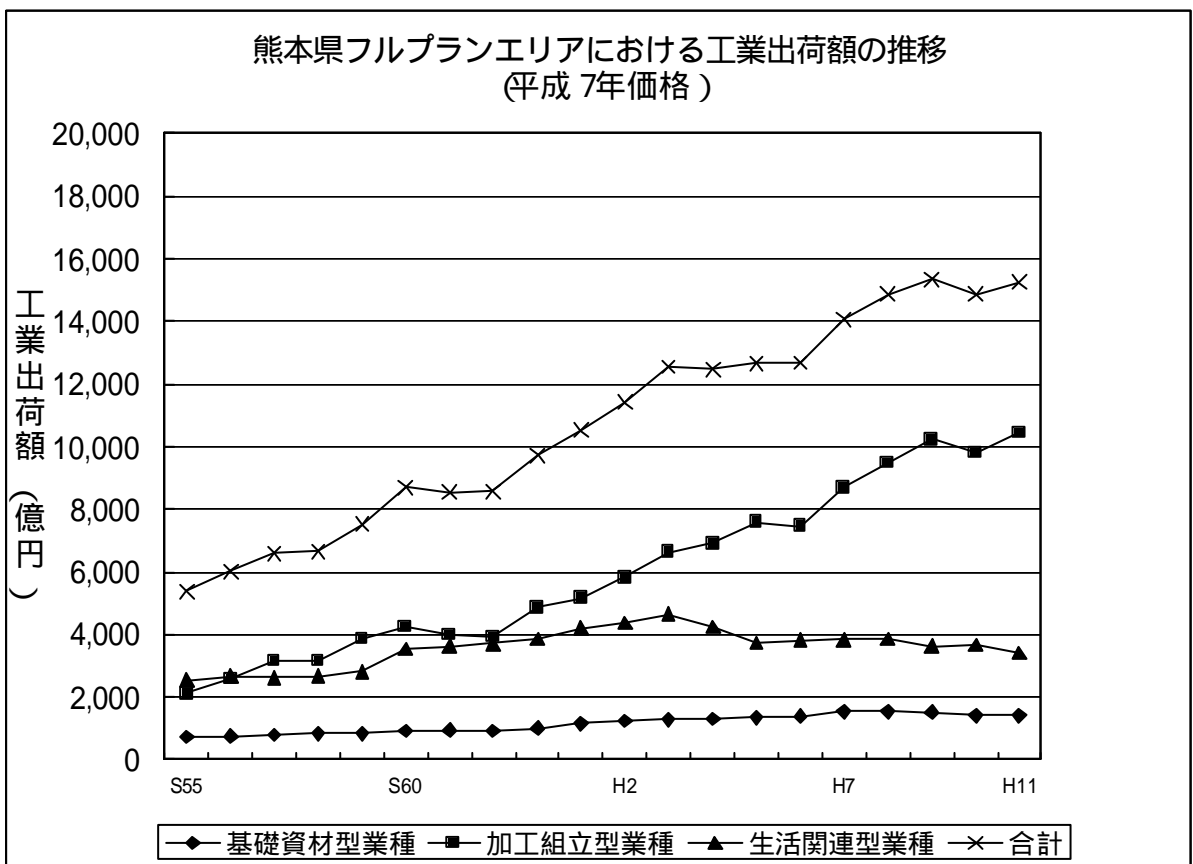
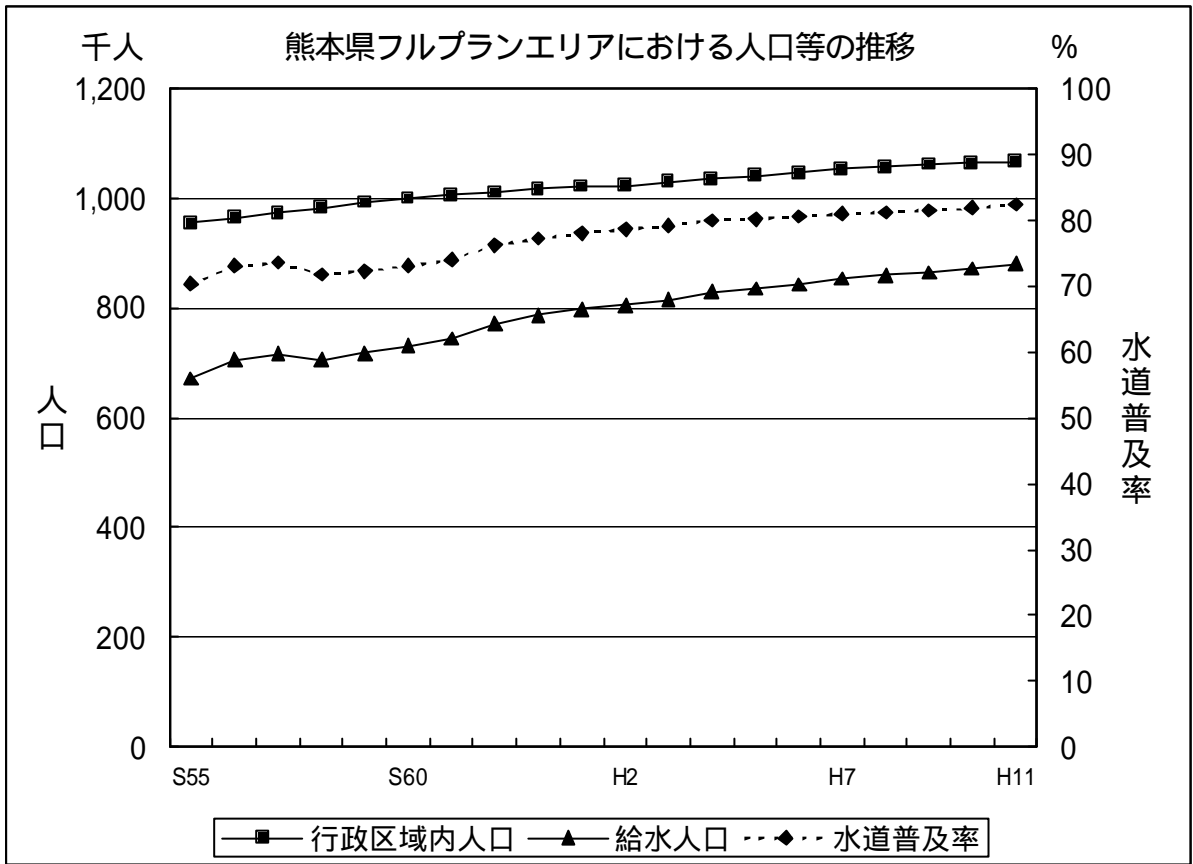
需要実績調査をもとに作成



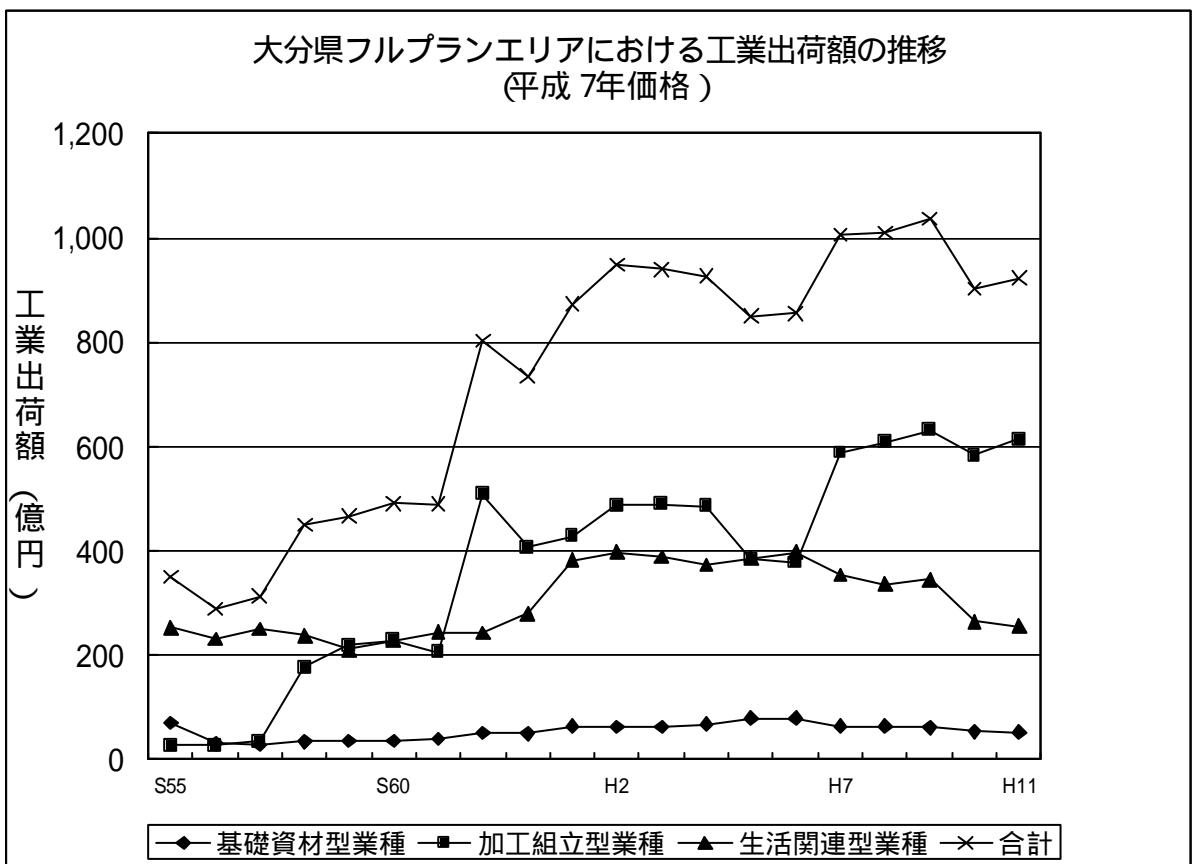
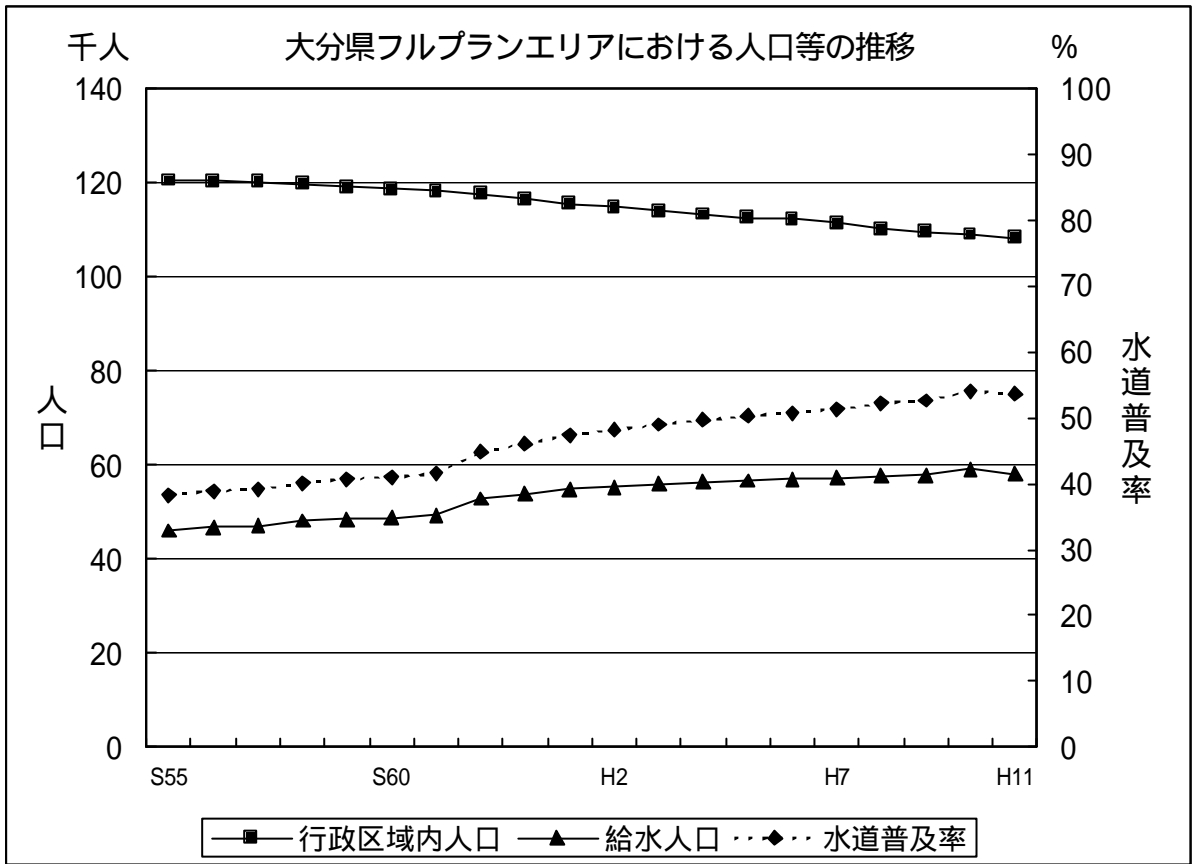
需要実績調査をもとに作成



需要実績調査をもとに作成

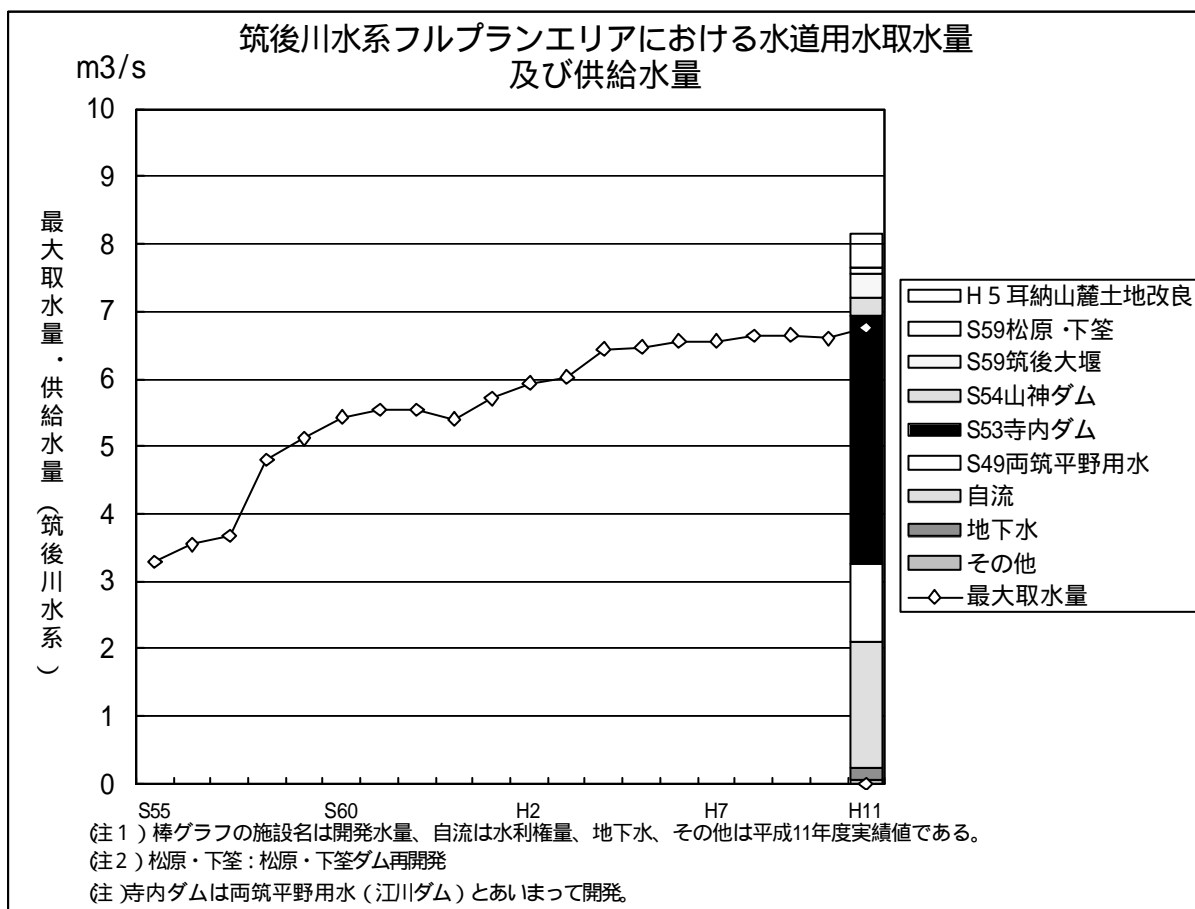
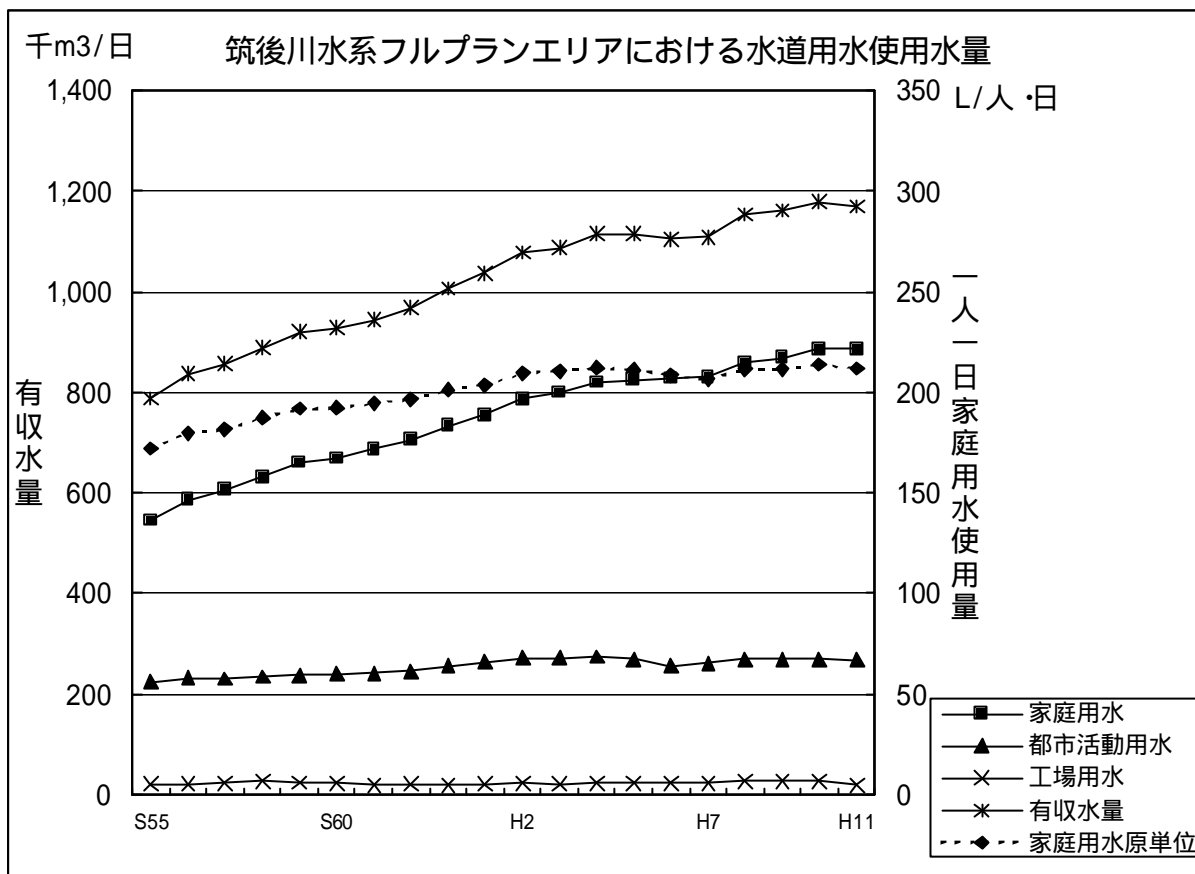


需要実績調査をもとに作成

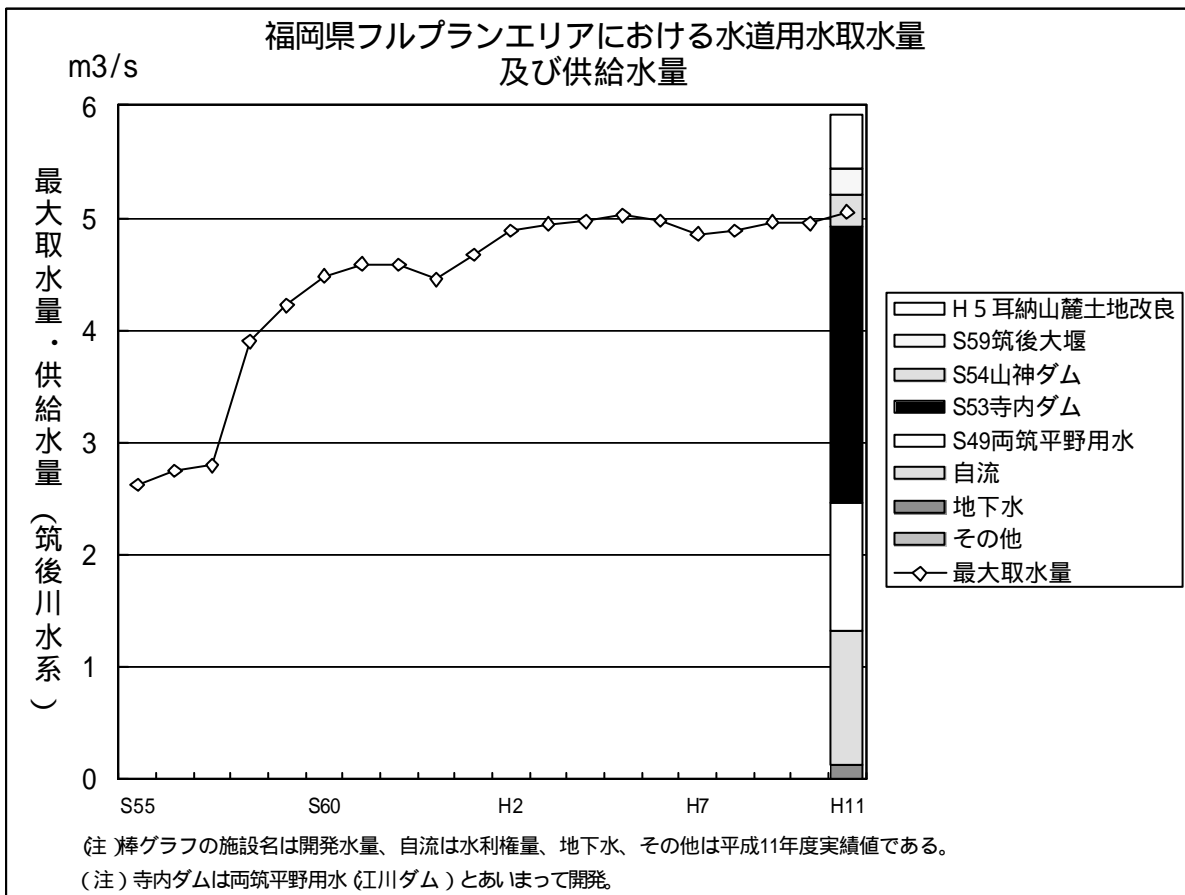
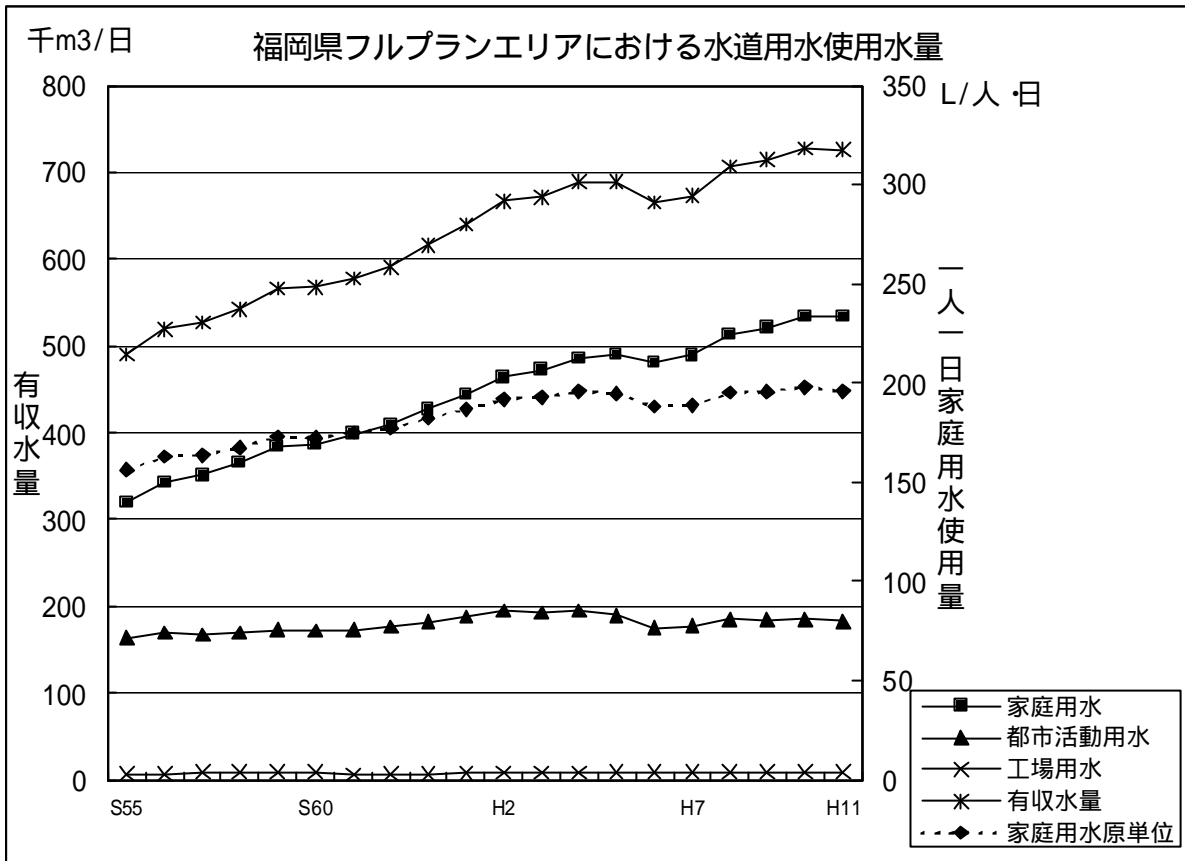


需要実績調査をもとに作成

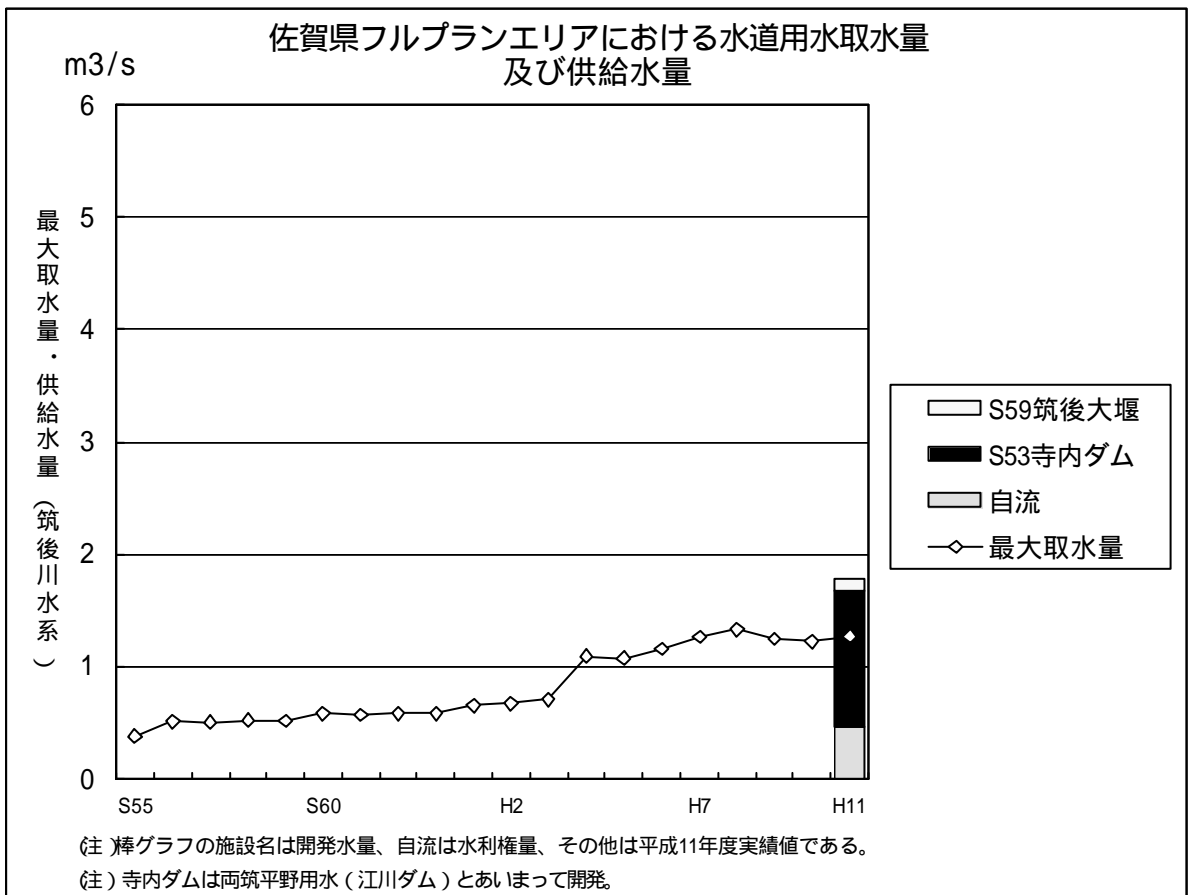
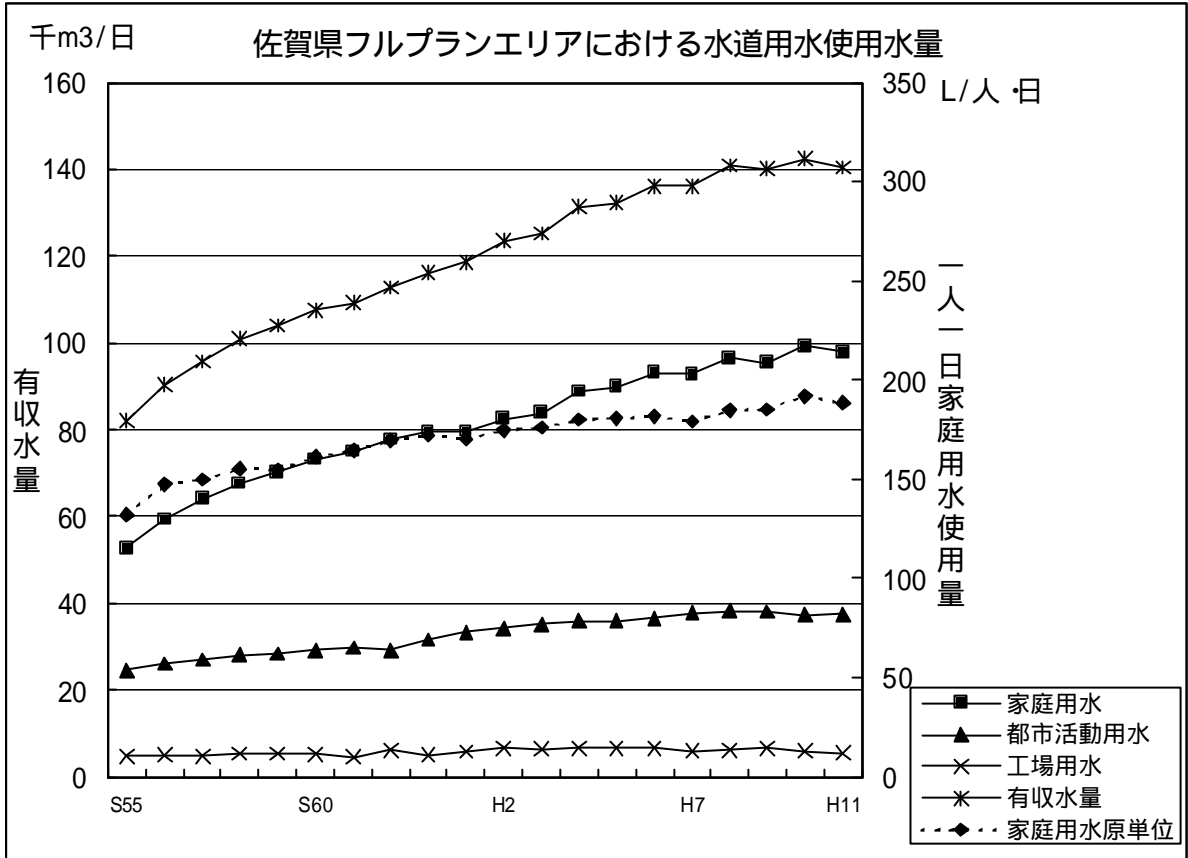
2. 水道用水の使用実績、上水道の需給の状況



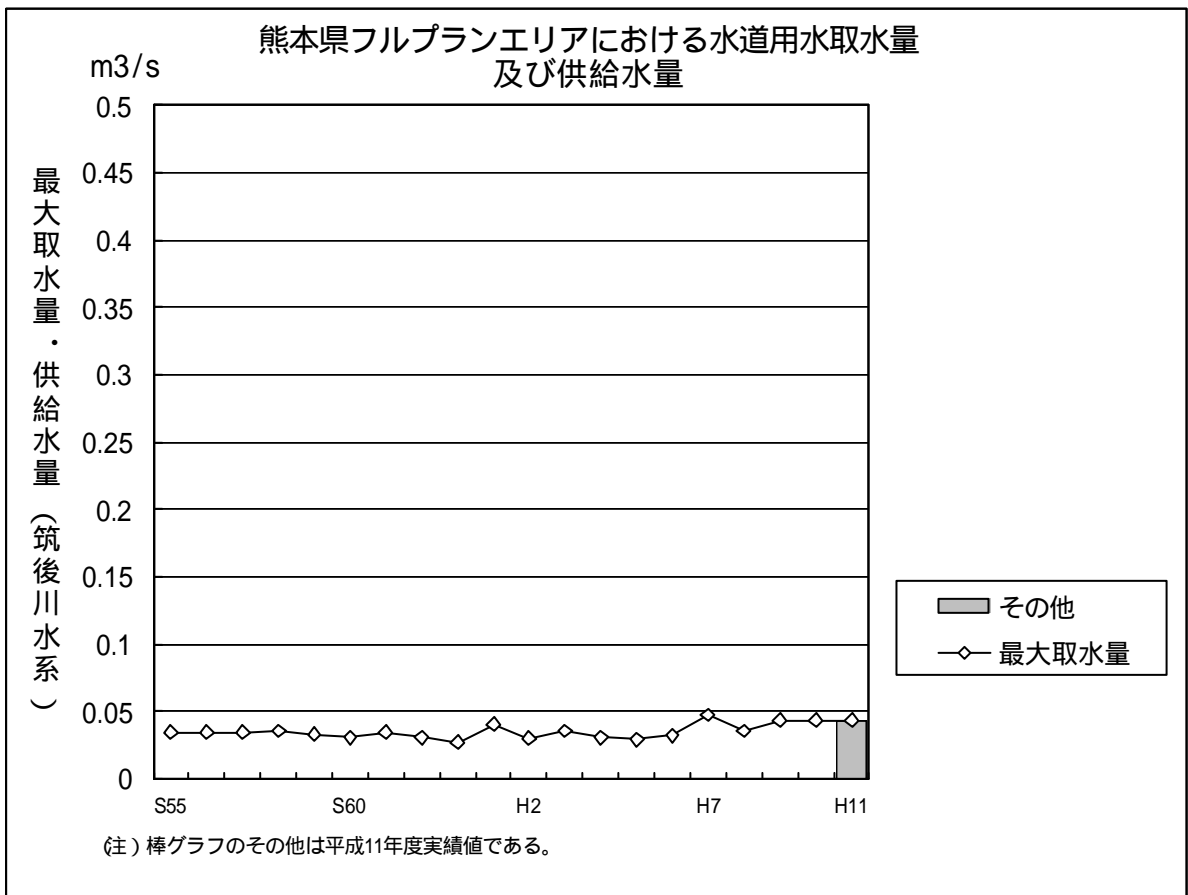
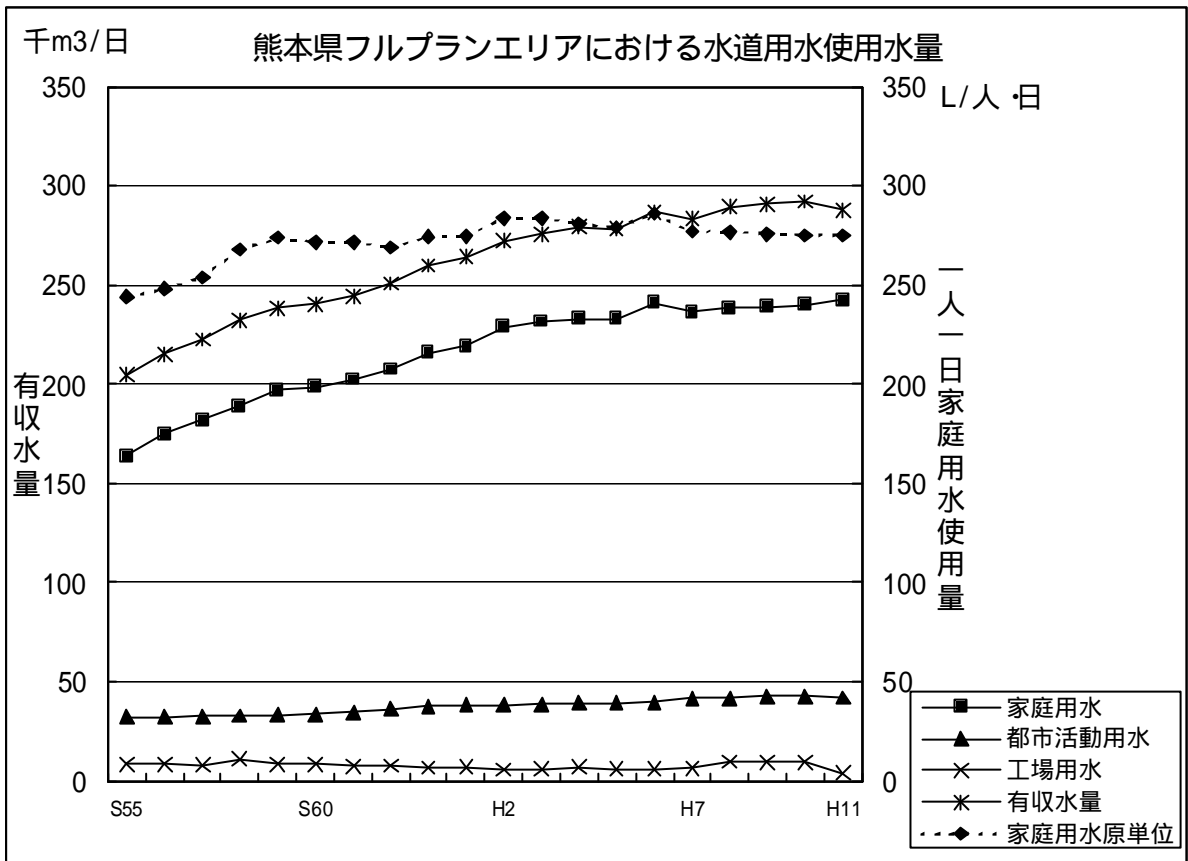
需要実績調査をもとに作成



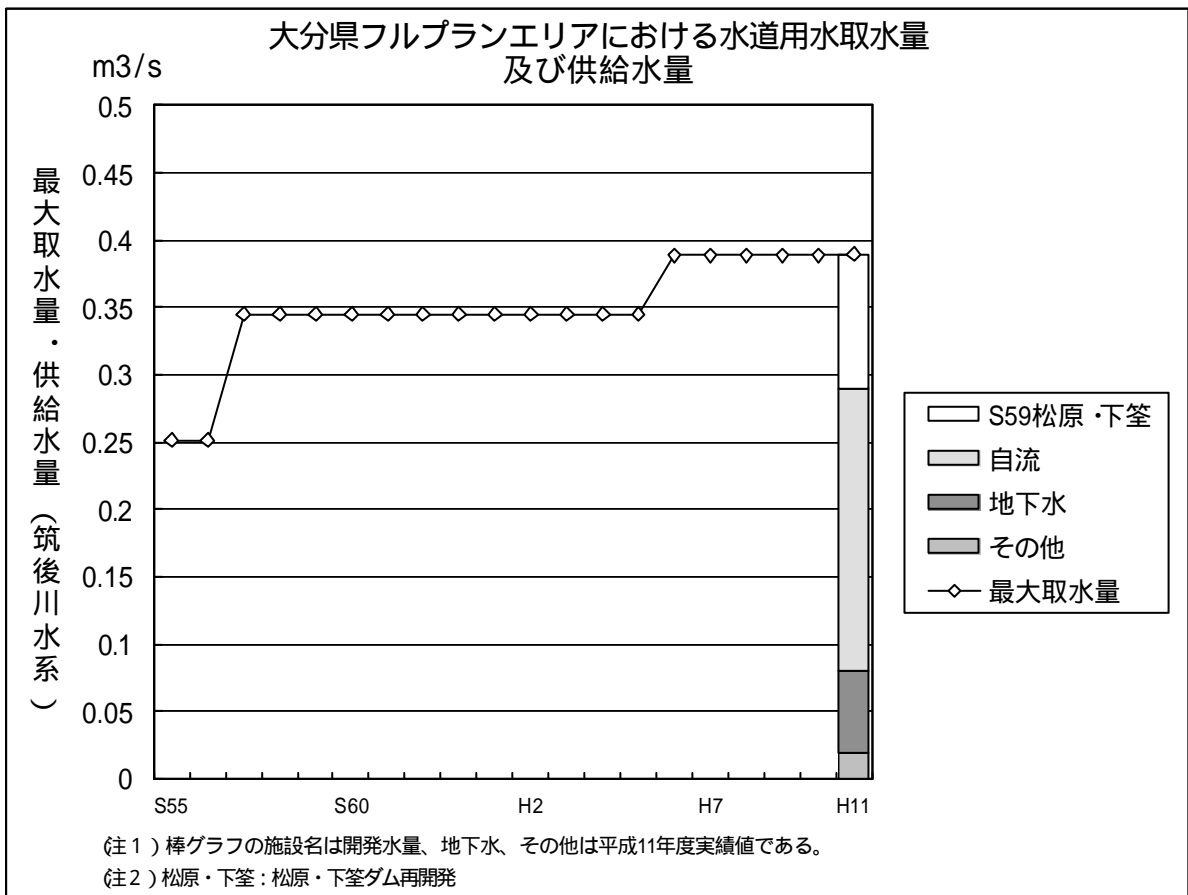
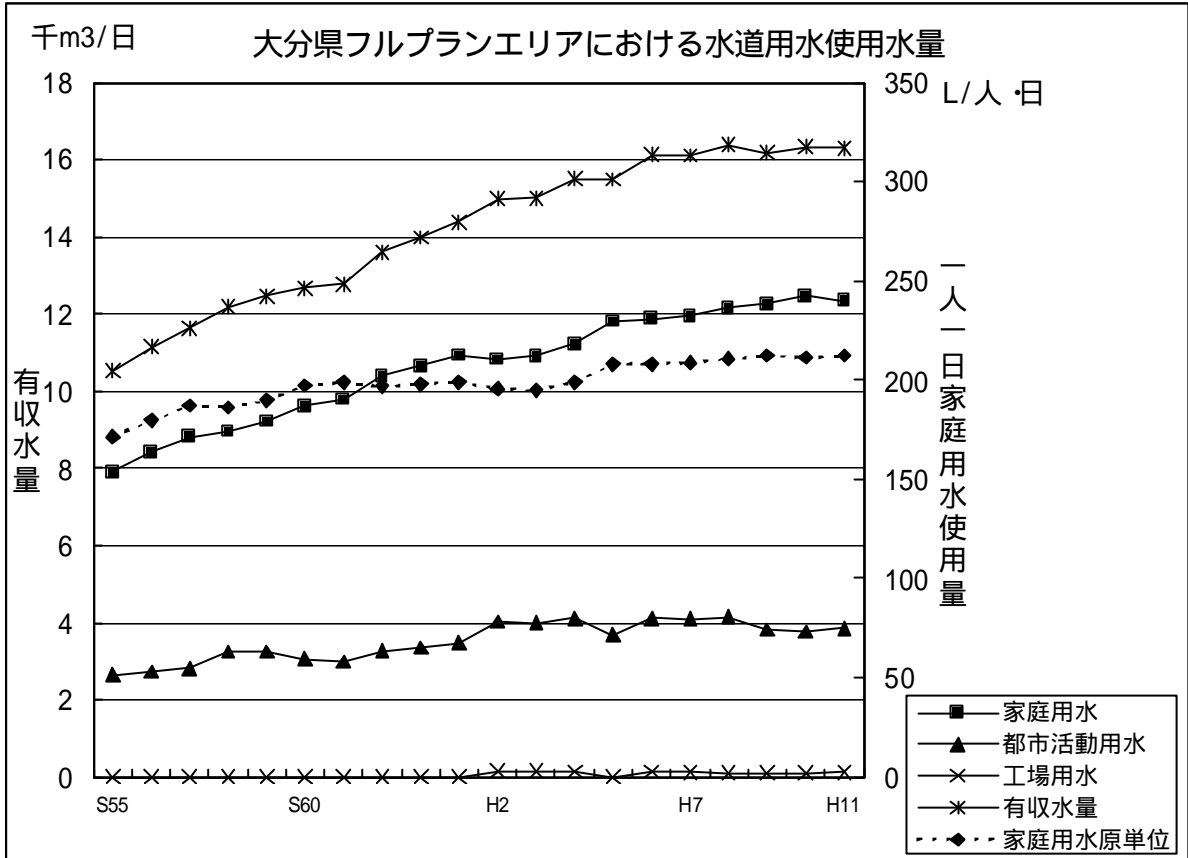
需要実績調査をもとに作成



需要実績調査をもとに作成

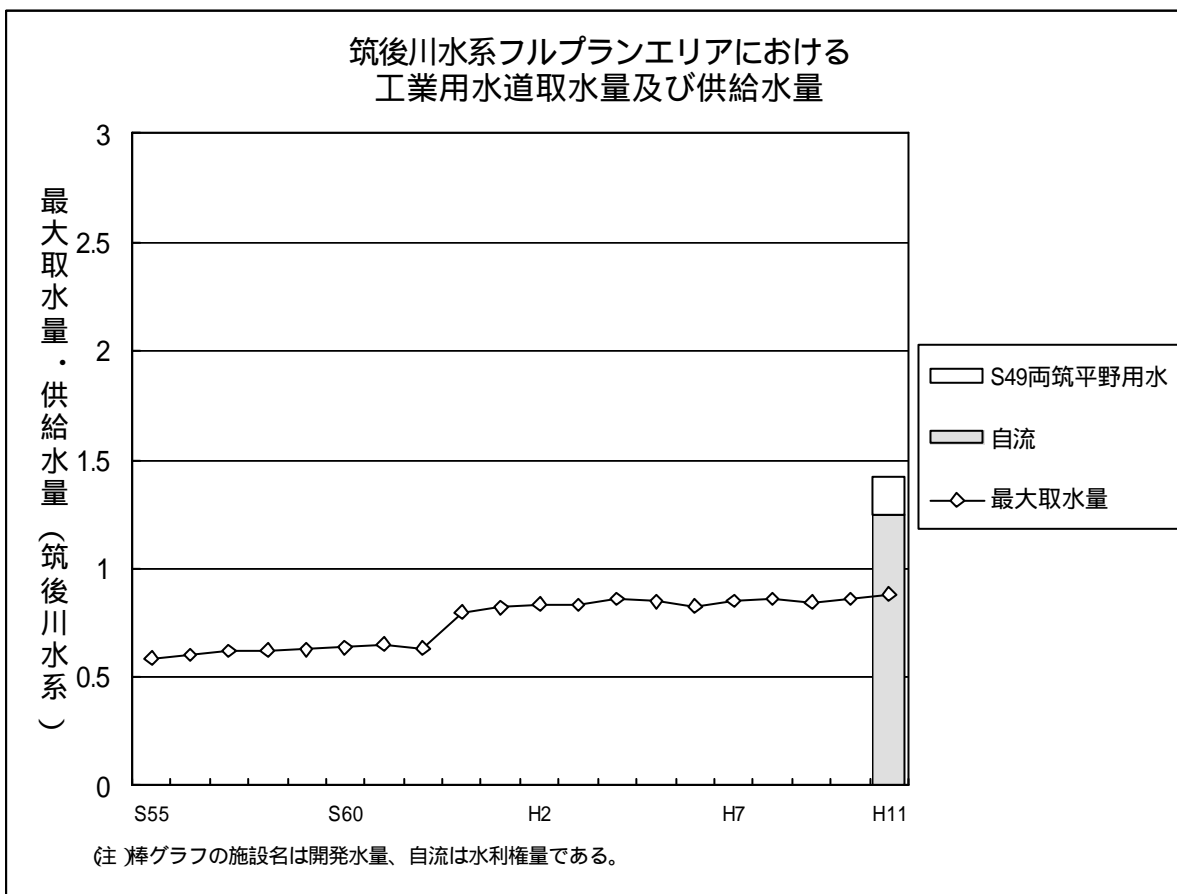
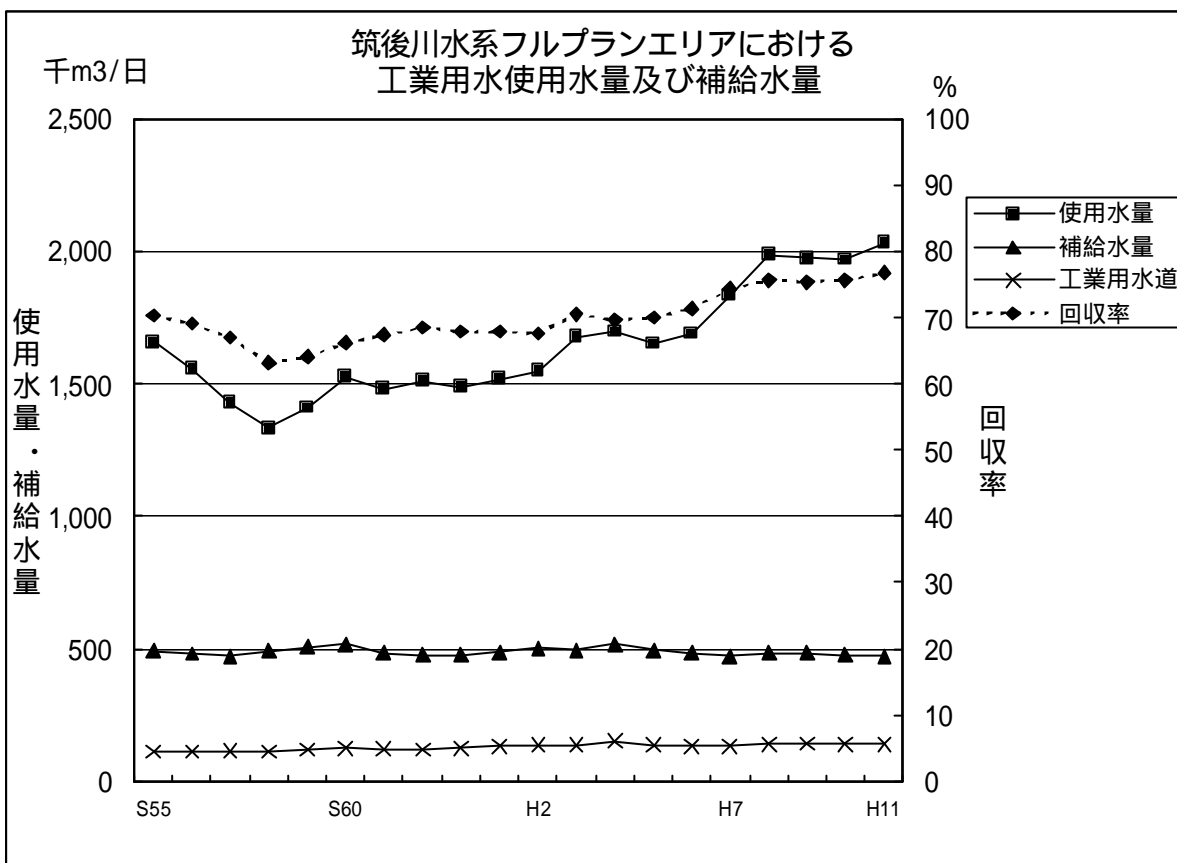


需要実績調査をもとに作成

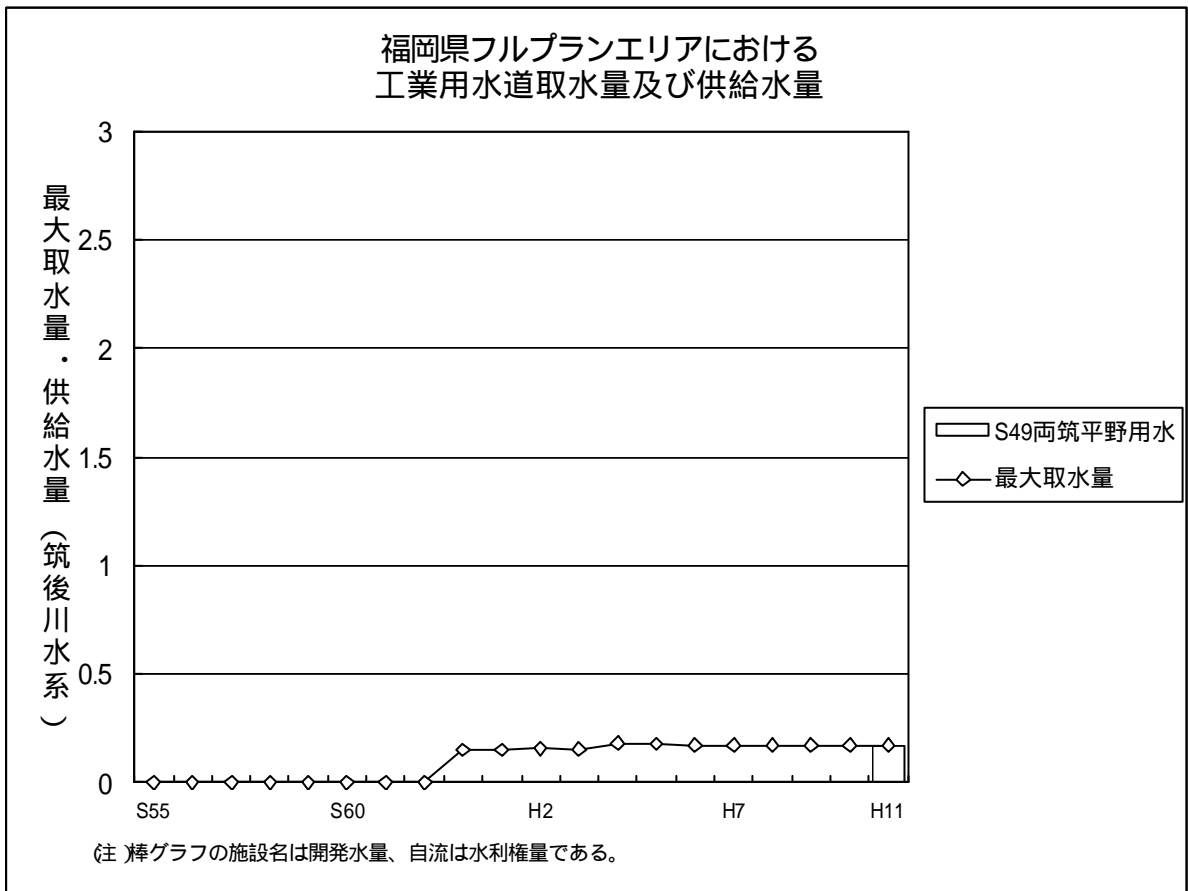
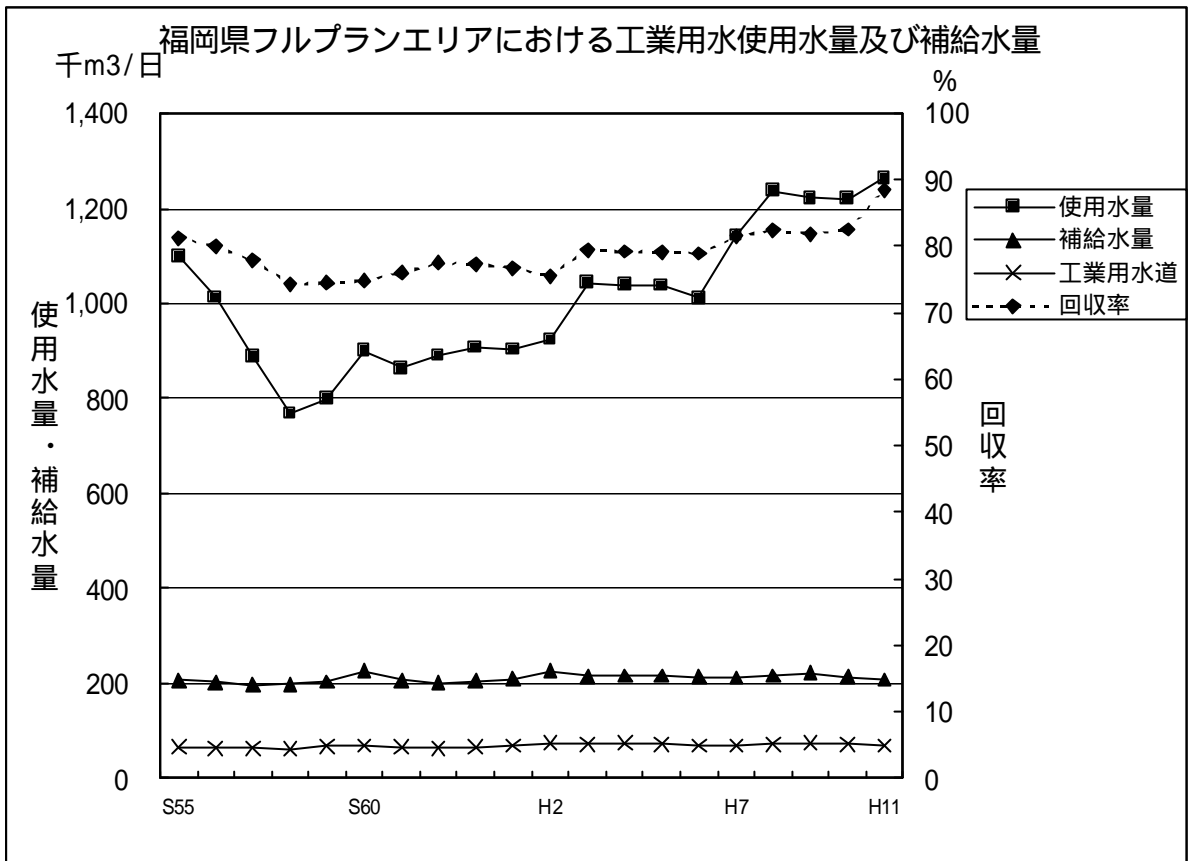


需要実績調査をもとに作成

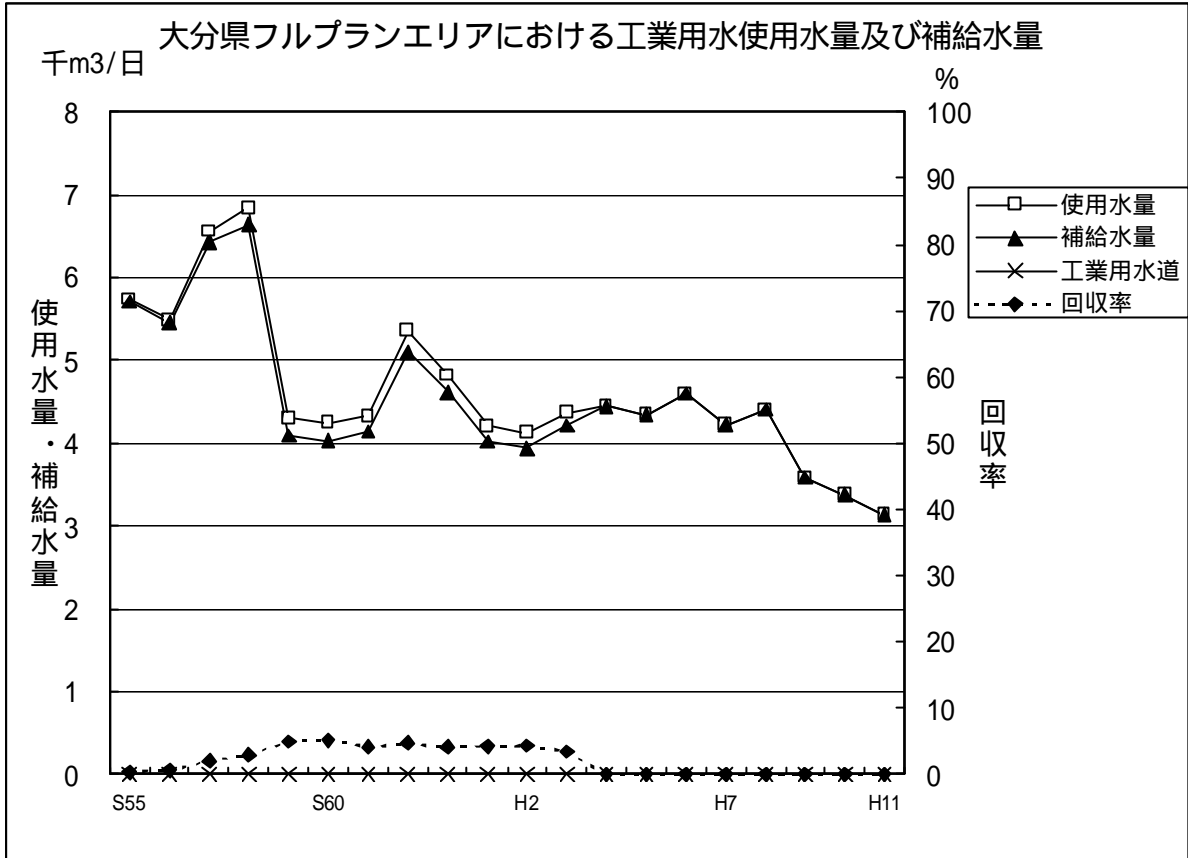
3. 工業用水の使用実績、工業用水道の需給の状況



需要実績調査 供給実績調査をもとに作成

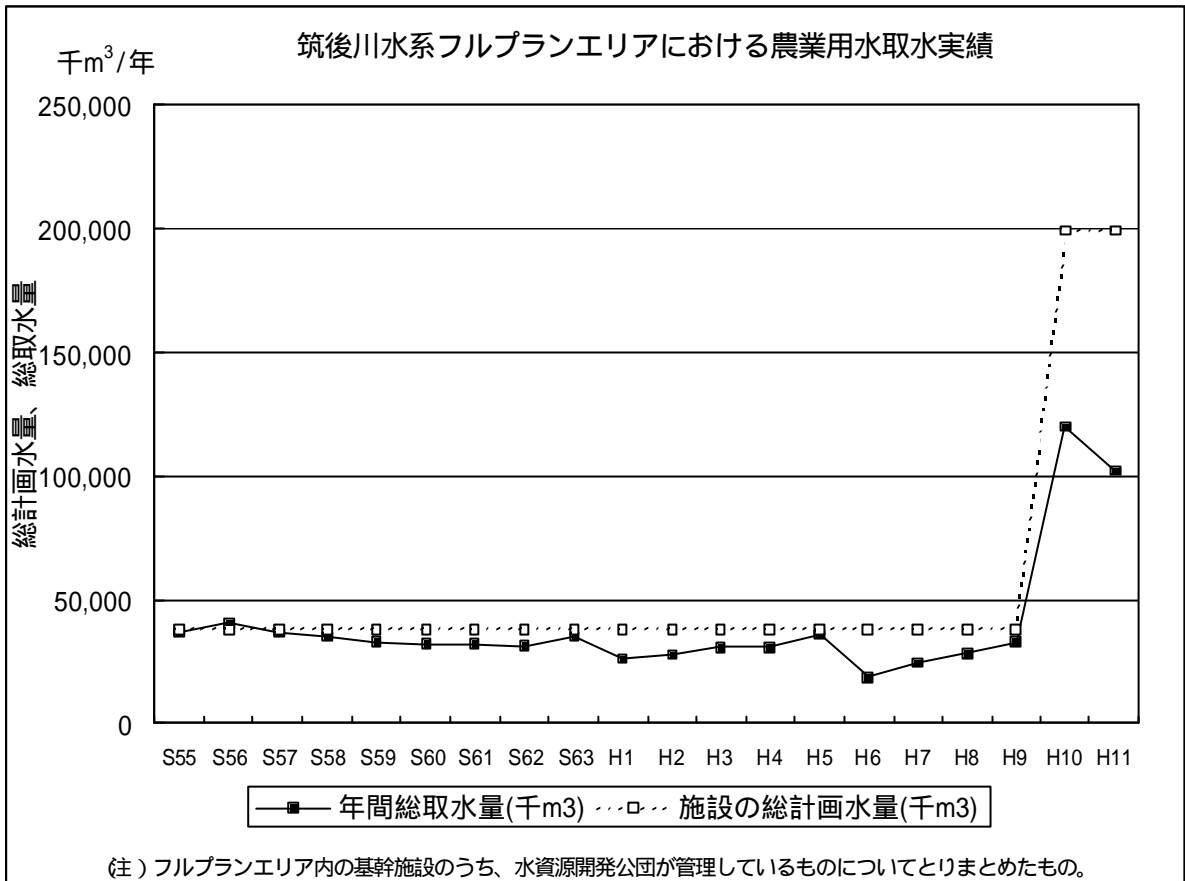


需要実績調査 供給実績調査をもとに作成

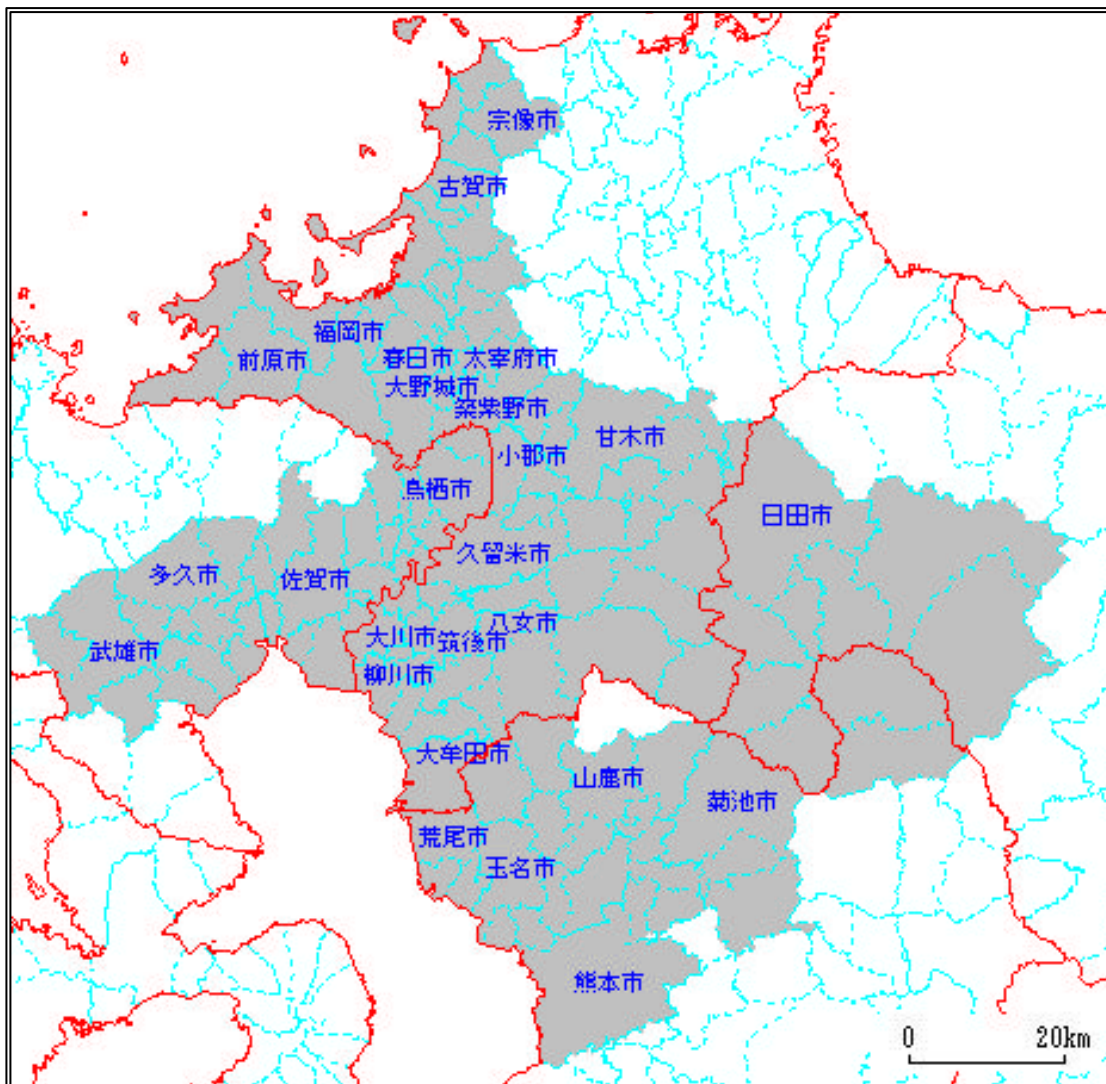


需要実績調査 供給実績調査をもとに作成

4. 農業用水の需給状況



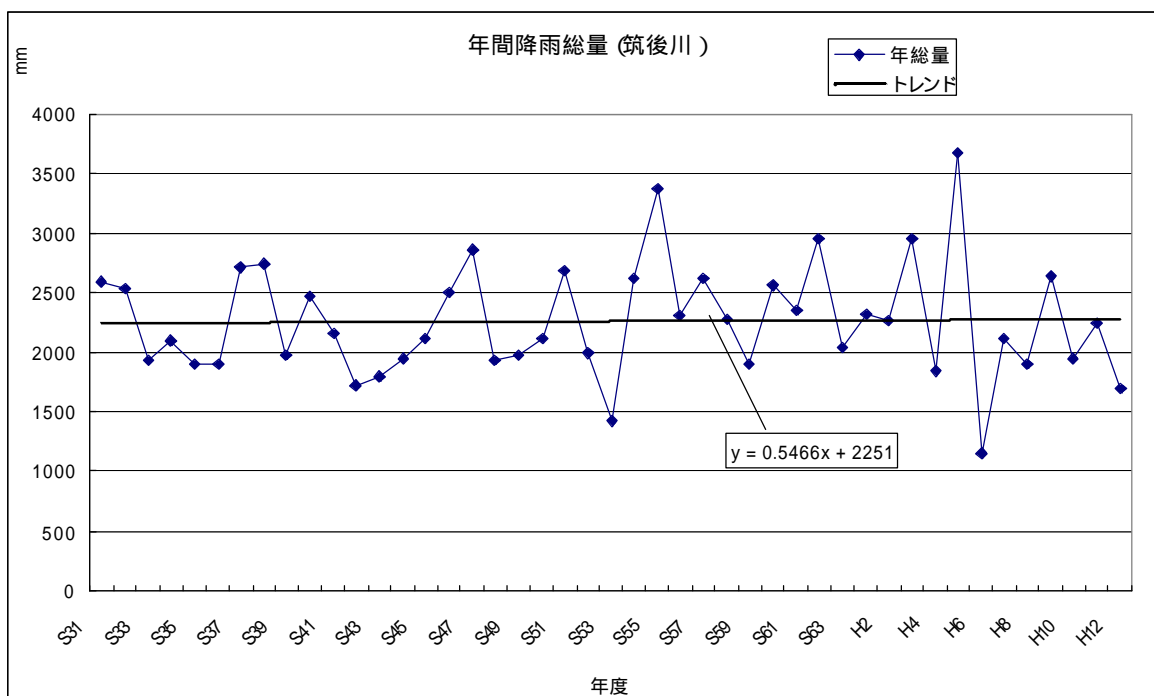
参考：水道用水、及び工業用水のデータ集計範囲図



注) 資料6においては、筑後川水系にかかる水道用水及び工業用水の需要実績について国土交通省水資源部がデータを集計した範囲(上図)をもって、「フルプランエリア」と称しているが、計画の改定にあたり必要となる需給想定作業の対象となる範囲については別途定める。

降水量及び流況

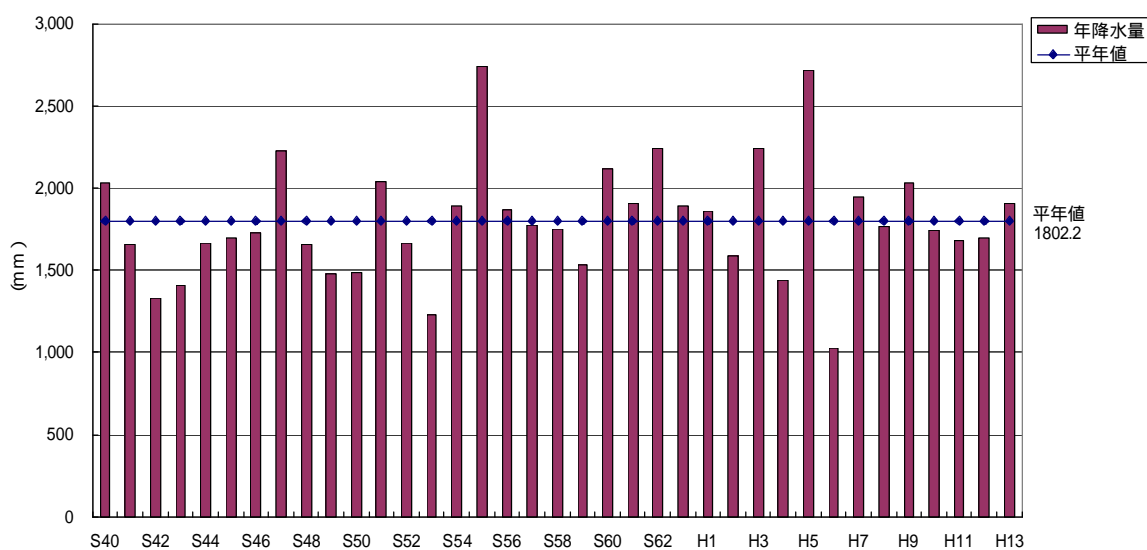
筑後川の年間降雨総量



野上・森・黒川・横畑・鯛生・原田の各雨量観測所の算術平均により算出。
 出典：雨量年表（国土交通省河川局編）

降水量

日田地点の年降水量
 (大分県日田市)



(注)・気象庁資料より作成

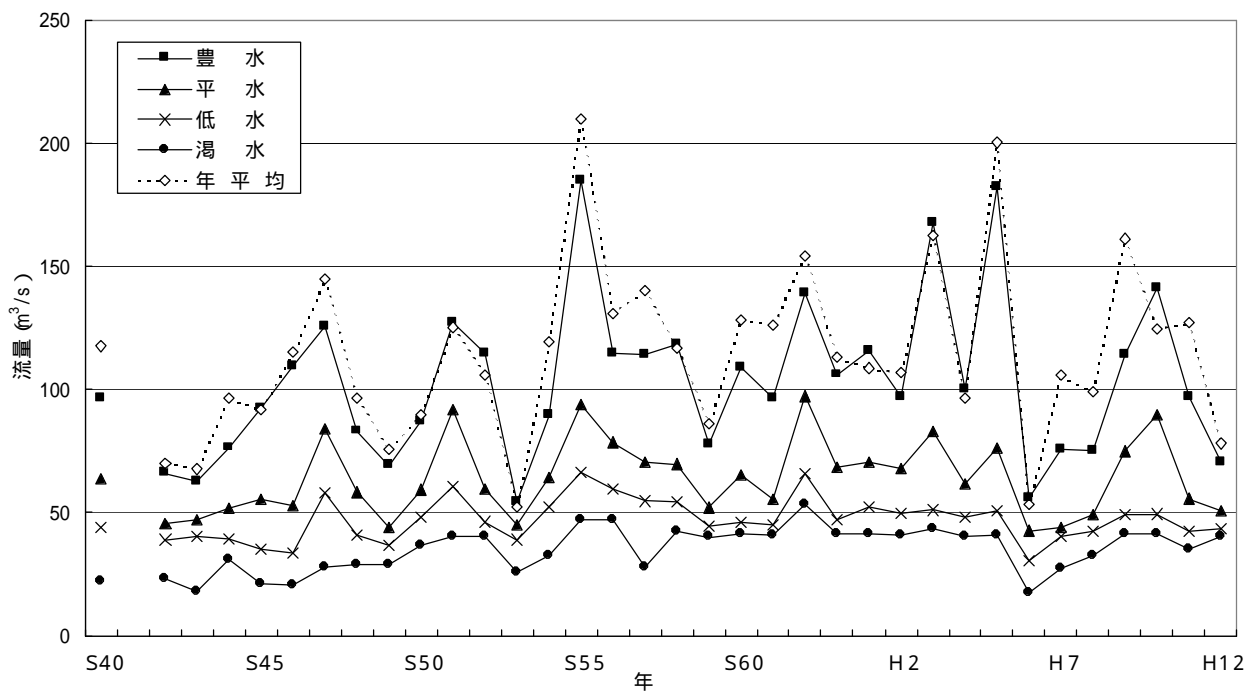
流況

瀬ノ下地点（筑後川水系）の流況（昭和25年～平成12年の平均）
（欠測：昭和41年）

区 分	流 量
豊水流量	102.70m ³ /s
平水流量	63.75
低水流量	47.19
渇水流量	33.71
年平均流量	114.82

豊水流量：1年を通じて95日はこれを下らない流量
 平水流量：1年を通じて185日はこれを下らない流量
 低水流量：1年を通じて275日はこれを下らない流量
 渇水流量：1年を通じて355日はこれを下らない流量

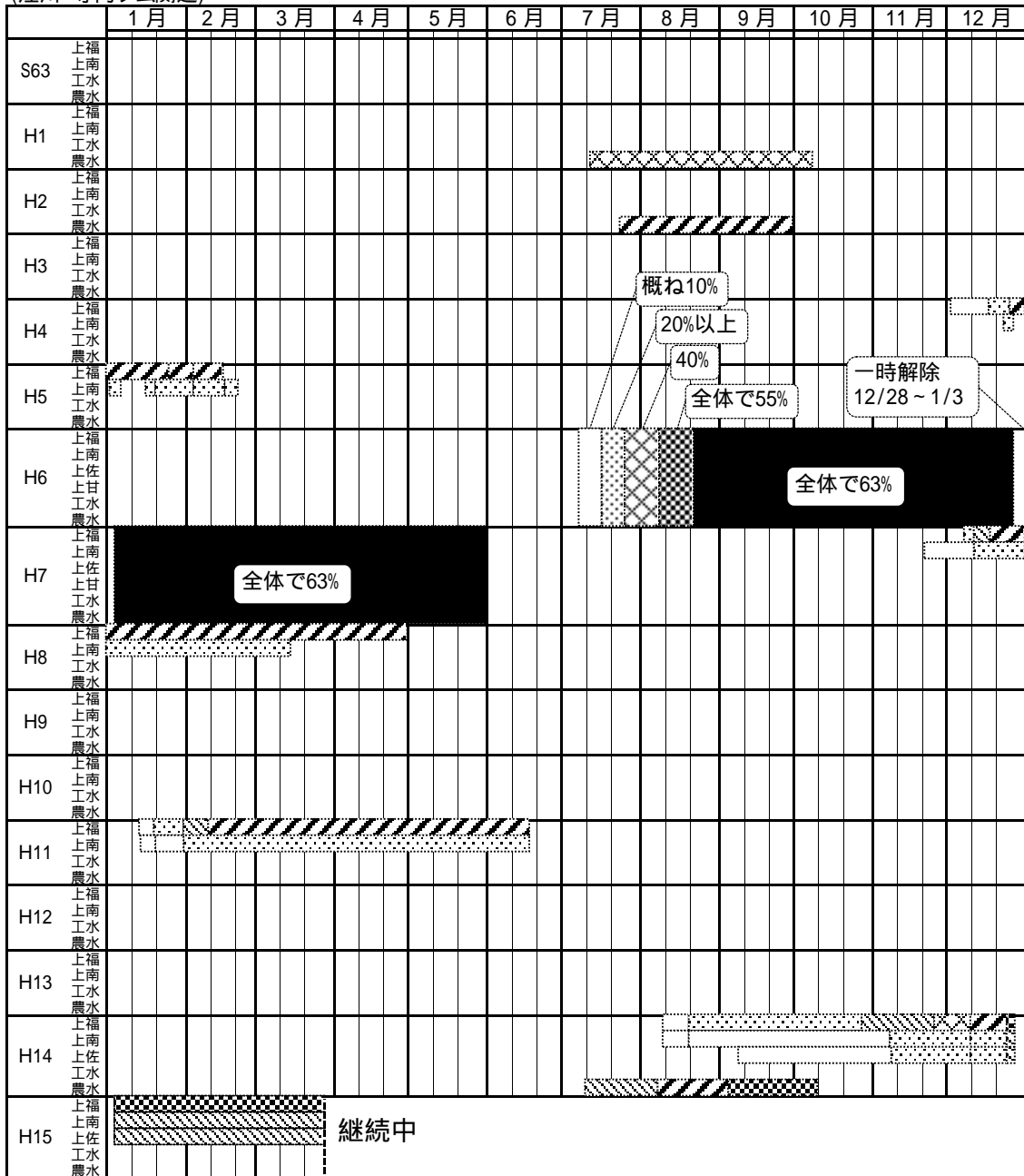
瀬ノ下地点の流況（福岡県久留米市）



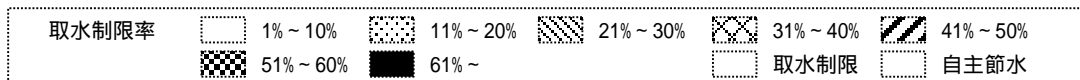
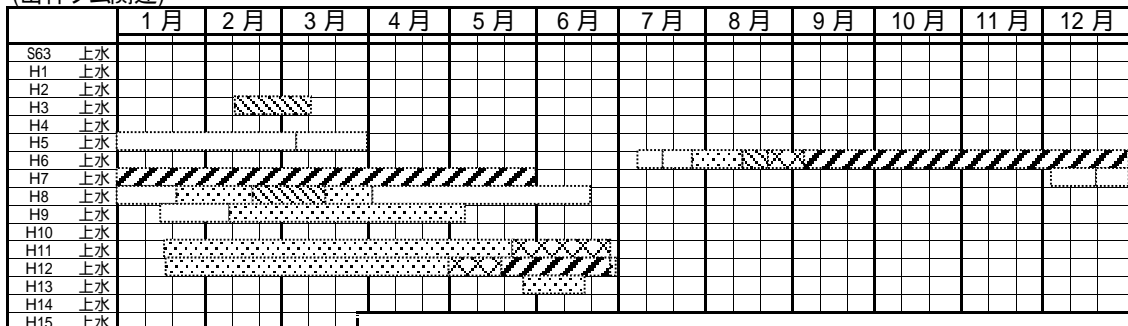
（注）流量年表（国土交通省河川局編）より作成

昭和63年から平成14年の取水制限状況

(江川 寺内ダム関連)



(山神ダム関連)



- 注
- 水資源部調査による
 - 上福 福岡地区水道企業団、上南 福岡県南水道企業団、上佐 佐賀東部水道企業団、上甘 甘木市上水道事業
 - 自流取水している利水者に対しては、平成6年の渇水時、H6.7.8-H6.7.26に概ね10%、H6.7.27-H7.5.31に20%以上(12/28-H7.1.3は一時解除)の取水制限を行った。
 - 江川 寺内ダム関連の農業用水は、上記のH元、H2、H6、H7、H14の他に、H3、H4、H5、H11にも自主節水が行われた。

筑後川水系の主な渇水被害の状況

年	取水制限期間	水系名	最大取水制限率			上水道の給水制限状況			工業用水道の給水制限状況		渇水被害の状況
			上水	工水	農水	事業体	影響人口	給水制限期間	事業体	給水制限期間	
H3	H3.2.12 ~ H3.3.11	山神ダム関連	30	-	-	2	81,000	H3.2.12 ~ H3.3.11	-	-	筑紫野市等で減圧給水を実施(2/12~3/11)。
H6 H7	H6.7.8 ~ H7.5.31	江川 寺内ダム関連	全体で63%			26	2,267,000	H6.7.1 ~ H7.6.30	2	H6.7.18 ~ H7.5.31	・太宰府市で8時間断水を実施(7/21)し、その後15時間断水に強化(7/27)。 ・福岡市で6時間断水を実施(8/4)し、その後12時間断水に強化(9/1)。 ・農業用水(アオ)確保のため筑後大堰からの緊急放流を実施。 ・寺内ダムで底水を放流し、貯水量ゼロ(9/27)。 ・福岡都市圏の7市町で時間断水を継続して実施、約150万人に影響。 ・都市圏の断水期間が福岡大渇水時に福岡市で記録した287日間を超過。
	H6.7.8 ~ H7.5.31	山神ダム関連	50	-	-						
H7 H8	H7.12.8 ~ H8.4.30	江川 寺内ダム関連 (福岡地区水道)	50	-	-	1	43,000	H8.1.9 ~ H8.4.17	-	-	前原市で減圧給水を実施(1/9~4/17)。
	H7.11.22 ~ H8.4.30	江川 寺内ダム関連 (福岡県南水道)	20	-	-						
	H7.12.4 ~ H8.4.2	山神ダム関連	30	-	-						

(注)1.国土交通省水資源部調査による。

2.給水制限期間は、筑後川水系から取水しているいずれかの事業体(簡易水道は除く)が給水制限を行った期間。

3.給水制限を行った事業体数及び影響人口は、給水制限期間内における最大値を記載。

筑後川水系の渇水被害状況 (水道用水)

平成6年		7月			8月			9月			10月			11月			12月			
取水制限	自流水者	8	17	18															28	
		概ね10%		20%以上																
		一時解除 ~ 1/3																		
取水制限	江川 寺内 ダム関連	8	17	18	26	27		9	10	22	23								28	
		概ね10%		20%以上		40%		全体で55%			全体で63%									
		一時解除 ~ 1/3																		
取水制限	山神ダム関連	8	17	18	26	27		14	15	24	25	5	6							
		5%		10%		15%		30%		40%		50%								
		一時解除 ~ 1/3																		
給水制限	減圧給水	事業体数 (事業体)																		
		影響人口 (千人)																		
	時間断水	事業体数 (事業体)																		
		影響人口 (千人)																		
主な渇水被害		<p style="text-align: center;">8/4 ~ 福岡市 6時間断水</p> <p style="text-align: center;">9/1 ~ 福岡市、断水を12時間に強化</p> <p style="text-align: center;">8/22 ~ 筑紫野市8時間断水</p> <p style="text-align: center;">7/21 ~ 太宰府市 8時間断水 (H7.5.17断水解除)</p> <p style="text-align: center;">7/27 ~ 大野城市8時間断水(H7.5.11断水解除)</p> <p style="text-align: center;">10/26 ~ 福岡市、断水を8時間に緩和</p> <p style="text-align: center;">(H7.5.3断水を6時間に緩和、H7.5.26断水解除)</p> <p style="text-align: center;">11/7 ~ 筑紫野市12時間断水に強化</p> <p style="text-align: center;">(H7.3.1断水を8時間に緩和、H7.5.11断水解除)</p>																		

国土交通省水資源部調査による。

筑後川水系の湯水被害状況 (水道用水)

平成7年		1月	2月	3月	4月	5月	6月
取水制限	自流利水者	4	20%以上				31
	江川 寺内 ダム関連	4	全体で63%				31
	山神ダム関連		50%				31
給水制限	減圧給水	事業体数 (事業体)					
		影響人口 (千人)					
	時間断水	事業体数 (事業体)					
		影響人口 (千人)					
主な湯水被害		・8時間断水 福岡市 (~5/3) 大野城市 (~5/10) 他 5市町村 ・6時間断水 福岡市 (~5/31)					

国土交通省水資源部調査による。

筑後川水系の渇水被害状況 (工業用水)

平成6年		7月	8月	9月	10月	11月	12月
取水制限	自流利水者	8 概ね10%	17 18				28 一時解除 ~ 1/3
	20%以上						
取水制限	江川 寺内 ダム関連	8 概ね10%	17 18 26 27	9 10 22 23			28 一時解除 ~ 1/3
	20%以上		40%	全体で55%	全体で63%		
給水制限	事業体数 (事業体)	5 4 3 2 1 0					
主な渇水被害							

平成7年		1月	2月	3月	4月	5月	6月
取水制限	自流利水者	4					31
	20%以上						
取水制限	江川 寺内 ダム関連	4					31
	全体で63%						
給水制限	事業体数 (事業体)	5 4 3 2 1 0					
主な渇水被害							

国土交通省水資源部調査による。

筑後川水系の渇水被害状況 (農業用水)

平成6年		7月			8月			9月			10月			11月			12月		
取水制限	自流利水者	8	17	18														28	
		概ね10%		20%以上														一時解除 ~ 1/3	
取水制限	江川 寺内 ダム関連	8	17	18	26	27	9	10	22	23								28	
		概ね10%		20%以上		40%		全体で55%			全体で63%							一時解除 ~ 1/3	
主な渇水被害		<p style="text-align: center;"> ・節水の実施により、水路管理労力の増大、水路管理経費の増大、営農労力の増大、ポンプ購入費等の支出、一部作物の播種、定値の遅れ及び、生育不良による商品価値の低下等が発生 ・7/26 アオ取水地区へ筑後大堰より緊急放流 ・8/16 アオ取水地区へ筑後大堰より緊急放流 ・8/21 アオ取水地区へ筑後大堰より緊急放流 ・9/5 アオ取水地区へ筑後大堰より緊急放流 </p>																	

平成7年		1月			2月			3月			4月			5月			6月		
取水制限	自流利水者	4																31	
		20%以上																	
取水制限	江川 寺内 ダム関連	4																31	
		全体で63%																	
主な渇水被害																			

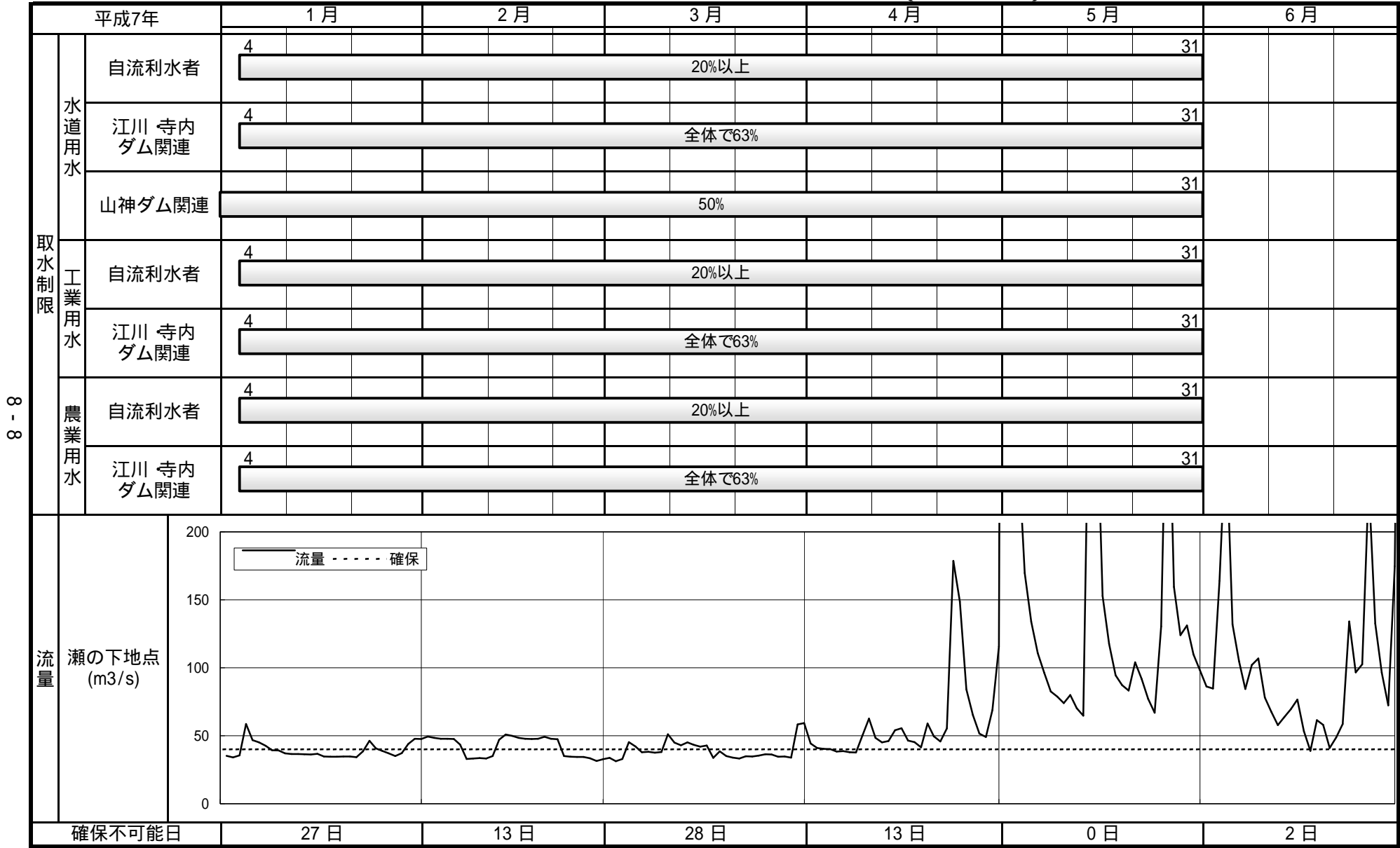
国土交通省水資源部調査による。

筑後川水系の流況と取水制限状況 (平成6年)

平成6年		7月			8月			9月			10月			11月			12月			
取水制限	水道用水	自流利水者	8	17	18															28
			概ね10% 20%以上																	
			一時解除 ~ 1/3																	
	江川 寺内 ダム関連	8	17	18	26	27	9	10	22	23										28
		概ね10% 20%以上 40% 全体で55% 全体で63%																		
		一時解除 ~ 1/3																		
	山神ダム関連	8	17	18	26	27				14	15	24	25	5	6					
		5% 10% 15% 30% 40% 50%																		
工業用水	自流利水者	8	17	18															28	
		概ね10% 20%以上																		
		一時解除 ~ 1/3																		
	江川 寺内 ダム関連	8	17	18	26	27	9	10	22	23									28	
	概ね10% 20%以上 40% 全体で55% 全体で63%																			
	一時解除 ~ 1/3																			
農業用水	自流利水者	8	17	18															28	
		概ね10% 20%以上																		
	一時解除 ~ 1/3																			
	江川 寺内 ダム関連	8	17	18	26	27	9	10	22	23									28	
	概ね10% 20%以上 40% 全体で55% 全体で63%																			
	一時解除 ~ 1/3																			
流量	瀬の下地点 (m3/s)																			
	確保不可能日	22日			28日			22日			27日			28日			26日			

流量は、流量年表(国土交通省)、その他は、国土交通省水資源部調査による。

筑後川水系の流況と取水制限状況 (平成7年)



流量は、流量年表(国土交通省)、その他は、国土交通省水資源部調査による。

渇水関連新聞記事一覧

【昭和53年～昭和54年】

- S53. 5.31 フクニチ新聞 自衛艦で輸送へ 福岡市、北九州市と"水"交渉 8-10
 S53. 5.31 フクニチ新聞 久山町が"救水" 助かります . . . 清掃工場(福岡) 8-10
 S53. 6. 1 読売新聞 寺内ダムけさ送水開始 1日7万トン 四次制限は免れる . . . 8-11
 S53. 6. 3 毎日新聞 百万都市 干上がる 8-11

【平成元年】

- H 1. 8.19 日経新聞 農業用水に250万トン ダム貯水、水道用から回す 8-12

【平成2年】

- H 2. 8. 9 西日本新聞 農業用水ピンチ! 塩分濃度が上昇 筑後川下流 8-12

【平成6年～平成7年】

- H 6. 7.23 佐賀新聞 筑後大ぜき緊急放流 8-13
 連続雨なし16日間の新記録 佐賀市 8-13
 水稲、ミカン被害広がる 8-13
 1日15時間断水へ強化 太宰府市 8-13
 大野城市も夜間断水へ 8-13
 H 6. 7.25 毎日新聞 太宰府市に島原が「応援給水」 8-14
 H 6. 7.17 佐賀新聞 ノリ用井戸水を水田に 人情通って「もらい水」 8-14
 H 6. 8. 8 佐賀新聞 イチゴ農家水確保に奮闘 8-15
 H 6. 8.16 読売新聞 福岡市の夜間断水 全域で完全実施 8-15
 H 6. 8.17 西日本新聞 2度目の緊急放流でアオ取水 濃度下がらず午前30分間 . . . 8-16
 大牟田市 小、中、養護学校プール あすから使用中止 . . . 8-16
 H 6. 8.31 朝日新聞 最後の水がめ放流 発電用・底水活用へ 8-17
 H 6. 9. 1 佐賀新聞 猛暑 渇水 異常続き'94夏 8-17
 H 6. 9.10 佐賀新聞 突らぬ秋 大詫間(川副)もち米絶望 8-18
 アオ取水既に遅し 種もみさえ確保できず 8-18
 H 6. 9.27 毎日新聞 きょう早朝に 寺内ダム貯水量0 "底水"放水始める 8-18
 H 6. 9.29 佐賀新聞 クリーク法面崩壊多発 渇水で水位低下 佐賀平野 8-19
 H 6.10. 2 読売新聞 生活用水にも配慮 福岡県有明海漁連が意向 8-19
 H 6.10. 6 西日本新聞 筑後川1日17万トン取水へ 流量40トン未満でも 8-20
 H 6.10.19 読売新聞 応援給水の恩返し 甘木の井戸水福岡市に提供 8-20
 H 6.11. 2 毎日新聞 江川、寺内ダム貯水量 「福岡大渇水」時を下回る 8-21
 H 6.11. 7 読売新聞 人工降雨作戦さらに10回 福岡「効果あり」と年度末まで . . . 8-22
 H 6.11.17 毎日新聞 工業用、上水道に転用 来月中旬から1日1万トン 8-22
 H 7. 1.28 毎日新聞 ノリ用水緊急放流へ 有明海養殖 被害広がる恐れ 8-22
 H 7. 5.23 朝日新聞 福岡市の断水287日 最長更新へ 8-23
 H 7. 5.27 佐賀新聞 地盤沈下過去最悪に 渇水で最大16センチ 8-24

【平成7年】

- H 7.12.13 西日本新聞 ノリ加工用水の確保 有明海漁連 県に要望へ 8-25
 H 7.12.15 西日本新聞 福岡市55パーセント送水カット 8-25

【平成11年】

- H11. 4.29 毎日新聞 筑後川水系で第4次渇水調整策 8-26
 H11. 4.29 西日本新聞 江川・寺内・合所ダム 貯水増図り放水を停止 8-26
 H11. 6.30 西日本新聞 渇水対策本部が解散 県南広域水道企業団 8-26

【平成14年】

- H14.10. 1 毎日新聞 渇水深刻 福岡と佐賀 飲み水も心配 8-27
 H14.11. 8 朝日新聞 福岡市から200万トン 渇水時応援水 筑後川連絡会が合意 . . . 8-27
 H14.11.26 読売新聞 福岡地区水道企業団 送水制限40%に 8-28
 H14.12. 7 毎日新聞 渇水対策 農業用水など融通 8-28
 H14.12.26 毎日新聞 筑後川連絡会が応援水 佐賀東部など3水道企業団に . . . 8-28

(新聞記事省略)

その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

筑後川水系における水資源開発基本計画には、その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項として以下に掲げる内容が記載されている。

(1)総合的な水資源の開発及び利用の促進

- ・新たな水需要の充足
- ・地盤沈下対策としての地下水の転換
- ・適切な水需給バランスの確保
- ・関連水系を含めた水資源の開発及び利用についての総合的な検討

(2)水源地域対策

- ・水源地域の開発・整備
- ・ダム周辺の環境整備
- ・水源の保全かん養を図るための森林の整備

(3)地域の実情に応じた様々な配慮

- ・治水対策
- ・適正な流況の保持
- ・河川環境の保全
- ・既存水利、水産業、特にのり漁業等への十分な配慮

(4)水利用の合理化

- ・漏水の防止、回収率の向上、節水
- ・生活排水、産業廃水等の再生利用の促進
- ・下水処理水と河川流水の総合的な運用
- ・既存水利の有効適切な利用

(5)渇水対策

- ・異常渇水対策の確立
- ・渇水対策事業等の促進

(6)環境への配慮

- ・水質及び自然環境の保全への配慮
- ・水資源がもつ環境機能の活用

(7)各種計画や社会情勢との整合性

- ・各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情への配慮

現状及び施策の事例

- 1.ダム周辺の環境整備の事例 9-3
- 2.水源地域対策 9-5
- 3.河川環境に配慮した事業の事例 9-7
- 4.水質、自然環境の保全に対する配慮の事例 9-10
- 5.水環境の整備状況 9-12
- 6.水利用の安定性向上に資する対策の例 9-13
- 7.水利用の合理化の事例 9-14
- 8.既存施設の有効活用事例 9-21
- 9.渇水対策の事例 9-22

1. ダム周辺の環境整備の事例

松原・下笠ダム水源地域ビジョンの策定

合同委員会（委員会、作業部会）を3回、作業部会を2回実施し、平成14年4月に開催された「松原・下笠ダム水源地域ビジョン策定委員会 第3回合同委員会」（地元自治体及び住民、関係行政機関、ダム管理者で構成）により、水源地域の自立的・持続的な活性化を目的とした「松原・下笠ダム水源地域ビジョン」を策定。

【コンセプト】ひと 生き生き ところ 暖か

【基本方針】ビジョンでは、地域らしさ＝地域の観光資源、地域の魅力をもとに上下流の連携を図った地域活性化へ向けた具体的な施策を策定した。

- (1) 松原・下笠ダム（ダム湖）や筑後川の「水」のふるさと
- (2) 歴史や文化、産業を育んできた「森」のふるさと、「木」のふるさと
- (3) 悠々と人が暮らし、あたたかい「人」に出会えるふるさと
- (4) 蜂の巣闘争をはじめとする「歴史」を感じるふるさと
- (5) もてなしの心があり情緒豊かな「湯」のふるさと

【取り組みの内容】

郷土特有の特色・魅力をきめ細やかに伝えることができるホームページ・パンフレット作成による水源地域のPRへの取り組み

下笠ダム資料館などの現有資源の有効活用への取り組み
森林保全活動への取り組み

ダム湖遊覧船運航などのダム湖面活動への取り組み

ダム水源地域を利用した環境教育への取り組み



ホームページ開設



パンフレット
森と水の情報誌



ダム湖見学
(策定作業部会)



しもうけ館 開館



森の隠れ家づくり

【実施体制】

- ・松原・下笠ダム水源地域ビジョン支援協議会

水源地域ビジョン策定委員会を発展的解消し、水源地域ビジョンに関わる事業全体の計画や推進体制を審議・統括する組織

- ・松原・下笠ダム水源地域ビジョン実践センター

水源地域ビジョン策定作業部会を発展、拡大し、水源地域

ビジョンの各事業の具体的な内容を検討し、実施するための組織

以上2つの組織体制にて、平成14年度の水源地域ビジョンを推進する。



環境教育パンフレット
5つのしづく

寺内ダム水源地域ビジョンの策定

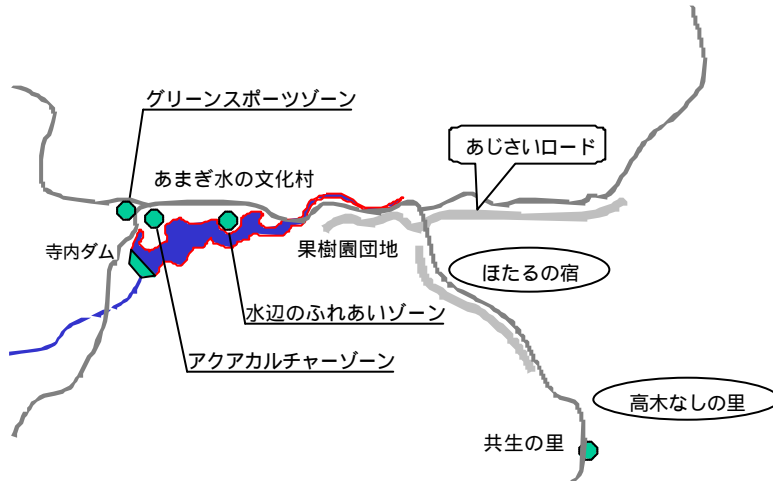
平成14年8月に開催された「第5回寺内ダム水源地域ビジョン策定懇談会」(地元自治体及び住民、関係行政機関、ダム管理者で構成)により「寺内ダム水源地域ビジョン」を地元自治体(甘木市)と共同で策定。

【基本方針】

水源地域の豊かな自然やダム湖の機能を高め、水の文化村など周辺施設とともに地域の魅力を向上させる。

【取組の内容】

総合学習における環境教育への支援
水源地域と近隣文化、観光施設への集客、誘導
ダム周辺及び湖面の水質保全に配慮した利活用
下流域、都市圏との連携、交流の定着と発展
地域活性化施策の支援
ダム周辺における環境整備の推進



水の文化村での学習



案内看板の設置



ボート、カヌー教室



やまもりフェスタ



高木なしの里



水源の森づくり

【実施体制】

地元自治体、関係機関から成る実行組織「寺内ダム水源地域ビジョン実行連絡会(仮称)」を設立し、地域住民の主体的な取組を支援するとともに、連絡会の継続的な開催により関係者間の連絡と調整を図り、必要な見直しを行う。

2. 水源地域対策

2.1. 水源地域対策特別措置法に基づく指定ダム等の概要

ダム等の名称	大山ダム	竜門ダム
水系河川名	筑後川水系赤石川	菊池川水系迫間川
事業主体	水資源開発公団	国土交通省
ダム高	99.0m	99.5m
総貯水量	19,600 千 m ³	42,500 千 m ³
目的	FNW	FNAI
ダム等の所在県	大分県	熊本県
水没地区所在市町村	大山町、前津江村	菊池市
水没総面積	72ha	128ha
水没戸数	21 戸	87 戸
水没農地面積	11ha	36ha
ダム等の指定年月日	平成 3 年 2 月 5 日	昭和 49 年 7 月 20 日
水源地域指定年月日	平成 11 年 2 月 22 日	昭和 57 年 3 月 10 日
整備計画の決定年月日	平成 11 年 3 月 24 日	昭和 57 年 3 月 27 日

注)F：洪水調節、N：不特定用水・河川維持用水、

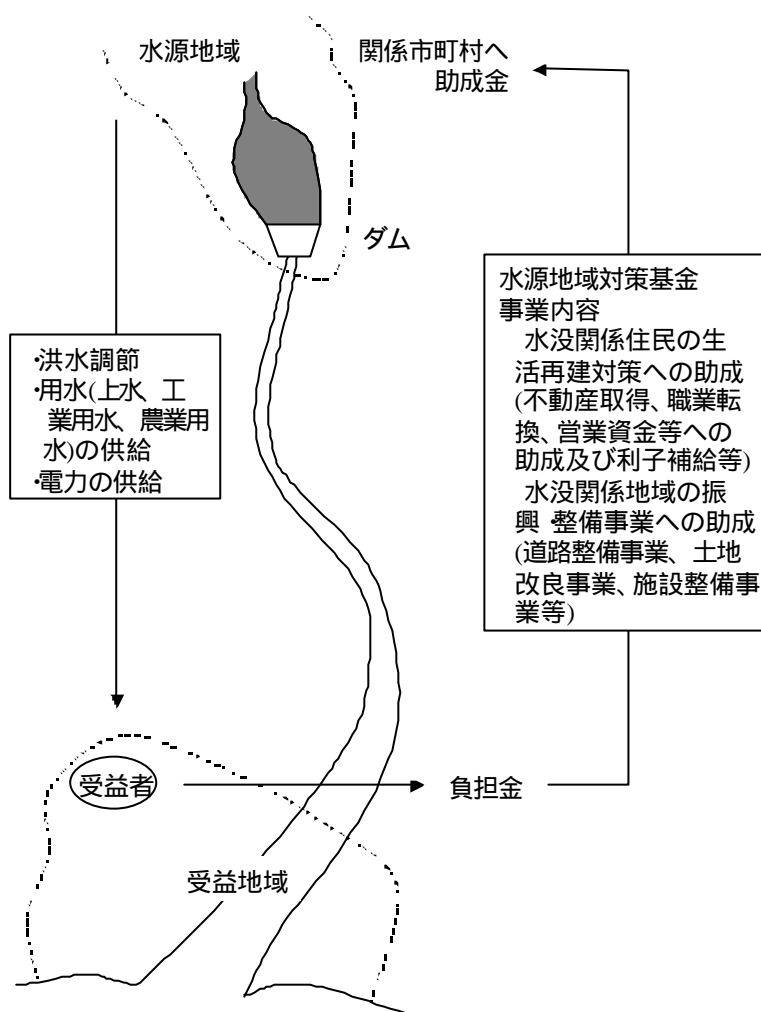
A：かんがい用水、W：上水道用水、I：工業用水道用水

2.2. 指定ダムに係る水源地域整備計画

(単位：百万円)

	大山ダム	竜門ダム
総事業費	13,755	3,966
土地改良	1,302	1,430
治山		140
治水	607	
道路	4,269	2,055
簡易水道	491	
下水道	1,453	
林道	350	226
造林		6
共同利用施設	3,520	
公民館等	131	
スポレク	1,578	109
消防施設	15	
し尿処理	39	

2.3.財団法人 筑後川水源地域対策基金



【事業内容】

- 1) 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産取得等の生活再建対策に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助
- 2) 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興等に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助
- 3) 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興等に必要な調査及びその受託
- 4) その他基金の目的を達成するために必要な事業

【設立許可年月日】

昭和 57 年 7 月 5 日

【構成団体】

福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、北九州市、福岡市

【基本財産】

1,020 千円(4 県2 市が均等負担)

【基本基金】

500,007 千円(57 ~ 59 年度の 3 ヶ年で造成し、国はその 1/2 を補助、残は福岡県 1.8/6、佐賀県 1/6、熊本県 0.4/6、大分県 0.8/6、北九州市 1/6、福岡市 1/6 の割合で負担)

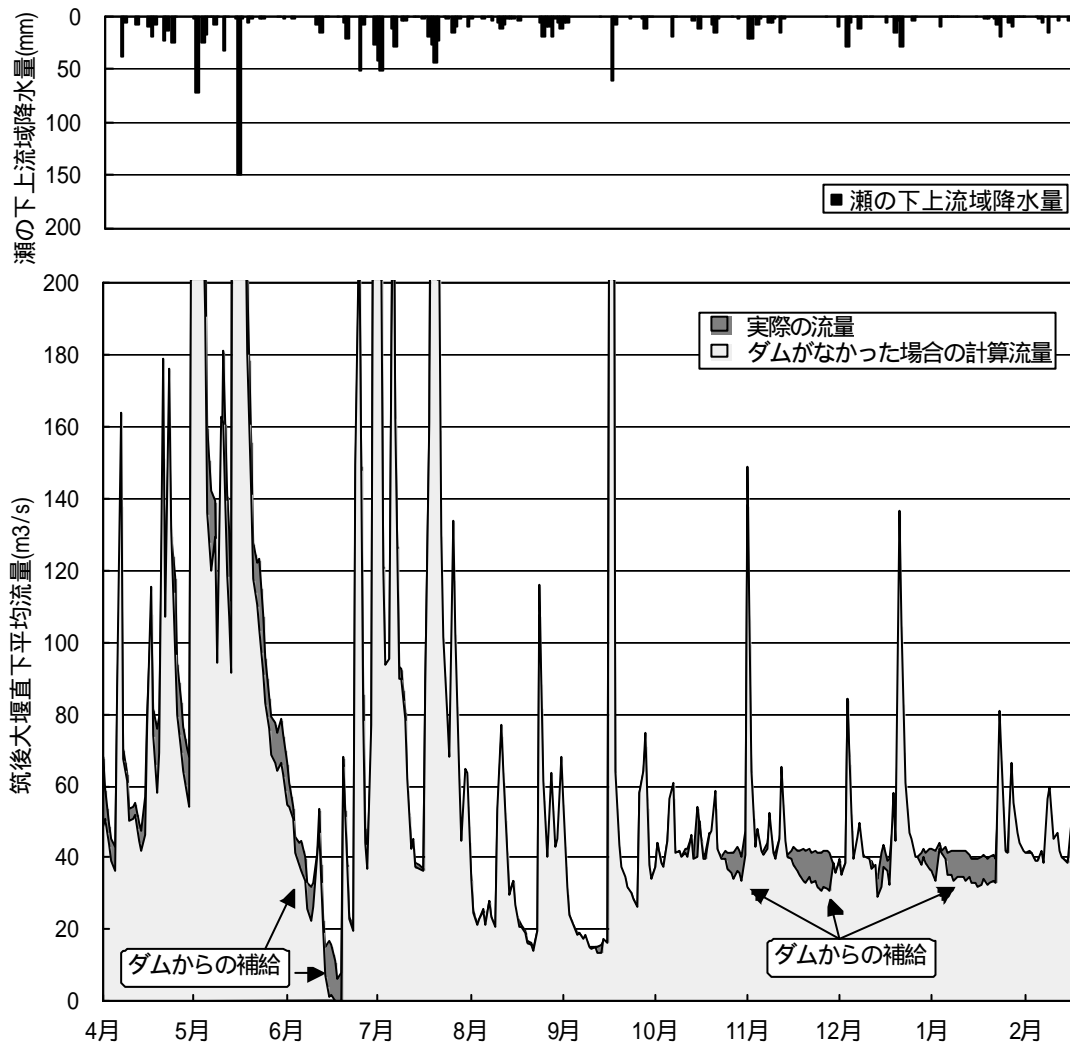
3. 河川環境に配慮した事業の事例

水資源の開発及び利用に当たっては、適正な流況を保持することによって河川環境の保全に資するよう努め、下流既得水利、水産業、特にノリ漁業等に影響を及ぼさないよう十分配慮するものとされており、松原・下笠ダム再開発事業や寺内ダム建設により流水の正常な機能の維持と増進の施策が展開されてきた。

松原・下笠ダムの不特定用水による河川流量の改善

松原・下笠ダムにおいては、松原・下笠ダム再開発事業により確保した不特定容量(2,500万 m³)によりノリ期(10月～3月)において河川流量の改善を実施している。

図 平成 14 年度の筑後大堰直下日平均流量
(松原・下笠ダムの有無)



ダムの弾力的管理による河川流量の改善

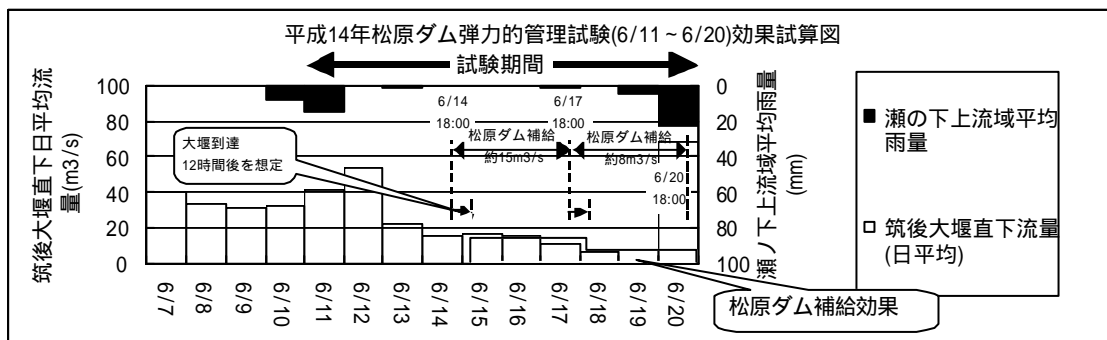
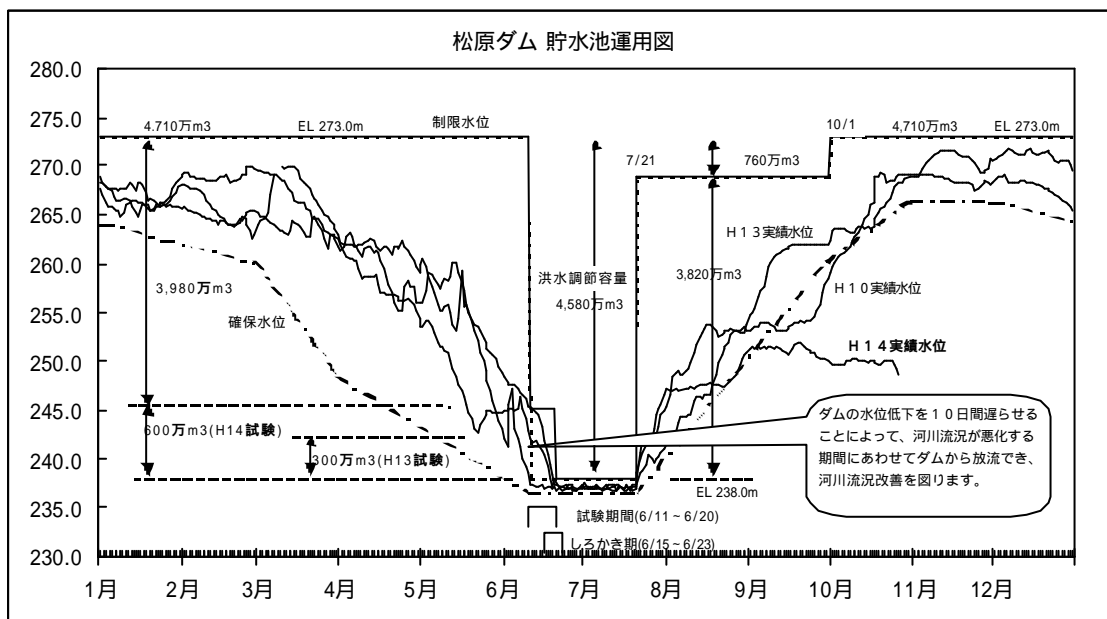
国土交通省は、松原ダムにおいて、筑後川の流況改善を目的とした弾力的管理試験を平成13年度より概ね3ヶ年を目途として実施している。

農業用水の取水開始が集中する当該期間、筑後川の流況が度々悪化しており、流域からのダム放流による河川流況改善の要望が強いことを受け、6月11日から6月20日の間において松原ダムに補給水を確保し、筑後川の流況が悪化した場合に補給しようとするものである。

この取り組みにより、以下の効果が期待される。

- ・河川生態系環境の保全及びアユ、エツ等の漁期の河川流量の改善
- ・有明海への河川流量の改善
- ・流況悪化時に生じていた既得用水の取水障害等の改善

平成13年度は6月16日から18日までの3日間で約3百万 m³ の容量を活用、平成14年度は、6月15日から20日までの6日間で約6百万 m³ の容量を活用して下流へ補給し、15日から17日の3日間で平均約15 m³/s、18日から20日までの3日間で平均約8 m³/s の活用放流を実施した。当該期間は河川流量が少なく、筑後大堰直下では松原ダムからの補給量相当まで流況が悪化しており、大きな効果が発揮されたと言える。



ゴミ集積施設の設置

筑後川大堰地点には、平常時、洪水時ともに多くの河川ゴミが流れ着く。この河川ゴミは、堰操作にさまざまな支障を来すほか、筑後川下流や有明海の漁業にも影響を及ぼす。

水資源開発公団では、この河川ゴミを効率的に除去するため、平成 13 年度より検討を開始し、平成 14 年 4 月より「ゴミ集積施設」の工事に着手した。同年 6 月の施設完成により、円滑な堰操作が可能となるほか、筑後川下流及び有明海の環境改善にも寄与するものと考えられている。

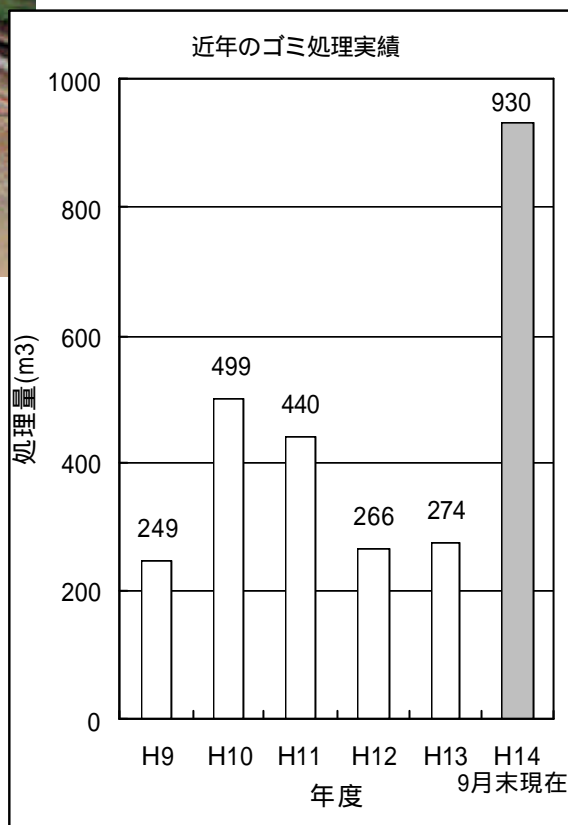
水資源開発公団では、今後は、ゴミ集積施設を有効に活用し、河川ゴミの除去に努めるとともに、引き続きホームページやパンフレットにて広く呼びかける等、ソフト的な取り組みも並行して行っていくこととしている。



ゴミ集積施設



完成後の出水では、さっそく効果を発揮した



注)平成 14 年度は、ゴミ集積施設による集積と船舶による集積を合わせた速報値。

4. 水質、自然環境の保全に対する配慮の事例

寺内ダムクリーンアップレイク事業

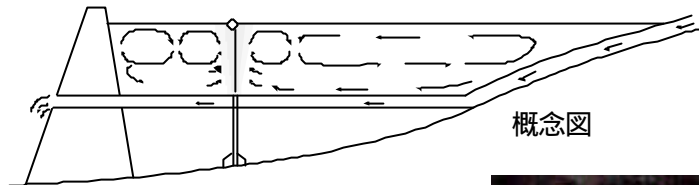
寺内ダムでは、貯水池の富栄養化によるカビ臭障害や景観障害を解消するため、平成 2 年度に建設省(現国土交通省)によりクリーンアップレイク事業が採択され、平成 3 年度から各種の水質保全対策の施設が国土交通省と水資源開発公団により設置された。

寺内ダムでは、特に富栄養化の原因の一つであるリンの削減に重点を置き、流入河川水を対象とする施設を設置するとともに、ダム湖におけるプランクトンの発生の抑制及び軽減を目的とする施設も設置している。

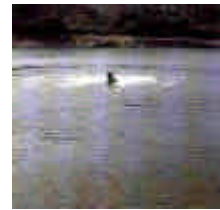
【曝気循環装置】

曝気循環装置は、水面から 10m、15m、20m の水深を選び空気を連続的に送り込む。空気が水中を上昇することにより、湖に循環流が発生

し、循環混合層(水温の均一な層)を形成される。栄養塩を多く含んだ流入水は循環混合層の下に潜り込み、表層に生息するプランクトンへの栄養源を断つことが出来る。また、植物プランクトンも循環流により下に潜り、十分な光を得られなくなる。これらの作用により植物プランクトンの異常増殖を抑止する。



概念図



稼働状況

【流入制御フェンス】

発生したプランクトンの拡散を防止する。



【水耕浄化施設】

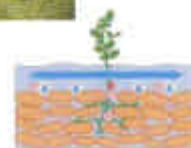
鹿沼土で作ったリン吸着材とクレソンを用いてリンを除去する。



クレソン畑の全景



クレソン



リン除去の概念図

【加圧噴射衝撃浄化装置】

発生したプランクトンを含む水を取り込み、加圧することにより、植物プランクトンの細胞膜を壊し、殺藻を図る。



池町川浄化対策事業

久留米市の中心部を流れる池町川は、昭和40年頃から都市化が進み、池町川の流量が少ないこともあって、急速に水質が悪化した。そこで、昭和52年度から浄化事業に着手し、筑後川から直接、きれいな水を池町川へと導水を行った。

【事業概要】

筑後川本川の水を直接ポンプアップし、0.5m³/sの水を、1.9kmの導水路により、池町川へ導水する。

導水前(S58)



水質 BOD 45 ~ 106 mg/l



事業位置図

導水後(H2)



水質 BOD 2 ~ 3 mg/l

魚が泳げる清流がよみがえり、市民の憩い広場として利用されている。



きれいになった池町川

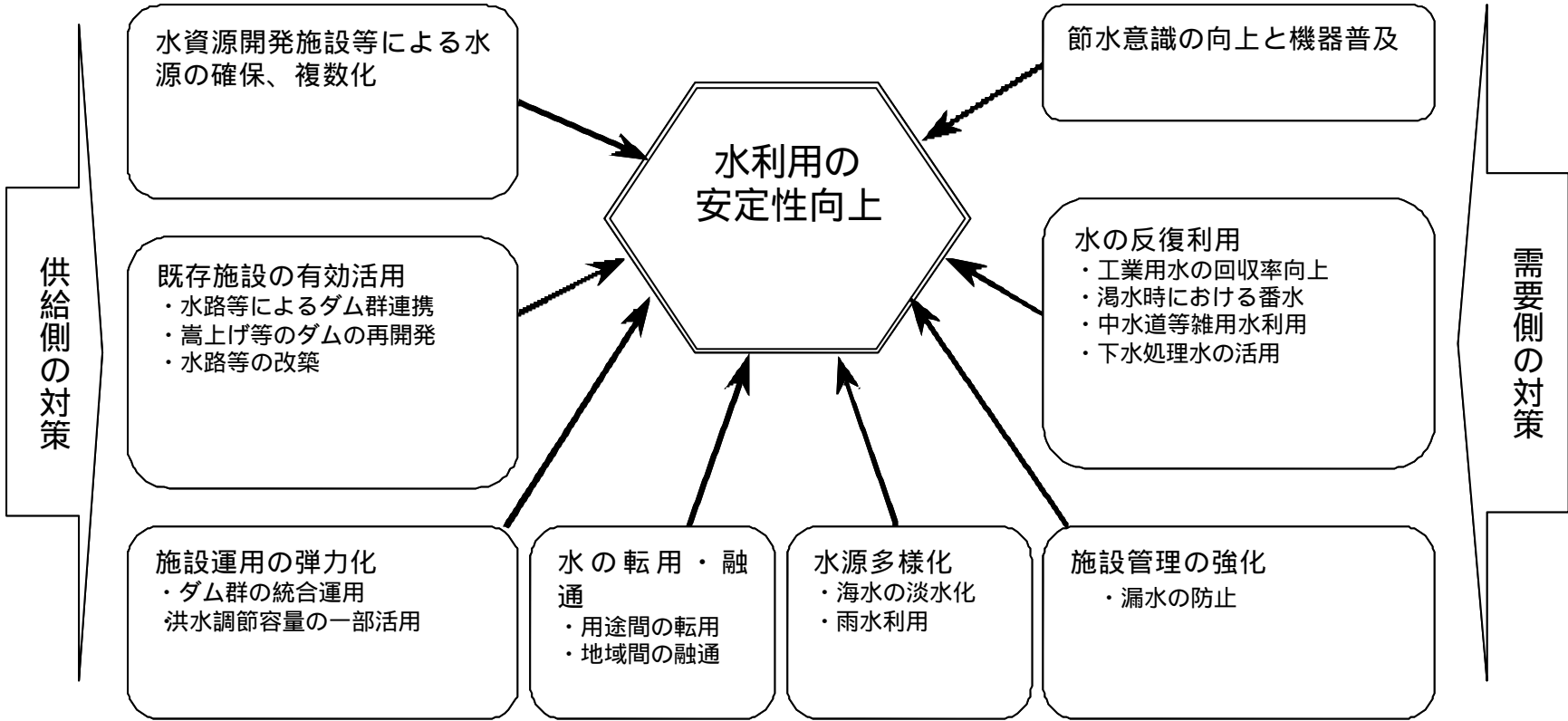
5. 水環境の整備状況

事業名	事業内容	実施年度	実施主体別実施状況 (含完成)
河川環境整備事業	多自然型川づくり 河川公園 等	S47～	佐賀県(田布施川1事業) 大分県(玖珠川等9事業)
河川浄化事業	浄化用水の導入、 間接接触酸化式浄化 等	S52～	国交省(池町川等3事業)
河道整備事業		S47～	国交省(筑後川1事業)

(ダム関連)

事業名	県名	事業内容	実施年度	実施主体
ダム貯水池水質保全事業				
寺内ダム	福岡県	流入汚濁源対策	H1～	国交省
松原・下笠ダム	大分県 熊本県	法面保全整備等	H5～	国交省
ダム周辺環境整備事業				
下笠ダム	大分県 熊本県	整地、緑化工等	S54～H2	国交省
松原ダム	大分県	整地、緑化工等	S59～S63	国交省
水環境整備事業				
合所ダム	福岡県	親水護岸工、 緑化工等	H4～H12	福岡県 (補助事業 農水省)

水利用の安定性向上に資する対策の例



(注) 出典 水資源開発審議会調査企画部会報告(平成12年12月 水資源開発審議会調査企画部会)

7. 水利用の合理化の事例

7.1. 漏水防止の事例

石綿管更新の事例

福岡県

年度	更新を実施した市町村数	石綿セメント管残存延長	全管路延長	石綿セメント管の割合	事業費
H10	3	50.8km	792.5km	6.6%	279 百万円
H11	5	57.8km	1,479.8km	3.9%	355 百万円
H12	6	40.9km	1,566.6km	2.6%	355 百万円
H13	5	23.9km	1,066.2km	2.2%	355 百万円
H14	4				236 百万円

石綿管更新の結果、福岡県フルプラン地域における石綿管残存延長は、H10年度末に262km(2.4%)であったものが、H13年度末に150km(1.3%)となった。また、水道の有効率は、96.6%(H10)が97.1%(H13)となっている。

佐賀県

年度	更新を実施した市町村数	石綿セメント管残存延長	全管路延長	石綿セメント管の割合	事業費
H10	5	103km	637km	16.6%	393 百万円
H11	6	115km	1,361km	8.4%	1,094 百万円
H12	7	98km	1,607km	6.1%	1,023 百万円
H13	4	62km	794km	7.8%	90 百万円
H14	0				

佐賀県フルプラン地域における水道の有効率は、90.8%(H10)が91.2%(H13)となった。

大分県

年度	更新を実施した市町村数	石綿セメント管残存延長	全管路延長	石綿セメント管の割合	事業費
H10	0				
H11	1	21.87km	157.10km	13.90%	12 百万円
H12	1	17.40km	157.10km	11.10%	140 百万円
H13	1	14.30km	157.10km	9.10%	110 百万円
H14	1	12.06km	157.10km	7.70%	92 百万円

石綿管更新の結果、大分県フルプラン地域における石綿管残存延長は、H11年度末に21.87km(13.9%)であったものが、H13年度末に14.30km(9.1%)となった。また、水道の有効率は、83.9%(H11)が81.6%(H13)となっている。

水管理センター

福岡市では、昭和 56 年度より、浄水場から蛇口までの水の流れや水圧をコントロールするシステムを運用している。適切な水圧調整は、漏水防止にも役立っている。



7.2.工業用水における水使用合理化の事例

工業用水使用合理化指導調査事業（経済産業省）

水受給の逼迫している地域、とりわけ、地下水障害が発生している地域において、そこにある企業（工場）の水使用量を削減することを目的として、地域、規模、業種等の実体に即した水使用合理化準則を策定し、その準則に基づき、企業に対して回収率向上等の水使用合理化の実施指導を行っている。

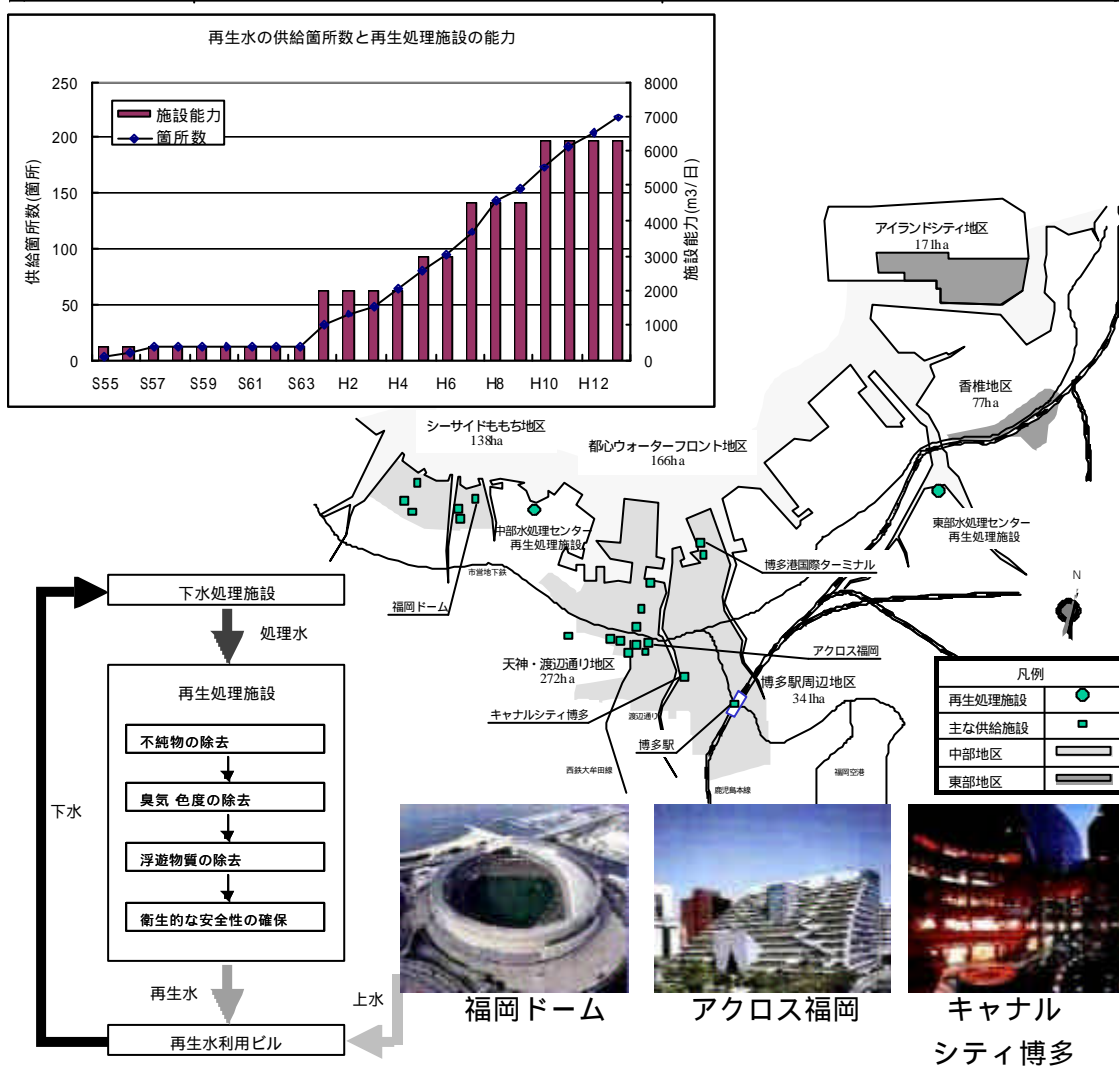
年度	対象地域	調査事業所数	合理化前の使用量 (m ³ /日)	合理化後の使用量 (m ³ /日)	削減率 (%)
昭和 53	佐賀県 佐賀平野地域	14/14	26,762	17,718	33.8
昭和 56	福岡県 福岡市域	27/45	25,381	23,458	7.6

7.3.循環利用の事例

再生水利用下水道事業

福岡市では、再生水利用下水道事業を実施し、都市の中の安定した水資源である下水処理水をトイレの洗浄用水や樹木への散水用水として再利用している。

	中部地区	東部地区
事業着手	昭和 54 年度	
供給開始	昭和 55 年 6 月	
計画供給量	日最大 8,000m ³ /日	日最大 1,600m ³ /日
計画供給区域	917ha	248ha
供給対象施設	大型建築物等 (延床面積 3,000m ² 以上又は給水口径 50mm 以上)	
再生水用途	大型建築物等の水洗便所の洗浄用水公園、街路等の樹木への散水用水	
処理方法	凝集沈殿、オゾン反応、砂ろ過、塩素消毒	凝集沈殿、オゾン反応、生物膜ろ過、塩素消毒



農業集落排水事業

農村地域の混住化、生活様式の多様化等農村を取り巻く状況の変化によって、農業用排水をはじめ河川や海等の公共水域の水質悪化の要因となっている生活雑排水を処理するため、筑後川に流入する地域において S58 年度より農業集落排水事業が実施されている。

農業集落排水事業は、処理水の農業用水としての利用を通じて農業用水の利用の合理化に寄与している。

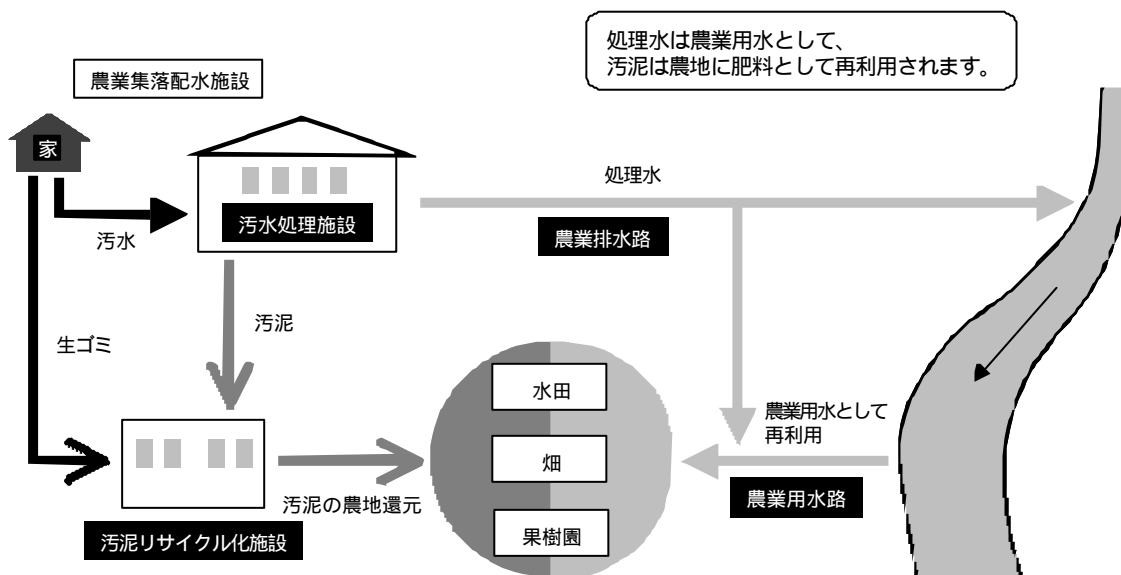
【筑後川水系における実施地区数】

県名	実施地区数		計
	完了	実施中	
福岡県	15	4	19
佐賀県	19	3	22
熊本県	3	1	4
大分県	1	1	2
合計	38	9	47

【農業集落排水事業実施例（処理場）】



【集落排水事業のイメージ】



7.4. 節水の事例

水に関するキャンペーンの実施事例



福岡都市圏では、全国「水の週間」に合わせ、福岡都市圏「水」キャンペーン2001を実施した。

チラシや水切りネット等の配布を行う「街頭キャンペーン」、福岡都市圏の厳しい水事情や節水方法を紹介する「パネル展」、パネル展示やステージイベントからなる「ありがとう水フェスタ」等を行った。

節水機器導入の促進

福岡市水道局では、広報誌やホームページを使用し、以下の様な節水機器の導入を呼びかけている。

節水型器具(従来の標準使用量に比べ、節水量が顕著で明確になっている器具)

器具名	機能
節水型便器	洗浄水量を1回当たり10リットル以下に抑える

節水可能な器具(従来の標準使用量に比べ、人為的に容易に顕著な節水が図れる器具)

器具名	機能
節水コマ付きじゃ口	一定の開度で水の勢いを抑えることができる
泡沫式じゃ口	水はね防止、少量の水で洗浄効果が大い
シングルレバー式湯水混合じゃ口	レバーひとつで吐水・止水や温度調整ができる
サーモスタット式湯水混合じゃ口	使うたびに温度調節の必要がない
電子式じゃ口	センサーにより自動的に吐水・止水が行われる
定量式じゃ口	希望の水量をセットすると自動的に止水する
一時止水機構付湯水混合じゃ口	適温のままコックひとつで吐水・止水ができる
小便器洗浄ユニット	ビル等で、センサーや時間により自動洗浄する

その他に、全自動電気洗濯機、電気食器洗い機なども節水可能な機器である。

節水に役立つ器具

(直接水の使用量を減らす器具ではないが、使用することにより節水が容易に行える器具)

器具名	機能
ミニポンプ	風呂の残り湯をくみ上げるときに便利。
定量止水器	風呂や洗濯機用のじゃ口に付ける。必要量の水が出ると止まる。
風呂ブザー	浴槽にセット。水が適量になるとブザー音で知らせる。
手元制御弁	ホースに取り付ける。手元で水を出したり止めたりできる。



定量止水器

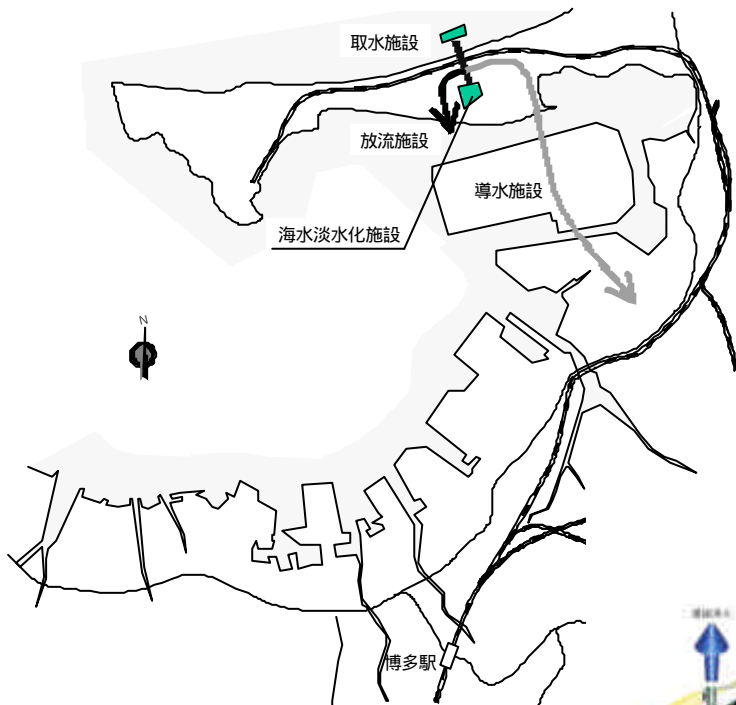
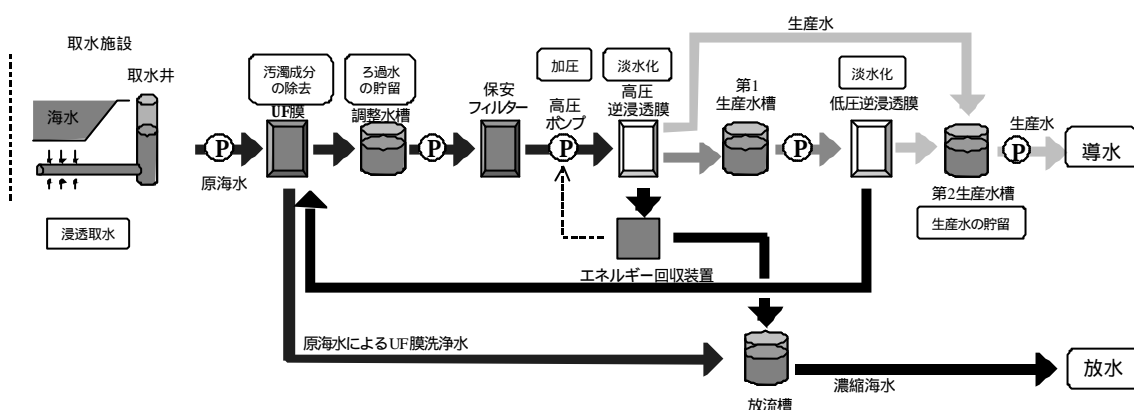


手元制御弁

7.5. 海水淡水化の事例

福岡地区水道企業団は、著しく逼迫した水需給や頻発する渇水への対応として、また流域外の筑後川水系に多くを依存する福岡都市圏の自助努力の一環として、海水淡水化事業を進めている。

- 【予定工期】 平成9年度～平成16年度
- 【事業費】 約440億円
- 【生産水量】 日最大50,000m³/日
- 【取水方式】 浸透取水方式
- 【淡水化方式】 逆浸透法(淡水回収率60%)



【UF膜】

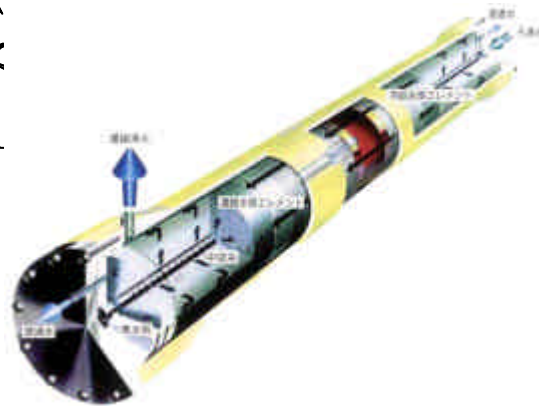
原水をろ過膜に透過させ、小さなウイルスやコロイドを除去する。

【高圧逆浸透膜】

供給水を多数束ねた中空系に透過させ、主に脱塩を行う。

【低圧逆浸透膜】

供給水をのり巻状の平膜に透過させ、主に水質の調整を行う。

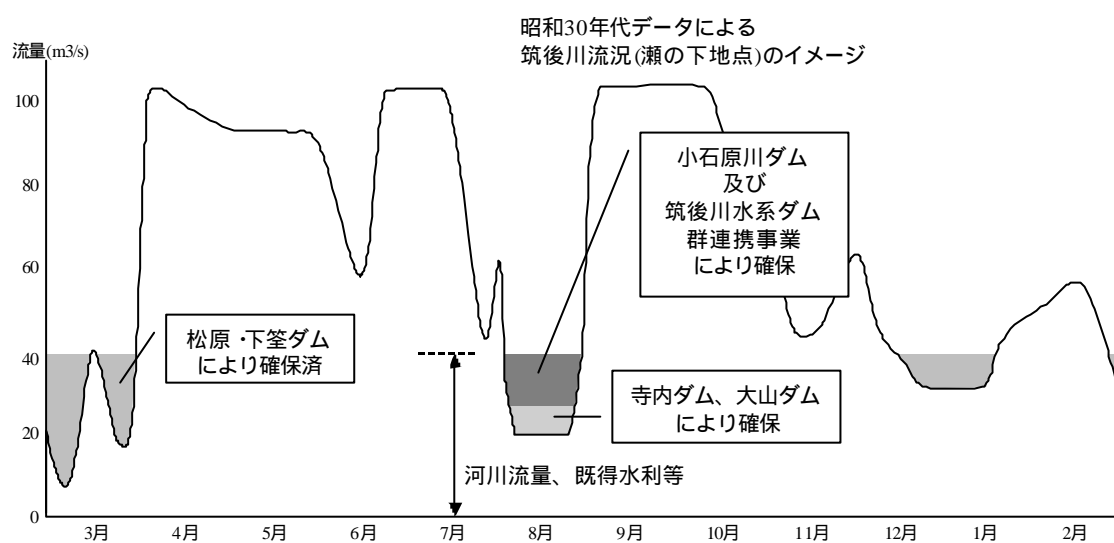


高圧逆浸透膜

8. 既存施設の有効活用の事例

筑後川水系ダム群連携事業

筑後川・有明海の水量の確保、河川環境(魚、水質、その他)の保全、既得水利(農業用水、水道用水、工業用水)への水補給等の河川流量維持を目的として、筑後川水系ダム群連携事業が国土交通省により計画されている。平成 13 年度より実施計画調査に着手している。



9. 渇水対策の事例

松原・下笠ダムからの緊急水の放流

筑後川水系の渇水調整においては、平成4年冬期渇水では、有明海のノリ養殖向けに松原・下笠ダムからの緊急放流や利水者間の水融通を実施するとともに、施設間の総合運用が初めて行われた。

平成6年渇水では、過去にない多岐にわたる調整が実施されており、全利水者に対して取水制限がかけられた。都市用水向けの水融通も県域を越えた利水者間融通や寺内ダム不特定用水及びデッドウォーター、松原・下笠ダム貯留水まで活用され、施設運用も貯留効率の高い施設から優先的に使用するなど、水と施設を有効かつ効率的に活用できるような総合調整が実施された。また、筑後大堰を活用した農業用水向け緊急放流や松原・下笠ダムを活用したノリ養殖向け緊急放流等も実施され、都市用水、農業用水、ノリ養殖等を見据えた広範囲の調整が実施された。

平成7年冬期渇水では、平成6年渇水で経験した調整方法を用いた水の総合運用や施設総合運用がその時期の状況に合わせて段階的に実施された。

また、現在継続中の平成14年度渇水においても、県域を越えた利水者間融通や寺内ダム不特定用水、松原・下笠ダム貯留水の活用等の様々な渇水調整を実施中である。

近年の松原・下笠ダム緊急放流の実施事例

実施時期	目的	実施内容	補給量
平成4年 10月～11月	汛期の河川流量確保	約10日間、瀬の下流量60m ³ /sを確保	約1千万 m ³
平成7年 1月～2月	汛期の河川流量確保	約20日間、瀬の下流量40m ³ /sを確保	約2千万 m ³
平成8年 1月～2月	汛期の河川流量確保	約45日間、瀬の下流量40m ³ /sを確保	約3千万 m ³
平成11年 3月	汛期の河川流量確保	約20日間、瀬の下流量40m ³ /sを確保	約5百万 m ³
平成6年 11月～7年2月	汛期の海苔洗浄用水の確保	福岡県南・佐賀東部水道の取水制限を20%緩和	約3百万 m ³

広報の事例

湧水の際には、広報活動として「節水チラシの配布」や「節水ポスターの掲示」等を行うとともに、受水者へ文書で節水の依頼を行うなどしている。



自主節水の呼びかけ

農業用水を取水している土地改良区は、長期予報やダム貯水率等より判断して湧水が想定される場合には、自主的に節水に係る呼びかけを実施している。

両筑土地改良区
節水の協力を呼びかける文書を必要に応じて出しており、平成14年かんがい期では、3回文書を発出している。また、有線放送でも協力を呼びかけている。

耳納山麓土地改良区
節水の協力を呼びかける文書は必要に応じて出しており、平成14年かんがい期では、1回文書を発出している。また、有線放送でも協力を呼びかけている。

【呼びかけの具体的事例】

平 14 両筑改第 237 号
平成 14 年 7 月 8 日
総代・用水委員殿

両筑土地改良区
理事長

梅雨の候、ご貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年の水管理につきましては、皆様方のご協力を頂きながら田植を終わり、計画通り配水が出来ましたことに感謝申し上げます。

つきましては、本年の農業用水も梅雨期間でありますが大ままとまった降雨がなく、異常少雨状況が続いており、江川・寺内ダムの農業用水持分の貯水量は7月7日現在923万 m³(貯水率63%)と急激に減少いたしております。

そこで、改良区におきましては非常事態と考え7月5日に干ばつ対策特別委員会を設置いたしました。その対策として例年より早い7月11日から間断灌水を実施し、揚水機の稼働・溜池の利用を行いながら節水努力を続けて参りたいと考えております。

そこで、ダムの水を1日でも長く有効に使っていくために、皆様方に今まで以上の節水についてのご理解とご協力をお願いいたします。

なお組合員の方々への周知方重ねてよろしくお願いたします。